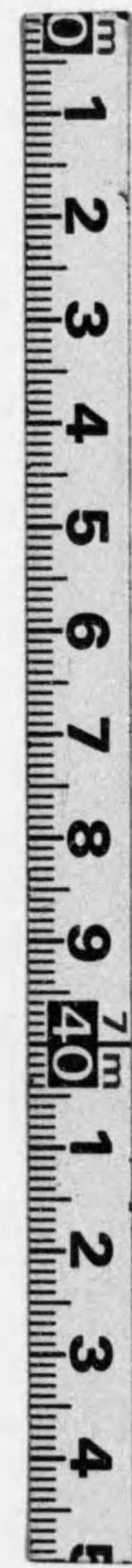


339
a
7



始





4T1

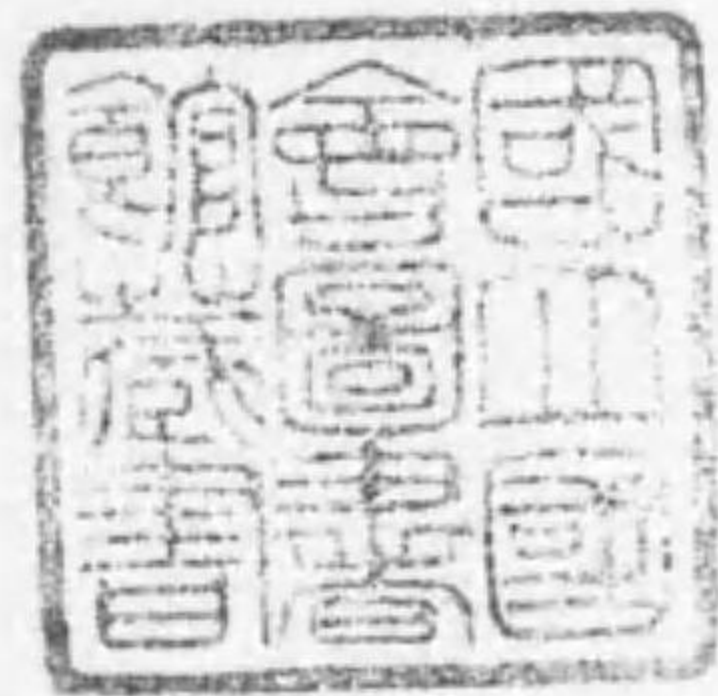
N・バルー
賀川豊彦 著
譯

協同組合保險論



東京叢文閣版

a 339
7



1939

1939

譯者序

社會保險の本質上、それが協同組合化せらる可き第一のものであらねばならぬことは、少し考へたら わかることである。

歴史的に見ても、社會保險はさうした友愛的社會性を帯びて出發したものであつた。

然るに途中で、それが資本主義化せられ、一種の投機的性質を帯びるようになった。

然し、一般に無産階級の問題が取り上げられるようになって、もう一度保險制度全般を社會化し、社會化の道德的基底を、協同組合に置かんとする傾向が現れて來た。

私は英國の友愛協會フレインドシップ・アソシエーションなどの歴史的發展が、社會保險に貢献したことは、此處で考へない。友愛協會が労働組合や、社會保險の上に與へた影響は、實に大きなものである。フランスに於ても宗教的友愛協會カトリック・ソシエテの社會保險に對する役割は實に大きなものである。

然し、獨逸ライフアイゼン信用組合が、必要上始めた協同組合保險の經驗は、人間生活史上、無視出來ない大きな効果を齎らした。獨逸労働階級の消費組合の健全なる理由は、ライフアイゼンの始めた組合保險から金融を受け得るからであつた。その反對に、組合保險から金融を受けてゐなかつたベルリン消費組合は、ヒットラーのベル

譯者序

一

リン入市によつて壊滅に歸してしまつた。それは組合員の貯金部資金にのみ依頼してゐた爲めに、ヒットラーの重慶を恐れた組合員が消費組合貯金部を取付けした爲めに忽ちの中に滅亡した。それに引換へ組合員の組合保險を中心として消費組合を充實してゐた獨乙ハンブルグ組合は危機を脱することが出来た。ヒットラーも後になつて氣がつき、六千萬マルクを補助してベルリン消費組合の再興を計つたが、その時はもう遅かつた。

スカンヂナヴィアの消費組合が比較的長足の進歩をなし得るのは、組合保險の金融を忘れてはならない。スウェーデン然り、フィンランド然りである。

英國も、一九三七年一月一日からスキデンの遣り口を眞似て、協同組合保險に消費組合として力を入れるようになった。

日本に於ける社會保險も、協同組合的に出来てゐるものが四つある。最も早く出来たものは家畜保險であり、その次に出来たものは、労働者強制健康保險組合であつた。更に昭和十二年度に於ては、漁船保險組合法が議會を通過し、昭和十三年度に於ては、國民健康保險組合法が議會を通過した。

然し、日本に於ける最も重要な生命保險は、資本主義機構と國營保險とのみに許されて、一般庶民層の組合保險は許されてゐない。また火災保險に就ても同様である。もし日本國民が厚生運動を盛んにしようと思へば、生命保險が盛んにし、その積金によつて、保健施設を完備し、一方に於ては醫務組合及國民健康保險と連絡し、他方に於ては營養食供給組合、住宅組合、被服生産組合と連繫を保つ外、文明國としては世界無比の肺病國である。日本の

死亡率を低下することは出来ない。

協同組合保險の應用は實に絶大である。或は火災保險にしても、生命保險と同様である。之を協同組合化しなければ、農家の火災より蒙る損害を救済することは出来ない。日本の一年間の火災の件数は約三分の二は、農村の火災である。然し、火災保險會社は、之に對して保險をかけてくれない。茲に火災保險協同組合が立法化されなければならぬ理由がある。今日、日本の生命保險の如きは、全く金融資本家の善き鑛床であり、その集積せられた資金も、多くは電力と織維工業の方に振り向けられてゐるのである。

私は、協同組合が持つ道徳的自肅力とその非搾取的精神と、その共愛互助の機構そのものが、社會保險の根本的精神と一致することを堅く信じてゐる。

私は更に、貧困者を救済する社會事業そのものが、協同組合的社會保險によつて、その大部分を遂行し得ると考へてゐる。

即ち養老保險にしても、癱疾保險にしても、純潔金庫にしても（身賣防止の爲めの）教育互助保險組合にしても凡て、協同組合的に實行し得るものである。

これからの社會事業は、協同組合化されなければならない。そして、その協同組合は時間上に發展する社會連帯意識の上に乗せなければならぬ。さうすると結局すると、ころそれは組合保險と云ふことになる。

ペルー氏は「協同組合保險」の重要性に眼をつけて歐洲の事情を詳細に纏めてくれた第一人者である。私は一九

三六年度この方面の調査に歐洲を廻つたが、積立金の運用などに関して、突込んでよう聞かなかつた。實はそこま
で探りを入れたのだが、先方が忙がしがつて教へてくれなかつたのである。處が、此書には一九三六年度あたりま
での資金運用に就て詳しく教へてくれてゐる。

で、私はロンドンに在住する同氏に宛て、この良著の翻譯權を與へられんことを書き送つた。ところが同氏は丁
寧にも早速同意を與へられたことを私は心より感謝してゐる。

日本に於ては、産業組合が保險などを取扱ふ可きもので無いと考へてゐる代議士などがあるのに私は驚いたこと
であつた。

私の期待は、日本が經濟的に無産者を救済することである。この意味からしても、かうした翻譯が少しでも、日
本の産業組合の發達に貢献し得れば、どんなに幸福か知れないと思ふ。

この書の翻譯に當つて、山崎勉治氏は農業保險の部分、その他の部分は同志社大學教授竹中勝男氏、同志社大
學助教授島田啓一郎氏、また熱田俊貞氏の分擔翻譯せられたものである。その出来上つたものを、私が原書と相對
照して、もう一度當つてみた。それで先づ翻譯に誤謬なきを期し得たと思つてゐる。猶校正に當つては、高山郁平
氏を煩した。此處に改めて諸氏に感謝する。

昭和十三年八月二十二日

賀川 豊彦

原著者序

本書の目的は全世界を通じての、協同組合保險及び互助保險の、理論と實際を概括することにある。私の知る範
圍に於てはこの種の著作としては最初のものである。協同組合保險の制度が始めて出来上つたのは、約七十年前で
あるが、この問題についての研究は、嘗て企てられたこともなく、又出版せられたこともなかつた。

この分野に於ける最初の計畫であるために、本書に於ては問題の凡てを掴み得たとは考へない。また調査にあた
つて落したり、多少粗漏がないとは考へない。本研究は三十五ヶ國の數千に亘る協同及び互助保險組合の數百萬
人の契約者に關聯してゐる。この運動の分科状態と十數ヶ國語に出版されてゐる各種報告の雜多性から見ても、協同
保險の諸施設に關する經驗、理論及びその實務に就ての一般的研究が必要であつたのである。この必要性をこの運
動に關係してゐる實務者が痛感してゐた。もし私が協同組合保險團體の實務者よりの親切にして有益なる援助を得
なかつたなら、この著書を書くことは出来なかつたであらう。この著を物にするに當つて、ホレリス・プランケッ
ト財團、國際協同組合同盟並にその保險部委員、國際聯盟勞動局内協同組合部、國際協同組合研究會等より多大の

援助と激勵を受けた。

この著は一九三三年より一九三六年まで三年間、ロンドン經濟大學に於ける研究の結果である。それで私はG・L・シュワルツ氏の親切にして同情ある指導に對して負ふことが多い。私はこの研究に當つて多くの點に批評と忠告を受けることに努めた。私はF・W・ペーコン氏、D・パーバー氏、M・デイグビー女史、M・ドップ氏、J・P・ジョーンズ氏、H・メーレル氏、J・レヴィン氏、M・T・リッツル氏、H・J・メー氏、T・W・マーサー氏、C・F・スワリツクランド氏、F・H・C・タラック氏、カール・ウォーター氏、ジョージ・ライト氏、またこの書の全部或は數所を原稿に於て讀んでくれた人々の有益なる批評と暗示に對して感謝する。

又私の研究に際して、ロンドン經濟大學ホレス・プランケット財團(特にH・A・アイザント氏)並に國際協同組合同盟等の圖書館の幹部諸君より受けたる援助に對して感謝する。又この書の材料の蒐集と書物を書く準備のためにカルマノスキー夫人がよき盟友とし、又助手として暫ならぬ援助を與へてくれたことを感謝する。

この研究の結果として私は次のやうな結論に達した。庶民保險は勞働階級には非常に重要なものであるが、社會保險によつて十分組織化されても居らず、さればと云うて營利保險によつて、よき恩典をも蒙つてゐない。この結果賃銀生活者や小農は、非營利的協同組合の線に添うて、自主的保險團體を組織することを餘儀なくせられた。この運動は過去七十年間に長足の進歩をなし、今や二千萬人の組合員と十億ポンドの資金を集めるやうになつた。

この研究を出發するに際して、一點だけは明瞭にして置く必要がある。即ち協同組合保險は、社會保險を驅逐したり或は無用にするものではなくして、寧ろその足らざるを補ふといふ點にある。

今日、賃銀生活者が受取つてゐる賃銀は、彼等の保險制度に必要な、凡ての點を満足さすやうな餘裕をもつてゐない。それで國家がどうしても部分的に補助を與へなければならぬ。協同組合保險に關する報告の缺乏は、この運動の發展に、色々な支障となつてゐた。資本主義的保險會社は、その組織と活動と技術とに關して、或る種の神秘的空氣を作るために最大の努力を拂つてゐる。營利主義的保險會社間に於て、庶民保險に關する限り、保險料率または保險條件に於て、激しい競争はない。それで街頭の一般人民は、この種の自由競争によつて、あまり利益を得てゐない。否、寧ろ一般市民は巨大なる保險會社の組織的勢力と、その複雑性に驚き且つ眩惑されて、保險契約の條件に關して全く批評を控へ、何等の思慮を與へずしてその恩典に浴さうとする。

この研究の結果、いかに協同組合保險によりて、それに屬する幾千萬人の會員が、營利保險會社よりか、その料率に於て又その契約條件に於て、遙かに勝つた状態にあるかと判明した。且つ協同組合保險が、全勞働階級に對し、最も重要な社會奉仕をしてゐるのみならず、最も適切なる投資政策により、協同組合運動の他の部門、活動に對しても、多大の貢獻をなしてゐることが分つた。協同組合保險の成切は保險の分野に多大の注意を拂ふ必要を教へるのみならず、協同組合運動全般に對する、驚くべき將來性を約束するこの鍵を大に活用せねばならぬこと

と、營利と搾取を目的とする保険制度を一掃せねばならぬことを我々に教へる。

この著作が一層協同組合保険の發展を助け、特に私が多年高調しつゝある協同組合工場組織に寄與し得ることを望む。またこの書が後日の研究者に多少なりとも、資料を提供し得るならば幸である。

一九三六年八月

N・バルー

目次

原著者序……………一

譯者序……………一

第一章 保険論—保険の本質及び要素……………三

一、保険は必要か……………三

二、保険に於ける「損害」と「危険」……………四

三、危険舉止と保険……………三

四、危険の測定と保険……………三

五、分類……………四

六、保険理論と協同組合保険……………四

第二章 庶民保険制度の缺陷……………五

一、保險によりて……………一六

二、産業保險の法制上の繁雜性……………一六

三、失効……………一七

四、經費……………一七

五、剩餘金の配當……………一八

六、營利保險とその搾取……………一九

七、保險と營利……………一九

第三章 相互保險……………二五

一、起原……………二五

二、分類……………二六

三、機構……………二六

第四章 協同組合保險……………三五

一、經濟組織の特殊形態としての協同組合……………三五

二、協同組合保險の諸要素……………三五

 法律的要素……………三五

 社會的要素……………三六

 經濟的要素……………三六

三、協同組合保險とその他の保險との相違……………三七

第五章 消費者協同保險組合……………一六

A、第一種消費者協同保險組合……………一六

B、第二種組合……………一八

C、第三種組合……………一九

 イギリス……………一九

 スカンデナヴィア及びフィンランド……………二〇

 起原及び組織……………二〇

 財政状態……………二三

社會的業績……………二二二

第六章 協同労働保險組合……………二二三

A、労働組合協同保險組合……………二二三

起原並に發達……………二二三

組織……………二二六

諸活動……………二二〇

財政狀態……………二二四

B、オランダの労働者金融保險組合……………二二七

C、労働運動の協同保險組合……………二四〇

D、アメリカ合衆國に於ける労働組合の組織せる協同保險組合……………二四四

第七章 農業協同組合保險……………二五一

一般的組合……………二五二

一、ライプハイゼン制度(ドイツ)……………二五七

二、一般的保險組合……………二五三

A、元受保險……………二五三

B、再保險……………二八〇

C、附屬的保險……………二九〇

D、國家獨占に依る協同組合保險……………二九三

三、國民相互保險制度……………三〇三

第八章 農業協同組合保險……………三二七

A、火災保險……………三二八

B、暴風保險……………三三一

C、電害保險……………三三一

D、家畜保險……………三五三

E、農業傷害並疾病保險……………三七四

F、自動車保險……………三八二

G、農業ストライキ保險……………三八六

第九章 協同組合従業員保険組合

三九八

A、農業協同組合従業員

三九〇

B、消費組合従業員

三九四

第十章 組織

組織

四〇一

一、保険單位

四〇五

二、業務範圍

四一七

三、内部組織

四二二

四、代理店制度

四二四

五、外部組織

四二七

六、再 保 險

四三四

七、國家との關係

四三四

第十一章 基金と投資

四三七

一、基 金

金

四三七

二、投 資

資

四四四

三、新しき投資系統

四五三

四、財政状態の概要

四五九

第十二章 結 論

論

四六五

— 目次・了 —

協同組合保險論

第一章 保険論

— 保険の本質及び要素 —

一、保険は必要か

保険は経済學の文獻上論争多き主題である。一方論者の或る者は、保険を以て經濟に於ける基本的部門の一を構成するとなすのに對して、他方では保険には何等積極性なしと論斷するものがある。^(註一)

(註一) Huebner, The Annals of the American Academy of Science, march, 1927, P. 213, Willer, the theory of Risk and Insurance in the Columbia University Studies, P. 126. Nicholson, Elements of Political Economy, P. 193. Seligman, Principles of Economics, P. 606; Clay, Economics, P. 94; Fairchild and Compton, Economic Problem, P. 321.

保険が適用さるゝ私的利害に關して二個の主要部門が存する。一つは各種の可能なる偶發事故や窮乏に直面せる個人やその家族の緊要な生活上の必要であり、他は現存する所有社會の成員たる我々の將來に於ける需要を充すべき事業及び商業上の必要である。然らば如何にして保険は、これらの將來に存する必要を充足するか。その需要は

或る場合には損害や破産を結果するところの急變又は災害の結果として起り、又時には、損害とは關係なき特殊な必要として起る場合も存するのである。保險は損害を防止はしないが、しかし偶發的の事故によつて誘發される一時的損害を償ふに必要な資金、又は被保險者の將來に於ける必要の充足の一時的資金を支辨するに必要なものを合理的對價に於て供給する。かゝる方法に於て保險は、個人、家族、企業の私的經濟を將來の事故による結果から護り、又は將來の需要の充足に對する資金を彼等に供給するのである。保險の現象を生むに至つた感情は、普通人に取つて、『收得の機會は損得の豫想によつて壓倒される』（フィッシャー）といふ事實に表明されて居るのである。大多數の人は巨額の損失を避けるためには收益の一部を犠牲にする。従つてこの反賭博的傾向は保險の主要なる資源である。危急事に對應するに足る臨機の資金を供給することによつて、保險は社會的個人的諸活動の健全な發展に對する最大の利益たる安全感を創るのである。

保險貯蓄論は、保險を以て經濟的貯蓄及資本蓄積の手段と觀る保險活動の「貯蓄的」見解によつて著るしく影響されて居る。それは保險を以て、貯蓄の不安性から來る重壓を、その同一の不安性に曝されて居る多くの經濟人に分擔せしむる事によつて生ずる今日の資本主義經濟の不確實性が結果してゐる非經濟的貯蓄の必然性から解除する機關であると解するものである。然し乍らこの理論は、一般貯蓄と保險との間に存する重要な差異を看過してゐる。第一にこの見解は、保險はその最善に於て質的なる貯蓄であるといふ點を無視してゐる。個人的預金者は孤立的である。彼は自身の預金及びそれによつて生ずる利子に依存せねばならない。然るにも拘らず實際には彼は

十分なる資金を蓄積する迄長生き出來るといふ希望の上に賭をしてゐるところの一種の投機者なのである。保險による貯蓄は之とは全然選を異にする。それが貯蓄である限りに於ては、それは團體的貯蓄である。被保險者の一團に依つて、その團體の各員によつて蓄積せられたる資金は、偶發事故に遭つた人々の必要及び利害の爲めに用ひられるのである。第二の差異は、貯金は將來の準備として例へば一人の人が家屋を買ふためとか、又は彼が老齡に備ふるため、更に又子女の爲めにといふ様に一定の必要に備へられるものである。然もそれにも増して必要な事は將來の偶發事故の保證である。即ち、疾病、傷害、死亡の如き對人的な災害や、火災、盜難、冷害の如き對物的被害の如き各種の危険から結果する將來の損失に對する保證は一層必要である。保險は一般にその貯蓄によつては全然間に合はないか、又は不十分にしか支辨出來ない、これ等の將來に起る偶發事故に備へるところのものである。

(註一) Hülsse, *Versicherung und Wirtschaft*, Halle, 1914.

第三の差異は蓄積の額に關係するものである。保險機關によつて蓄積が行はれる場合には、同一の目的に對して個人的預金者によつて蓄積される様な尨大額を必要としない。團體的需要は個人的必要よりも比較的小額の貯蓄を以て足りる。何故なら、團體による蓄積總額は起り得べき全損害額に殆んど接近する事が出來るからであり、又社會的觀點からすれば、不必要なる消費であるところの殘餘額は、その大部分が還元出來るからである。社會に對する保險の經濟的利益は、資金蓄積額の還元並に不安性より來る部分の除去の中に成立するのである。(註二)

(註二) Willet, *op. cit.*, PP. 141-2 と比較せよ。

現下の社會に於て保險の必要は増大してゐるか、將又減少してゐるか。この問題に關しては可なりの相違した見解が存するので、人的事故の保險と事業上の危險に對する保險の二つの分類領域に添つて研究する必要がある。現下の高度化した神經組織は、人間をしてその將來に關して一層の不安を感じせしめ、『近代産業と生活の複雑性は一齊に將來の豫測を困難ならしめ、且つ各種偶發事故に對する特殊の適當なる準備を必要にしてゐる』のである。^(註一)個人の生活は層一層危險に曝されるに至つてゐるが、これに對應して國家及び地方自治體に依つて、又は民間自動機關の設定によつて、國民の必要に對する一層の注意も拂はれるに至つて居るのである。

(註一) Hobson, The Industrial System, P. 279.

事實上の危險に關しては、我々が經濟的進歩に對して支拂つた代價の一部は、却つて經濟生活の危險を招致したかの觀を呈してゐる。生産活動に於ける危險増加の原因は、物質的、社會的、經濟的諸環境中に見出される。産業に於ても危險の要素は不斷に増大してゐる。近代の技術合理化はその破壊力が生産力と同じ程度に強力な自然力を裝備してゐる。その恐るべきスピードを以てせる近代運輸は前代に全然未知の危險を伴つて現はれた。之等の新しい諸力は主として商業的規模の上に利用されることを許すところの保險の存在に依らなければならぬのである。非統制的自然力に比較的依存してゐる農業に於ては、物的危險の要素は常に經濟活動の他の部門に於けるよりも大きいのである。それは或る場合には近代工業の發展によつて増大されたものではあるが亦同時に例へば灌漑による旱魃の緩和の如き方法によつて一方その危險も著しく減少してゐるのである。

(註一) ドイツに於ては電燈を耕作地に電流を通ずることによつて或る程度除去されることが實驗されてゐる。International

Review of agriculture, (933, no. 12, 500)

個人と社會集團間に設定された關係から生ずるところの經濟的社會的危險は屢々「自然的」危險として避けるには餘りに夥多であり困難である。生産に於ける著るしき増大と緊張したる競争は資本主義社會に於ける利害の衝突を増加し、經濟的諸活動を一層危險性多きものになして居る。信用組織の如き特殊機關は損失の多くの特殊なる機會を醸成し、經濟生活の不安性を増大した。新らしい危險が新らしい經濟環境から發生する。現代事業の復合性は、その國際的分岐と關係とに相俟つて新らしい危険性を創る。近代資本主義企業は遠望的な計劃を發展させたが、それは又その危険性をも増加した。事業上の危險は、しかし、精細なる觀察と計算の對象であり、その危険性も亦それ自身の法則性を有する事が發見されて居るのである。

保險は損害に對する一定の緩和補償に關する集合的形式が既に古代及び中世に於て知られてゐたにしても、結局近代資本主義の產物に外ならない。それは資本主義的所有社會の子供であり、冒險を以てその代表的表現とせる私企業の競争の上に生れたところのものである。如何なる經濟組織の下にも危險は生起するが、しかし資本主義制度の特殊性は、それが危險に對處するものが私的個人又は私的團體に限られてゐるところにある。現代社會の生産並に分配活動の大部分は、労働者を搾取し、企業の機能的冒險を自身に受けてゐる企業家によつて組織されて居る。労働者は一定の報酬を支拂はれるが、それは普通、生産が利益を收めない場合には解雇の危險を冒して居りながら

も、一定の企業の成否に拘らずに支拂はれるところのものである。近代社會に於ける事業活動は一切の種類の生産、分配活動が高度に特殊化されて居るほどに組織化され、機能は分業化してゐる。農業すらも今日は次第に特殊化經濟の方向を取りつゝある。幾多の國家では、農民は今日耕作の一部門に特殊化され、その爲めに氣候其他の自然的條件が悪い場合には、その災害は耕作者にかゝつて來る状態に置かれて居る。嘗ては農民はその農場に各種の農産物を作り、一作の失敗は他の豊作によつて補ふ事が出來たのである。特殊化は農業生産高を著るしく増大はしたが、同時に又それに關聯して自然的經濟的危險をも増加したのである。而して假令各種の自然的偶發障害に對する豫防的手段の發展に於て一定の進歩がなされたにしても、特殊化の危險は尙ほ重要なものとして殘されて居るのである。

特殊分業化はそれ自體を所與の産業又は職業に於て固有なる之等の危險を取る事の中に表明して居る。だが各企業の中には考慮すべき他の危險をも胚胎されて居るにも拘らず、企業家は、例へば火災、氣候の變化等の如きを豫見も防止も出來ない^(註一)のである。そこには第一に自然の危險がある。保險は企業家が特殊化し得ないこれ等の危險を保證する事によつて彼の事業に對する不時偶發事故の危險を越えて彼の努力に専心する事を得せしめるのである。保險は更に彼に對して、非保險の場合に慎重に考究せる以上に、より大なる危險を克服する機會を與へる事によつて企業家の特殊化による危險の一部を消滅せしめ、斯くの如くして彼の生産活動の範圍を擴大するのである。安全感を創る事により、又事業家を一定の危險から全然解放する事によつて、保險は生産的精力の直接なる増進者として

奉仕する。従つてそれは經濟的努力の生産率を高め、而して『斯くの如くして創られたる生産の増大は社會的所得を構成する』^(註二)のである。事業活動の效果的發展に對する保險の重要性は、經濟活動を不可避免的に危險から防止する爲めに用ひねばならないところの力の代りに、特殊化を一層發展せしめる爲めの無限の可能性を賦與する事實の中に存する。然るに近代資本主義の中には、その反對の方向に作用してゐる諸力がある。それ等は、全き新情勢を創れる各種經濟活動の領域に於て存する新しい社會的 獨占的組織である。之等の組織は、彼等の團體外及び全體としての社會に競争を甚だしく刺戟すると同時に、獨占的團體内部に於ても亦競争を激化してゐるのである。

(註一) Clark は "Insurance and Business Profits", Q. J. E., Vol. VII, P. 52 にこの危險を靜的と動的に區分してゐる。前者は火災、盜難の如き場合に常に存在し、後者は「新らしき進歩の導入によつて生ずる不安性」を通して構成される危險 P. 49.

(註二) Willet, op. cit., P. 97, Hobson, the Industrial System, P. 279. 『保險無しには、より高く評價してゐる危險の増大せる數量に對應すべき意識的無能力によつて原因される憂慮不安は、事業界を通じて生産の主觀的又は人間の資本を不可避的に緊張せしめ、消耗せしめる。』

歐洲大戰以來、資本主義世界は幾多の重要な變動を経つゝある。新らしい會社組織により、又は私企業家は、國內に於て、或る者は更に國際的領野に於て、その獨占的位置を保持しつゝ、有限會社としての大聯合を構成する事によつて、かなりの程度まで進出して居る。之等の新勢力は獨占的資本主義企業の危險障害を減少する方向を取つてゐる。現在の資本主義は兩極端の合成物である。一方には企業家合同や聯合會を創り乍ら、他方には經濟的巨人と

の競争に奔命せる小都市及び農村の生産者及び商人並に小企業家を尙ほ生存せしめて居る。これ等の團體の各自は保險に關して非常に異つた利益を有するのである。

企業家合同及び聯合會は國內各所に、又屢々全世界に涉つて彼等の生産的、分配的、財政的單位を所有する。彼等は極めて多種の工業に關係し、而して、彼等が受ける危険の種類や結合は極めて廣汎であつて、それによつて彼等は自身の都合に従つて諸種の危険を統合整備する事が出来、かくする事に依つて外部からの保險の必要を解除してゐるのである。かゝる方法は種別を異にし、分離したる企業の範圍を一個の權能の下に統括する利益を有するのみならず、これは船舶保險に關してアダム・スミス(註一)により既に早く指摘されたところであるが——それ等は「事業經營の本質的恐怖」(クラーク)を著るしく減少する方法に於て市場の統制をなし得るのである。この方法は屢々市場から數年に涉つて新發明を枯渴せしめる事によつて經濟的進歩を後らすが、然しさうする事によつて彼等は舊廢したる企業に投資された資本の損失から自身を護る事が出来るのである。更に、かういふ方法による獨占的位置のあるものは私企業家が準備すべき一定の商業上の危険に對する保險を必要ならしめる。大きな獨占の建設は同様に事業及び商業上の保險の將來の見透しに極めて重要な影響を持つものでなければならぬ。保險は危険が存在するといふ事實より創られるのではなくて、その危険を克服するのに個人又は企業家達が無能力であるといふ事實によつて始まるのである。巨大な獨占の成長は全然新しい角度から彼等の危険を克服しようとするところの新しい基礎を創る。彼等は保險機關の奉仕に何等支障を來さない方法で彼等の各種の危険を自身で結合整備する事が出来るのである。かくて自己保險の問題は近代資本主義の下に於ては新しい全能的獨占企業に對して新見解を提供するものである。

るものである。かくて自己保險の問題は近代資本主義の下に於ては新しい全能的獨占企業に對して新見解を提供するものである。

(註一) Adam Smith, *Wealth of Nations* Vol. I, P. 111 『大會社又は大商人ですらも、彼等が二三十隻の船舶を所有する時には相互に危険を保護する事が出来た。それ等から擧げられたプレミアムは、平常時に彼等が蒙る損害を償つて餘りがある。しかし積荷に對する保險の缺如は家屋に對する保險と同様の方法で、その大部の場合單なる不注意的急性や危険の輕視によるところのものである。』

他方に、その生産手段が雇傭労働の隨時的助力を受ける以外には、その家族によつて營まれる村邑の小生産者から成立してゐる企業家の特殊な形態をもつた大きな一團がある。彼等の場合に於ては、彼等の個人的需要と生産的需要の間に限界線を設ける事は屢々困難な場合が多い。特にこの事はその家族成員が單に家族としての場合と生産單位としての場合の二重な目的に働いて居る農業の場合に適切である。小生産者も亦企業家としての危険を持ち、市場や價格に依存して居るが、然し彼等はその生産活動に於て彼等自身の限定された資本や家族の勞力により多く依存して居る。彼等が提供し得る保全は極めて小であつて、それは借入資金が過重なる場合彼等が支拂ふべき率に過ぎないのである。技術的變化の應用、改良及び取引の膨脹は彼等自身の資源の缺乏によつて制限せられて居る。(註一)

(註一) Hicks, "The Theory of Uncertainty and Profits," *Economica* 1931, P. 185.
尖鋭化した競争の資本主義的手段は彼等に役に立たない。而して現に小都市や農村に於ける生産者によつて可なり程度の成果を収めて居る彼等の事業經營に於ける集合的膨脹としての共同組合は、彼等の將來の重要な希望

となつて居る。保険が之等の小生産者を大資本家よりも更に遙かに廣範圍に助けてゐるといふ事を了解する事は容易である。火災、船舶、交通の諸保険は幾多の小事業に對する救濟になつてゐる。^(註1) なぜならば、彼等は豫備資金を持たず、巨大有力な事業の運轉の種類や廣い展望を缺如して居るからである。

(註1) クラークの「保險及び事業利潤」Q. J. E., Vol. VII, P. 52. と比較せよ。保險の缺如は「立派に設立された事さへも次第に共同形式に餘儀なく變更せしめる。新事業は一層力強く同一の影響に依つてこの方向に追ひやられる。」

この小都市並に農村の生産者に取つて、共同組合的保險は有力な可能性を開き、而して彼等は世界到るところによくそれを利用して居るのである。

保險は生産的活動に對して單に企業家や小生産者の刺戟を増加するに止らず、更に個人の収入を鞏固ならしめる。それは保險によつて保護されない場合に企業家やその家族が蒙るべき災害を救助する。保險の缺如は従つて私的生活の保全を著るしく減少する。ある經濟學者達は、保險の缺如によつて個人による貯蓄は著るしく減少するであらうと論ずる。然し之は甚だ不確實な論である。資金蓄積は増加するであらうが、生産的貯蓄及び投資は増大せずと見る方が當つてゐる。若し保險を奪ふとするならば、彼等はその小額の餘利をも蓄積し、彼等の投資を極めて流動的な形式に保つであらう。かくて民衆の效果的な購買力は著るしく縮小され、ひいて之は經濟組織の上に逆の効果を齎らすに到るであらう。他方、保險が無かつたとした場合保險會社によつて蓄積されたる老資金の缺如は、必ずや個人貯蓄の成育によつて代行補償されるであらう。保險は斯くの如く單に生産を刺戟するだけでなく、消費をも刺戟

するのである。個人は保險によつて、彼の常時収入が増加せず、事實支拂割増金のコストによつてそれが減少してゐる場合にすら、その個人収入に於けるより大なる確實性と規則性を獲得するの利益特權を贏得るのである。^(註1)

(註1) Fisher, Elementary Principles of Economics, P. 429, Wilkinson, Mutual Thrift, P. 3; Manes, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Vol. VIII, P. 624. 等とこの點を比較せよ。保險は資本蓄積力である。……それは従つて収入と同様に財産を保護する。

最後に、保險は保險事業の適當なる機關に直接利害關係を有するところの消費者に對して一大恩恵である。何故なら彼は結局そのコストを支拂はなければならないからである。若し保險がなかつたとしたら、危険の全コストは結局消費者に懸つて來るのである。保險は従つて消費者の利害に於て組織さるべき經濟活動の主要領野に存するものとなるのである。^(註1)

(註1) Redfern, The Consumer's Place in Society, PP. 14-22.

保險の實際的意義と重要性は、我々が全然保險がなかつた場合に蒙る障害について一考するならば容易に理解出來る。保險の缺如は現在の經濟組織が保險を無視してはその作用を想像する事が實際に困難であり、それは經濟的轉位混亂を導くとさへ考へられるのである。保險は人間的、事業的諸活動の發展に於てかゝる重要な役割を演じ、その缺如は著るしく個人的創業を阻め、危険に對する個人の準備を失はせ、ひいては我々の社會的經濟的生活上最も恐怖すべき結果を誘致するに至るべき事が想像されるのである。

生活の各方面に於ける危険の減少と増加の調和平均を取る事は困難である。現代社會に於て物質的危険は減少しつつあるが、社會的危険は増加しつつあると言ふ事によつて、今日の事態を總括的に把握する事は恐らく正しい見方であらう。然し死の危険は、今日減少しつつあるが長壽の増加によつて示されてゐる様に——然も生命保険は著しい程度に増加して居るのである。近代社會に於て保険の必要性は危険の増大よりも急速に増加して居る。これは二つの主要な原因の結果である。文化の高次なる程度は一方に大衆は彼等の現在に對してのみならず、その將來の必要に關して一層注意を拂ふやうになつて來た事實の中に表はされて居る。他方には、進歩した豫測と計算は保險組織の諸活動を著しく開發し、彼等の出損のコストを減少する事を助長して居るのである。

二、保險に於ける「損害」と「危険」

保險に關する定義の大部分は「損害」及び「危険」といふ用語に基づいて居る。^(註1)この用語は他の用語に於けると同じく、保險に關する文獻に於ても、何等特別の注意が拂はれる事なしに用ひられて居る。保險は他の經濟部門に於けると同様、素朴な科學前期の觀念に基つくところの普通用語から取り來られた用語を使用して居るのである。これ等の舊い用語は、その非科學的意義を以て、新しい觀念や思想を表明せねばならないのであつて、それ等が屢々誤解や無意味を招致した事は怪しむに足りない。論者の大部分は、「損害」を以て一般に「冒險」の所産であると解釋して居る。然し彼等は、何等冒險に依らない損害もある事實を忘れて居る。この事は特に、自然的危険の場合に眞

理である。一切の人間活動は所與の自然環境に於て遂行され、従つて、自然力の作用よりして結果されたる損失は一般に冒險と關聯した事項としては考へられないのである。

(註1) 保險論の諸家は彼等の定義を「損害」及び「危険」といふ用語に於て一般に取上げて居る。彼等は保險を「損害の賠償」として述べて居る。(Cannan, A Review of Economic Theory, P. 424; Encyclopaedia of Banking and Finance, P. 350) 保險を以て「損害の分配」となせるものは Gephard, Principle of Insurance, PP. 4-5 又同書一—二頁には「損害の軽減」ともよんで居る。其他保險の定義中には、「損害の善用」(Golding, Burglary Insurance, P. 32) 「損害の保險化」(Edie, Economics, P. 215. Fetter, Modern Economic Problems, P. 180) 「損害対策」(Silverman, the Substance of Economics) 又々論者は保險を以て「損害の分擔」(Beveridge, war and Insurance, P. 1, Heward, Les Assurances Terrestres, Vol. 1, 1924) 「損害賠償」(Hayes, Our Economic System, P. 273) 「危険の處置」(Valgren, The Insurance Needs of Agriculture) 「危険の整理」(Gide, Political Economy, P. 749, 同 Consumer's Co-operative Societies, P. 119, Fisher, Elementary Principles of Economics, P. 429) 「危険の分散」(Patterson and Scholy, Economic Problems of Modern Life, P. 76) 「危険の接合」(Willet, Uncertainty and Risks, PP. 106, 141; Dobb, Capitalist Enterprise, P. 53. 164. Weston, Textbook of Economics, P. 258) 「危険に對する經濟的準備工作」(Talmaki, Co-operation in India and Abroad, pp. 275-6)

その部門の大多數に於て保險は起り得べき破壊的損害に對して暫定的費用を供給する。損害が破壊的たる所以のものは何であるか。第一の理由は個人は損害が起つた場合、その損害に間に合ふ準備がなし得られないことである。第二は、損害はその額に於て極めて大きい故に、それが及ぼす影響が破壊的である事に因る。保險は未知の損害

を間に合ふ様に補給し、その既知の補償をその額に於て満すのである。^(註一) 損害の機會は屢々輕視される。アダム・スミスが指摘したやうに『多くの人々は恰も容易にそれが補給出来るかの如く危険を輕視する』のである。保険の各異つた部門に於て、特に財産保険の場合、被保険者の實質的損害の問題が非常に重要性を持つて來る。多數の場合に關係して、人々は最後の可能な損害の危険に直面しない限り保険を附さないものであると我等は言ひ得る。保険は被保險財産又は主體に於ける保險的利益を持たねばならない。もし或る人が被保險による利益に對する等價を持つたずして策略を用ひるならば、彼はその財産の破壊によつて利する事が出来る。従つてこゝに彼は重大なる道德的冒險をなせるものである。於此、保險によつて補給されねばならない將來の必要は、被保險が偶發事故の發生に於て何等利益を生まざるものであり、それによつて利害を目的とせざるところのものでなければならぬのである。^(註二)

保險に於ける道德的冒險の重要性は決して輕視してはならない。被保險者によつて同意されたる多數の危険は財産の物質的冒險及び被保險者の道德的危険を含んで居る。保險の各部門に於て道德的冒險に支拂はれる損害の比率は一割から三割五分にまで達して居る。米國の大火災保險會社はそれを三割から四割に見積つて居る。これは何れも道德的冒險や詐欺的要求に因るところのものである。^(註三)

(註一) この點に關しては Edie, Economics, P. 215 と比較せよ。

(註二) G. Schlesinger, Kreditversicherung Assekuranz Jahrbuch, 1929, Vol. 48, P. 80 を見よ。

(註三) この點に關しては The Weekly Underwriter (N. J., January 29, 1927, P. 249) を Wolfe, Property Insurance, P. 73, 248 に引用されし居る。

特殊なる意義の「損害」の要素に關しワグナーは保險に關する損害理論を提示して居る。スミスは保險損害の分散に特殊強調を置く事によつてこの理論の先驅をなした。『保險は個人を破産せしめる損害を、多數者に分割する事によつて全體社會に光明を投じ、負擔を容易ならしめる』と彼は論じて居る。^(註一) この損害理論の主唱者ワグナーは保險に關する次の如き定義をなして居る。

『經濟學的意義に用ひられたる保險の用語は個人的生活手段 (Vermögen) に關する限り偶發事故の不利なる將來の結果を解消又は減少するところの經濟的組織である。之等の事故は個人に取つて因果關係的に作用するが故に、その生起する個々の場合は豫想不可能の事項に屬する。保險はこれらの有害なる諸結果を事實上は、なほ生起してゐない同一の危険によつて嚇かされてゐる諸種の一聯の事態の上に分割する事によつてその作用を遂行するのである。』^(註二)

損害理論は實際に關聯なき抽象論の代表的產物である。この理論は保險組織の實際活動に殆んど注意を拂はず、又その活動機能の性質を無視せるものである。それは分割的損害といふ概念の上に建てられて居り、この故に、それは保險を以て實際的結果的損害の補償として制限し、それによつて保險によつて遂行さるゝ一切の他の經濟的必要を看過せるものである。保險の主要なる要素として損害の分散を強調する事によつて、この損害理論は、危険負擔の代價を保證し、更に生産の基本的資金附加を可能ならしめる特殊なる工作としての保險の實在的意義を無視せんとするものである。

(註1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, Vol. II, P. 248.

(註2) Wagner, *Versicherungswesen in Schönbergs Handbuch der Politischen Oekonomie*, Vol. II, P. 359. 及 *Foster and Catchings*, *Profits*, P. 51. *Gephard, Principles of Insurance*, Vol. I, P. 1 を参照せよ。

保険に於ける「危険」の概念の重要性は科學的に提示されたウイレットによる危険理論によつて強調された。それによると、危険は『望まぬ事故の發生に關係する客観化された不確実性である』と限定される。(註1) ウイレットは危険を總括して、危険の蓋然性は確定的量に還元する事が出来ると示摘して居る。「客観化された不確実性」は測定可能であり、それを償ふべき必要資金も亦獲得可能である。之を保険の實際的發展が遂行して来たところと比較せよ。損害の危険は個人に取つては、その程度に従つて非常な不安定性を與へる特質を持つてゐる。然るに多數の個人が保険によつて連結される時には、損害の總計に於ける不安定性の分割的程度は著るしく減少されるのである。而してこの「共同掛金」が、更に適當なる豫備金によつて強補される時には、共同掛金(保險組織)自體はその豫備資金の使用によつて未解決の不確実性に對應する事が出来、而して個人的參與者に對してその不確実性は解除されるのである。かくの如くして、この政策遂行者がなすところは、不確実なる損害の危険を小額の確實なる損害に振りかへる事である。而して全體的立場から見られるこの遂行は、集合する事によつて不確実性を軽減し、未解決の不確実性に對應するための豫備資本を供給するものである。被保險者は彼の保險利子を彼の普通經常費に含める事が出来る。彼に取つて保険を通して來る不確実性は減少されるか、又は少くとも收支が償ふのである。被保

險者に取つて集結されたる危険の多量なる不確実性は著るしく軽減される。收得される利子はこの一定の危険を償ひ、經常費を支拂ふ餘剰並に被保險者の利得をも残すのである。保險はかくて「危険の突發による不確実性を緩和する」その目的を充足するのである。

(註1) Willet, *op. cit.*, P. 33; B. G. O'Brien, *Notes on theory of Profit*, P. 38; Hawley, *Enterprise and the Productive Process*, P. 111.

「危険」といふ用語は蓋然性又は不確実性の何れにも使用される。危険は可能なる損害の機會及び範圍によつて測定される。危険の程度は同一範圍に對する損害の可能性の増大に對應的に零から百パーセントまで増大する。(註1) 蓋然性は三つの階級に分つ事が出来る。即ちその蓋然性の一定計算的表現が不確定事故の發生の進捗によつてなし得らるゝものが一つであり、次に、その蓋然性はその進展に於て決定的には知り得ないが、しかし過去の現象習性に於ける規則性の觀察よりして設定し得らるゝところのものである。(註2) 第三には、算定の數學的又は統計的基礎の何れも缺如せる場合の判斷の問題として存するところのものである。蓋然性のこの最初の二形式は、客観的蓋然性と考へ得べく、一般に保險に於て取扱はるゝところのものである。第三の形式は主觀的蓋然性であり、保險の特殊形式として屢々海上保險業、又は組織的投機業によつて利用されるものである。

(註1) W. Stanley Jevons, *the theory of Political Economy*, 4 ed., 1924, P. 36.

(註2) Willet, *op. cit.*, pp. 28-32

不確実性の存在は保險の存在に對する基本的條件である。不確実性に三種類がある。第一は事故が實際に起るか

どうかといふ不安定のものである。第二はそれは所與の一定期間内にそれが発生するかどうかといふ事であり、第三は如何なる範圍にそれが起るかといふ事の不確定性である。斯くそれは発生時期、範圍の不確定性である。不確定性は客觀的情勢に於ける發生（機會）の蓋然性の程度に對應するところの個人の心的状態である。従つて不確定性は蓋然性の結果として存する。事故の蓋然性が無きか又は極めて少き時にあつては、蓋然性の程度も亦考慮の必要なく又は極めて少くないのであるが、『然し均等の機會の頂點を越した後には不確定性の減少につれて蓋然性は増大する』^(註一)即ち蓋然性が半減する時に不確定性は最大に達し而して蓋然性が一に増加するか、又は零に減少するかに従つてその點から兩方の方向に向つて増大する。事故發生數の増加は、その發生のより大きな規則性を結果する。^(註二)而して多數現象の蓋然性は適當なる容積の集團に於て豫想可能となり、非常に多數に發生する危険は一般平均率の確實性を構成するのである。斯くの如く事件數の増大は、大きな集團に於てより容易に算定され得る不確定性の領域に直接なる効果を及ぼす。それは集團の成員の如何なるものに對するよりも大きな集團そのものに對してより少くなる。『一人の個人の死亡、一個の家の火災は、より不確定であるが、然し千人の人、千個の家はその死、火災に於てより豫想可能である。』^(註四)同様の事は商業上の危険についても亦眞理である。企業に重要なところのものは、その特殊な契約や作業の何れかに於ける失敗の危険にあるのではなくて、『その全生産力に及ぼす成功の最も可能なる數から發生する著しい違算の機會である。』^(註五)實驗數の増加に伴つて、かゝる違算の機會は減少する。保險に於ては『集積の規則性は單一なる事例を修正するの役を果し』、之は各種の方法に於て達成せられ得る。而して損害論の主

唱者等は彼等の論據が何等實際に効果を持たざるを知るのである。冒險のコスト削減に對する「集積化」法の適用は、損害論の強點である。しかし他方にそれは、現代經濟組織の特殊部門としての保險の意義を明示するに失敗し、單にその技術的問題にのみ終始する結果となつて居るのである。

- (註一) Seigman, Principles of Economics, P. 599.
 (註二) Waite, Economics of Consumption, P. 174. Fetter, op. cit., P. 179.
 (註三) Davenport, The Economics of Enterprise, PP. 404—5. 註四。
 (註四) Clark, Studies in Economics of Overhead Cost, P. 126. Hayes, op. cit., P. 273.
 (註五) Hicks, op. cit., PP. 173—4.

科學的保險は十分なる多數の事故件數を組合はせ、不確定性を出來得る限りの限度に削減した事業組織の方法である。^(註一)保險の缺如に於ける經濟組織の分離的部分によつて蒙る物質的損障がよし莫大でないにしても、その經濟的負擔は現在に於けるよりも將來には一層過重なものとなるであらう。今日保險制度は緊急事項にのみ限られ、その經濟的結果を補償し、最少限度の損害を持つ生産者、消費者として彼の經濟活動を持續する事が出來る事にのみ限定されて居る。不安定性の實際的重荷は、もし保險が存在しなかつたならば耐え難きものである。而して『この重荷を回避するために保險の手段はこの個人主義社會に利用されて居る』^(註二)のである。

- (註一) Knight, op. cit., P. 46. と比較せよ。『事實は既知の危険を含む一事態が「不安」とし考へられて居るのであつて、この不安性は容易に効果的確實性に變化出來るのである。何故ならば、全部ではないが、かゝる事例の大多數に於て、その

結果は機會と過失の法則に従つて測定出来るからである。』

(註二) Dobb, Capitalist Enterprise, P. 38.

三、危険舉止と保險

危険は大略三個の部門に分類出来る。第一は自然的危険であつて、それは自然力、例へば死亡、霰霜、火災、海洋の如き自然力の作用によつて創らるゝところのものである。第二は事業上の危険であつて、之は資本主義的交換經濟の現状よりして惹起さるゝところのものである。而して第三は人工的危険であつて、これは賭博や富籤や賭事の如き人間の賭博心理の表現として人爲的に創られるところのものである。特殊なる危険の性質に従つて、危険舉止は其の表現を各種の方法によつて示すのであるが、然しこの不確實性と危険に關しては二個の基本的手段が存するのである。それは、「統合」と「特殊化」の二手段である。(註一)

(註一) Knight 前掲書、二三九頁、Fisher, Nature of Capital and Income, P. 288. Gebauer, Die sogenannte Lebensversicherung. Jena, 1895.

この研究は自然及び事業上の危険のみに關する保險を對象として居るのではあるが、然し又、危険舉止の主要手段を簡單に究明する事も無用ではないと信ずる。(註一)

(註一) 保險は危険舉止に對する數種の手段の一つに過ぎないといふ事を記憶する事が必要である。何故ならば保險の普遍的

理論は保險としての危険及び損失の機會を防止又は減少する一切の手段を考究せねばならないからである。普通理論に従へば保險活動は特殊なる豫測手段による危険及びその結果 (Mädung) の防止並に危険の抑止 (Unterdrückung) 又は最小限度化、及び補償 (Schadenersatz) を含むところのものである。(Gebauer 前掲書四頁を見よ) 保險活動を危険舉止一般と混同する事は、保險普通説の保險性質の解説に於ける價値を不明にする恐れがある。

現下の社會に於て危険が處理される三つの主要方法がある。危険は技術的、經濟的組織の結果として限定する事が出来る。危険は一定の支出に對する報酬として一定の個人又は團體に對して移管する事が出来る。而して更に危険は不確定的な支拂に對して契約者によつて引繼がれる事が出来る。この區分に従つて危険は除去或は減少され又移管する事が出来るのである。

危険の除去は、一般にそれに利害關係を有する兩當事者自身によつてその効果を擧げられる。彼等は新しい技術的工夫の應用によつて、即ち例へば火災の場合には耐火材料の使用により、又は特殊なる保護の施行によつて、事故を防止せんとする。彼等は更に特殊なる研究調査部門を設立し、年々起る可能なる事故の主要素を研究し、それによつて事故發生を未然に防止し、必要な處置對策を構する事が出来る。危険の除去は又その危険の種々の要素を相互に平衡的に組合はす事によつて遂行され得る。何故なら、生産又は分配の多様なる類型に對して逆効果を持つところの事故の一定數量があるからである。それ等の中最も重要なものは氣候及び價格變動の變化性である。之等の「補足的作用」は、それ等が相互に統合されるときには一つの統制的効果の下に持ち來されるのである。この

統合に密接なる関係を有する今一つの方法は、補償の方法であつて、この方法は一定種類の損失を、直接に他の種類の利益と結合せしめる方法によつて第三者に危険を轉化する事なしに所與の經濟單位の内部に於て事業事項を調整するところのものである。この方法は均等化された變動に對する機會の作用に依存せずして、一つの變動を直接他の變動に對峙せしめんとするものであつて、この點に關して統合の方法と異なるものである。同一の年に、乾天に適する穀種と雨天に適する穀種を蒔く如きはこの例である。

危険を減少せしめる手段としてのこの危険の統合化は他の重要な問題——危険の相殺の問題を提出する。之は明かに貿易上の危険の場合にのみ限られる。或る場合に危険はそれが以下の例によつて示される様に、相互に相殺する事によつて棒引する事すら可能である。(マーシャル)『若し同一の日に、同一の額、好晴日に對して劇場内の上演に對し又雨天の場合に對して野外の上演に對し、同時に保險を附する事が可能であるとすれば、被保險者は多くの重大なる危険を他人の背に移し得るであらう。彼等は多大の利益を得るであらうが、しかもその反對の危険に對して彼等自身に對して何等の保險を附せざる結果は、相互に部分的に損失を蒙る結果を招致するに至るであらう。』^(註一)かかる手段は危険の統合を可能ならしめるのみならず、更に危険を突きとめ或はそれを最小限度になし得るのである。

(註一) Marshall, *Industry and Trade*, P. 255.

危険の相殺は保險の特性であらうか。或る者は然りと確定的に回答し、保險の主要々素としての損失の分散を強調

する事は「保險に關する比較的重要な點に強調點を置くものである」^(註一)となすウイレットの見解を支持するのである。他方にこの見解に對して我々は、危険の相殺は、假令生命保險と終身年金業務が相互に相殺するといふ事を以てこの事實を認めるとしても、生命、火災、疾病の如き保險の重要部門に於ては、危険の相殺は何等重要なる役割を演じてゐないといふ事實を認めざるを得ないのである。この事は屢々この問題の重要な研究者によつてすら看過されて居る。彼等は絶對的に次の如く論するのである。「保險は一つの危険を他の危険に對して相殺する事を意味するものである。即ち、各種機會の數個を統合する事は不確實性をそれによつて一つの確實性に造り上げるものである」^(註二)危険の相殺は危険の統合とは全然別個のものである。それは或る個人に對する損失を結果する一事件が他人にそれと同價の利得を齎らす如き——マーシャルから引用した例の如き——少數の場合のみ適用可能である。かかる場合は實踐に於て一會社をして確實性の例外的程度を以てその信用性を計算せしめ得るのである。然し代表的保險事例は、例へば火災の損失が一定の人々に損害を與へ然も他に誰にも利益を與へざる如き必然的に對者を補償し得ざる損失のそれである。

(註一) Willet, *op. cit.*, P. 126.

(註二) Fisher, *op. cit.*, P. 291.

第三者に危険を轉移する方法は、二個の主要なる部門に分つ事が出来る。第一は當業者による危険の確保であり、第二は危険を専門家に移管することである。危険を一定價格に於てそれへの利害を有する當事者から引受けるとこ

るの専門家に對しての危険の移管は二つの主要なる形式を取る。第一は「契約」の形式であつて、その契約によつて彼は契約上の報酬又は同意したる價格に對する物件を得るものである。第二は被保險人がその保險によつて事故又は契約事項が発生したる場合に契約者から彼の補償を取る形式である。この第二の部門は更に海上保險業^(註一)、擔保等をも含むものである。

(註一) 限界利得は補償の方法を「専門家」に危険を移管する事と混交する。この移管は、一方に於て起つた損失を他方に於て得られた同等の利益によつて相殺する方法に慣れた所謂二個の市場に同時に賣買するものとして考へる事が出来る。

(Hardy, op. cit., p. 222.)

保險は限界利得と共に危険轉化の主要手段である。それは各個人や業者が自身によつて危険を處理するものではなくて、第三者の助力に俟つところのものである。之は二つの異つた方法に依つて遂行されるのであるが、この二つは必ずしも相互に相反するものではない。

(a) 危険は保險者に依つて團體に移管され得る。この團體に對して彼自身も亦參加せるものであり、それへの移管に依つて團體の成員間に各種の方法によつて危険は分散されるか、又は共同の形に於て全團體に振り向けられるのである。團體に對する成員の關係は各種の方法によつて構成され、その結果は保險組織の異つた形式が生ずるのである。

(b) 危険は被保險者が參加せず又何等直接の利害關係を有せざる第三團體によつて移管される事が出来る。危険分散の最も單純なる形式は、拂込指定組織によつて經營される友愛團體や互助保險の活動に現はれて居る。かゝ

る組織に於ては各成員又は彼の家族は、一定事故發生の場合には、直ちに被保險成員の全部から徴收されるところの一定の契約額を受取るのである。危険分散のこの最も單純なる形式は今一步進んで、特殊なる事故によつて災害を蒙れる成員を助けるために一定期間會社によつて當てられる全額を徴集規定によつて定期的にその成員によつて支拂はれるところの互助保險會社によつて發展せしめられて居る。最後に、危険の移管と分散は單に互助的形式の中に表明されるのみならず、更に一定の拂戻や與金等の制度を持つた科學的組織化がなされた保險制度の中に表はされて居るのである。かゝる制度の中に、危険の移管轉化は二種の保險政策を結果して居る。即ちそれは被保險者の參與するものと然らざるものと二つである。非參與的政策をとるものは、被保險者がその政策の下に彼の義務を遂行し得る限り保險業者の活動の結果から來る利益を取らざるものである。この状態は被保險者が保險會社によつて收得された餘剰の分配に參與する場合には著るしく變化する。この參與政策は被保險者に保險業者によつて得られたる好結果に於ける一定の分配を興へるところのものである。それは被保者に損害の減少に對して留意關心せしめ、それに依つて物質的道的的障害を制限する。この利益參與保險の進歩的形態は共同組合保險の型である。

危険移管の次の形式は保險業(underwriting)である。保險業者は被保險者が避けんと欲したる損害を含める事故發生の場合に、その契約したる額を支拂ふ事によつて被保險者に應ずる業務者である。危険の移管は被保險者が保險業者の處置の結果に何等關心を有せざる形式に於て保險業中に行はれるものである。従つて保險業はアダム・スミスによつて指摘された様^(註二)に、危険性を持つた業務であり、それは次の如き計劃によつてのみ比較的安全性を取り

得る。即ち、それは保險業者の手に相當の資本を蓄積する事に依つて、又は補足的危險の統合に依つて、更に又、同種の危險を非常に多數集合せしめる事によつて、^(註二)不確實性の程度を減少する計劃である。然らざれば危險の分散と淘汰によるとしても、それは賭博の域を屢々脱しない。而して特殊分野に於ける専門化と緻密なる知識による時には、それが運載せる危險の量は著るしく減少するのである。

(註一) Adam Smith, op. cit., Vol. II, P. 248.

(註二) 對立的又は補足的危險はそれ等を分散せしめるやうな方法に保險組織を通して配合する事によつて避け得られるのである。

保險業は經濟學的文献に於ては二つの意義に用ひられ、而してその結果はこの用語の意味に關してある混同を起して居る。第一の意味では、保險業は保險の特殊方法として解され得るものであつて、それは私的保險業の一團に對して用ひられて居る。例へばロイド保險業者の如く、彼等はその契約を小額に分割負擔する事によつて、彼等の負ふべき危險を出來得る限り最小限度に分散してゐるのである。この種の特殊活動は、所期の損失を計算すべき適當なる統計資料を缺如せる時、又は危險の分擔が廣範圍に及ばれない場合等に採用される。之は所謂保險とは甚だしく異つたところのものである。保險は夥多の危險を集結配合する事によつて成立するのであるが、保險業は所與の危險を最大の可能の範圍迄多數の業者間に分割するところのものである。保險業は一つの逐次的な保險形式 (an ad hoc form of insurance) である。

第二の意味に於て保險業は被保險者による危險の選擇であつて、それは保險の特殊手段として考へらるべきものではない。個人的危險は標準率を以て受諾さるべきか、若し受諾さるべきでないとすれば、如何なる特殊率によるべきかの判定問題は保險業務の最も重要な部分の一を構成する。特に保險業者が對立せる諸危險を相殺する様式に危險を連結配合せんとする商業上の危險を対象とする場合には、この過程は彼自身のみ關知するものであつて、被保險者は關知しないのである。この第二の意味を適用するならば保險業は保險活動の特殊方面であると言ふ事が出来る。この作用は被保險者の立場からすれば保險であり、保險業者の方からすれば、保險業務である。被保險者は危險を保險し、保險者はそれを引受け又は業務化するものである。營利的保險の場合には、しかし、この二つの部門は相互に對立直面し、相互に異つた利害の側に立つ事になるのである。^(註三)かゝる關係は全體としては保險業務の實際的利害に反するものである。保險團體は、保險業者は絶えず事故や災害を未然に防止する事に關心努力せんとするものであり、保險企業の損失を最小限度に防止すべきであるといふ立前に依るものである。共同組合的保險は保險者と被保險者の利害を調和する。それは利益に於て完全なる參與をなす事を政策とする者のみを契約者とす。それはその加入に對して高率のプレミアムを要求しない。而して之が保險の最も堅實な形式を構成するのである。

(註一) 復活祭行列の帽子、オペラスターの咽喉、ピアニストの指、子象の海上運送、プロシヤに再びカイザーが歸還せざる事、かういふ種類の危險も亦保險対象として擧げ得られる。何故なら、それ等の投機的性質は保險と賭博を混合する一つの

原因を提供して居るからである。

(註二) 保險に於ける保險業の複雑なる位置は、奉仕理論の構成に於てその表現を見出して居る。この理論は經濟的意義に於ける保險は、義務を負へる保險者によつて、保險者に對して彼によつてなされたる一定支拂の條件の下に事故發生に際して一定金額を保險者又は彼の代表者に支拂ふ事を移管するものである。この定義の弱點はそれが保險業者のみを蔽へる點である。それは保險業の法規上又技術上の點を説明はしてゐるが、しかし、保險そのものゝ經濟的特質を強調してゐない。

(K. Brämer, Handbuch der Wirtschaftslehre, Leipzig, 1904, Vol. 4, P. 134, Das Versicherungswesen in Hand und Lehrbuch der Staatswirtschaft, Leipzig, 1894)

保險の第三部類——人工的又は賭博的危險——は保險の正當なる領域に屬するものではないが、それをこゝで簡單に論及する。しかし、危險の發生が危險を及ぼす他の作用特に賭博並に投機に關係する事實は、保險は富籤の一種であると考へるところの危險なる理論の構成に影響を及ぼして居る。この危險な理論の第二の定義は『保險は賭博の他の形式ではあるが、しかしその本質的目的は機會を均等化し、遞減する有力な手段である』となすところのものである。(註二) これ等の理論は取るに足らぬとは言へ、嘗て以前にはアダム・スミスによつて試みられたところのものである。(註三) 彼は富籤の性質に關する彼の興味ある論述に於て、富籤は何等保險に關係するものでも、それに類似するものでも無いといふ事を明示して居る。しかし假りに保險契約は賭事であるとしても、その意味は所謂賭博とは全然異るところのものである。我々は保險會社に十磅を支拂ふ事が出来るが、それはその家屋が焼失したる際、又は競馬が勝つた場合に、五百磅を受取り得るためである。この二つの場合の物的結果は、五百磅を受領するとい

ふ同一のものであるが、しかしその動機と影響とは全く異なるのである。賭博による収益は、収入を増加し、贅澤を増大する。これに對して焼失した家屋に對する補償を生む保險はその家屋の焼失によつて起る破産を防止する事を意味する。(註四) 保險と賭博の實質的相違はその目的と結果に於て存するのであつて、保險は既存の機會と結果を中和し又は相殺するのを目的とするのであるが、これに對して賭博は特別に又意圖的に新らしい機會と結果を創る事を目的とするのである。賭博者は確實性を彼が儲けるか損するか何れにしてもそれを不確實なるものに變へるのである。保險はこの賭博の正反對であつて、被保險者はその起り得べき災害の不安性を確實性に轉化するのである。保險者も被保險者も共に彼の利得を他人の損害によつて構成せんとする位置に自身を置くものではない。寧ろ彼等は保險を附した事故が發生せざる事を願ふ共同の利害を持つものである。(註五) 賭博の場合、一個人の利得は他人の損失を意味し、保險の場合には、個人は補償せられるが、會社は純損益を支拂へば足るのである。換言すれば、賭博に於ては財貨の再分配が行はれ、保險に於てはその損害が會社の純損害になるのである。保險契約は賭博に逆行し、その過程は豫想され得る將來の必要に對する準備金を提供する事に依つて遞減効果の法則から利益を擧げてゆくのである。若し諸君が一日三食を一ヶ月十分に保證出来る場合に、第二ヶ月の饑渴に對して保證するために一食を割く事は容易である。(註六)

(註一) E. Herrmann, Theorie der Versicherung vom wissenschaftlichen Standpunkt, 1897, P. 40.

(註二) Fetter, op. cit., pp. 180-1.

(註三) Adam Smith, op. cit., Vol. I, pp. 103-10.

(註四) Hadley, Economics, p. 99. と比較せよ。

(註五) Hardy, op. cit., p. 70. と比較せよ。

(註六) Davenport, op. cit., p. 405.

保険が危険を取扱ふといふ事實は、それを責任ある業務たらしむる爲めに、賭博と混同すべからざると共に、更に投機からも峻別さるべきである。賭博は明かに投機の一形式であり、それは人工的危険に於ける投機である。危険は賭博行為自体によつて醸成され、他人の損失に依る一人の幸福や作爲によつて増加されるのである。賭博の場合に於ては、被損害者は「興奮の直接効果以外」^(註一)には何等彼自身利得によつて補償はされない。賭博的心理は強く幾多の事業的活動を刺戟はするが、それは組織的投機に於ては保険と賭博の「中間道」をゆくものである。(ハッデイ) 投機は屢々危険が統計的基礎に基づき得ない場合に於ては保険の領域に侵入して来る。而して之はその危険を進んで取らむとするところの人々、即ち投機業者の手に保険を委任するところのものである。^(註二) 投機的契約は危険移管の契約であるが、しかし之は保険業の形式で爲され、危険を取込む人(投機業者)は諸機會を一定の期間に配合せんとするのである。

(註一) Hardy, op. cit., p. 128.

(註二) Fisher, the Nature of Capital and Income, p. 295.

上述の理論の根柢をなす理念は、特に保険要素の特質を、利益の率を決定する事に於て限定しようとする場合に

著るしい混亂の原因を造る。之は甚だ奇異に思はれるが、この混亂は既にアダム・スミスによつて發足されて居るのである。彼は次の如く論述してゐる。

『ストックは一般にそれを貸主に對して保険したところの借手の危険に於てなされる。而して四分乃至五分は取引のより大きな部分に於て、この保険の危険に蒙らされた十分なる利益及びストックを用ひる事の手數に對する十分なる補償の兩者に相當する。』^(註一)

(註一) ダボイェルは次の如く力説してこの同一の點を述べてゐる。『利息の率は他の要素と共に借主の破産によつて惹起された損失の場合に、貸主への借金に對する補償を與へる爲めに保険に對するプレミアムを含むのである。』(op. cit., p. 8) ウォーカーは利息の名の下に支拂はれた金額は實質上利息に非ずして、貸金の保険に對するプレミアムであるといふ説を支持して、「合理的確實性」の貸付に對する「實質的利息」と同一の市場及び期間に於て、資本の使用に對して「それ以上に支拂はれたる」利息の性質を區別して居る。(Political Economy, pp. 225-6) クラークは更に一步を進めて、所謂利潤と稱はるゝところのものゝ大部分は實質上保険に類似のものであると論斷してゐる。(Insurance and Business Profits, p. 41.)

「保険」なる用語はアダム・スミスに依つて間違つた意味に用ひられてゐる。^(註一) 借手が貸主に支拂ふところの利息又は利息の一部は保険の割増金ではなく、借手が借金を支拂はざる場合の損害を満すべきところのものでもない。それは貸主が各種の階級の借用人に對して夫々の期日にその借財を支拂ふ事を許容しない限り、自己保険基金の一部とも看做す事は出来ない。たゞこの場合にのみ、貸主は借用人によつて表はされた危険を配合し、可能なる損害に充當すべき特殊基金の設定に對する利子の一部を使用する事によつて、借主は自己保険を附して居るのである。

かかる場合には、しかし、利息率は小信用を取扱ふ貸金業者や同種機關の経験によつて示されてゐるやうに、可なりの上昇が見られるのである。

投機企業は、その損害の可能性が物質的である場合には一般に利得の大きな機会を提供し、これは賭博者に對するやうに投機業者に對して誘因となるものである。

保険と投機の目的及び動機に於ける差別相違は賭博に於ける場合と同様である。保険は起り得べき損害——相當の收得を齎すべき危険なる投資——を償ふ事を豫期される。「附加的利息」(ウォルカー)又は「附加的利得」(クラーク)は危険ではなくて、附加的危険を冒すための誘導物であり、高次の危険に於ける賭博に對する誘因である。この附加的収入は保険がたとひその損害を償ふにしても、損害を償ふ性質のものではない。萬一危険を相殺すべき附加額が「資本によつて招かれた危険の實質的價值」(クラーク)を表はすにしても、資本家はなほ保険を附する事をしないであらう。彼は只管彼の資金を危険に投資する事によつて、高次の利息率を誘導せんとするところのものである。(註二) 中には異種の保険目的物の組合はせなければ、將來の損害をカバーするために、特別の準備金を設けるでもないのであるから、それは合理的な自家保険ですらない。

(註一) Mangold, Grundriss der Volkswirtschaftslehre, P. 138. を参照せよ。

(註二) J. S. Mill, Principles of Political Economy, Vol. I, P. 489 「國民が冒險的精神に賛同するか、又はそれを賭博心として非難するかに依つて大部分は國民の性格に歸因して來るのである。」

四、危険の測定と保険

保険は危険の測定を基礎として實施される。危険は、その起り得べき損害に對する保険の對價を支拂ふ價值ありや否やを知るために、測定若くは評價されなければならぬ。然し危険を測定すべきであるとすれば、この危険測定の基準となるものは何であらうか。ウイレットは、効用遞減の法則が即ちそれであると論じてゐる。(註一) 効用遞減の法

則は、収入の點を考慮するならば、確かに頗る重要である。即ち、或る人の収入の最初の廿磅は「死活問題」(ハドレイ)に屬し、次の廿磅は緊急の必要物ではあるが必ずしも絶對的必要物といふ譯ではなく、第三の廿磅は望まし

き安樂の増進を齎すけれども決して不可缺のものとは言へない。従つて、収入の増加するにつれて、追加部分の廿磅はそれぞれ効用遞減の法則に従ふのである。収入若くは資本の特殊の増加の喪失に因り或人の蒙る損害の測定方法を吟味するに當つても、効用遞減の法則に依る同一の計算法を用ふべきであるが、然しその場合には逆の順序を以て計算されるであらう。「その人の手に歸した資本の獲得が彼を益することの次第に減するにつれて、それに伴つて、起り得べき損失に依つて彼の害されること益々多くなる。」最後の百磅の喪失は、「失はれた富の額とは比較にならないやうな程度にまで、その人を害する。」(註三)

(註一) Willet, op. cit. P. 54. 「一人の富に追加される凡ての單位は、彼にとつては先の單位よりは低い價值しか持たない……富人にとつて一〇〇〇弗が同じ限界効用を持つ二人が一ペニイの賭博に賭けをするとすれば、賭けに負けた者は當然、

勝つた者の取得するよりは一層大なる損害を蒙るであらう。この場合その二人には、全體としてこの取引に依つて純損失があることになる。この心理的原理の結果は明かである。投資者をして危険を負はしめるに就て、要求される特別報酬額は、資本の追加単位の人々に及ぼす効用遞減に依つて左右される。』

(註二) Hadley, Economics, P. 97.

(註三) Clark, op. cit., P. 43.

然し乍ら効用遞減は危険の測定の基準として役立ち得ず、ただ保險費用の支拂勧誘の説明となるに過ぎない。我等は、一定の金銭的價值を決定し得る或る物(交換價值)を喪失する危険(それは一定の精確なる數字を以て示し得るであらう)、又は異なる金額の損害の種々なる程度の多數の危険より出發する。之は凡て、兎に角理論的とは一定の金銭的對價に換算され得るものであり、それはこの危険を回避するために各人が快く拂込み得べき最高限の保險料として表現される。我等は今、當人の現在収入を念頭に置きつつ、彼に對するこの金額の効用を評價し得る。勿論、前述の金銭的對價は被保險者の事實拂込の保險料よりは高額である。保險業務の成功の秘訣は、『資本の限界増加の^(註一)ところを目差して』損害を鹽梅するからである。

(註一) Ibid., P. 51.

斯くして、効用遞減の法則は保險費用の支拂勧誘の説明となる。保險料は限界収入より生ずる。若し損害を招くとすれば、その損害は、被保險者にとつてより高き價值をもつ収入部分に降りかゝつてくるであらう。現在の必ずしも緊急を要せぬ需要は、將來の一層緊急なる需要を充すところの収入を保證するために犠牲に供せられる。被保

險者に起り得べき損害は、保險會社の損害よりは常に大である。例へば、火災保險の場合には、火災に際して會社の蒙る損害は焼失せる家屋什器の金銭的價值の範圍に過ぎないが、被保險者の立場より見れば、損害は信用の失墜及び營業の不振をも包含するであらう。『自己自身の資本を持つて居れば、被保險者の信用は、若干だけ資本以上に利くものであるが、しかし、この信用の少くとも一部は、彼の資本の消滅と共に消滅する。』^(註一)

(註一) Carver, the Distribution of wealth, PP. 270-1. と比較せよ。

然し乍ら、若し効用遞減の法則が危険測定の基準となり得ないとすれば、斯かる測定の手段として他に何を求むべきであらうか、危険測定の可能性を否定する一部の論者がある、彼等の主張に依れば、保險業界の用語法に於ては「危険なる語は、極めて精確に測定し得る事故(例へば火災による損害の如き)のみならず、殆んど測定不可能と思はれるやうな事故(婦人帽の流行の變化の如き)をも包含するために用ひられるのである。それ故に彼等は、測定可能な危険と測定不可能なる危険との間に、一線を劃することは出来ぬ」と結論する。^(註一)

(註一) Foster and Catchings, Profits, P. 51.

他方、保險に關する多數の論者は、危険の測定は可能であると考へてゐる。我等も彼等の意見に賛成であるが、但し保險の關係する多數の危険は人間的要素を含み、従つて絶えず變化しつゝあるものであるが故に、如何なる危険も實際的には絶對的精確さを以て測定することは出来ないといふことを忘れてはならない。精確さの程度は危険の種類によつて異なる。殆んどあらゆる豫測は過去の經驗を基礎とするものであつて、之を將來に適用するに過ぎない。

い。それ故、豫測によつてたゞ見當を定め得るのみであるが、保險の多數の等級に於てこの豫測は頗る精確である。アダム・スミスが、『火災、海難、或は鹵獲に依る危險の價値は、恐らくそれを十分精確に算定することは出来ないであらうが、然し可成りそれに近い評價が可能であるから、或る程度まで精確なる法則及び方法に纏め上げることが出来る』^(註一)と言つてゐるのを見れば、彼は既にこの點に氣附いてゐたのである。

(註一) A. Smith, op. cit., Vol. II, P. 247.

若し諸危險を測定しなければならぬとすれば、諸危險を全部分類しなければならぬ。平均律は、『幾多の點に於て相違するものを、一定の類似性を基礎として幾つかの等級』^(註一)に分類することに依つてのみ、その適用が可能となる。之等の類似的特徴の數は諸種の對象及び事物によつて異り、一定部類に共通の類似點の數の減するにつれて「準同種等級」^{レステマテラス}の基準に従つて分類される。

(註一) Hardy, Risk and Risk Bearing, P. 164.

『對象の分類が粗雑であるか、若くは件數が豊富でない場合には、統計的方法は屢々その精確性を缺き易いことは明かである。ハッデイも論じてゐるやうに、『取扱件數の減するにつれて、之等の統計は確かに極めて徐々にナイト教授の所謂「全くの不確實性」^(註一)へ接近し、誤謬の可能性が次第に増大する。』^(註二)危險測定の試みを爲すに當つて、確實度のパーセンテージを以て示し得るやうな明確に計算し得る危險の他に、精密なる測定は不可能であるとしても或る程度まで豫測可能なる多數の危險が存在する。例へば、如何なる業務に於ても、その危險の大部分は明確

に算定し得ないとしても一定の豫測可能なる危險を包含する業務部分を區別し得るであらう。更に又、多數の同一種類の事例を見出すことは不可能であるとしても、多數の類似的、事例が存在するであらう。斯かる事情の下ではその蓋然率は、勿論絕對精確といふ譯にはゆかないが、可成の確實度を以て測定され得るのである。^(註三)

(註一) ナイトは危險測定の可能性を確信してゐる。曰く、『不確實性輕減の可能性は、再び二つの基本的條件に依據する。第一に、單一事例に於けるよりも多數事例の場合の方が不確實性は少い。演繹的蓋然性に於ては、その取扱件數の増加につれて、不確實性は全然消滅する傾向にあるが、統計的蓋然性の場合には、分類上の缺陷に制限されて、同様の傾向はそれ程明瞭には現はれない。第三種、即ち全くの不確實性も、何等かの類似點若くは共通的要素を基礎として分類する時は、或る程度まで規則的傾向を示してゐる。不確實性の輕減を齎らす第二の事實は、それに関する各個人間の相違點である。』(前掲書二三八頁參照)

(註二) Hardy, op. cit., P. 61.

(註三) Hicks, op. cit., P. 175.

保險は、ナイトも論じてゐるやうに、『或る程度まで分類可能なるか又は比較的低度の特異性を示すに過ぎぬやうな業務事故を取扱ふが、然し保險の諸部門によつて各々の荷負ふ蓋然性の測定の精確度には種々の相違がある。』^(註一)一つの危險が測定可能なりや否や、従つて保險可能なりや否やを決定する上に役立つ若干の條件を定式化することが可能である、と我等は確信する。之等の諸條件は保險の諸部門によつて著るしく異るであらう。假令それを一般的特徴として定式化し得るとしても、之等の條件に依り包括され難い保險對象が常に見出されるであらう。而かも依然として之等の條件は大多數の保險對象、殊に人的事故に對して有効である。諸危險の保險可能性の有無を決定

する指導原理として、之等の諸条件を定式化することは有益であらう。

(註一) Knight, op. cit. P. 247. 20 「種々の相違」なる語を以て、スタンプの主張するが如き理論的結論と同一のものとして解しなすやうに注意しなければならぬ。彼は Report of the Commission to enquire into Trading in Grain Futures, P. 40. に次の如く論じてゐる。『保険は次の三種に分類せよ。(一) 生命保険の如く、特定の危険をカバーする爲めに必要な一定の百分率の計算の可能な、保険計算の若くは算術的差引勘定の存する場合。(二) 全損失若くは全利得と拂込保険料との間に、何等の保険計算的關係も存しない富籤的性質のもの。(三) 収益が半ばは計算に、半ばは僥倖に基づいてゐるもの。此處では結局、計算を誤つた者のみが保険料を支拂ふこととなる。』富籤や掛票が實質的には全く保険の領域を逸脱してゐるといふこと、従つて科學的保険は保険計算の若くは統計的測定可能な危険の取扱い、又は諸危険の補充的結合に依る危険相殺に限定されなければならないといふことは、極めて明白である。

(一) 危険及び損害は、被保険者にとつて該事故の發生を促進することが不利又は不可能であるが如き性質のものでなければならぬ。例へば、死亡或は一定年齢(完全なる出生届出制度の存在によつて正確に知られる)の養老保険の如きがそれであつて、之等は、何れかと言へば、その危害、不便若くは刑事上の罪科が理由となつて、事故發生の故意的促進又は伴装の^(註一)恐れを免れてゐる。この特徴は、被保険者の意志及び舉動が一段と重要な意味をもつ商業上の危険に於てよりも、人的事故に於て一層顯著に表はれることは改めて論ずるまでもない。

(註一) Pigou, Wealth and Welfare, P. 411. 参照。

(二) 保険對象の多數が危険に曝されてゐなければならない。この特徴は、取扱件数の増加は不確實性の範圍の大小に直接的影響を及ぼし、豫測可能な方法を以て保険對象を取扱ふのに役立つといふ法則の直接的歸結である。

(三) 事故發生が、或る短期間に比較的少數範圍の件數に限られ得る見込のものでなければならぬ。若し一都市の或る區域の全家屋が火災を起すとすれば、附近の消火器、その他の消防設備を總動員しても尙ほ不十分であらう。又、大保險會社の被保険者が殆んど同時に全部死去するとすれば、如何に莫大なる財政的準備を整へるとしても尙ほ不十分であらう。火災統計並に死亡率表は、實際經驗に於ては斯かる非常時は稀であることを物語つてゐる。

(四) 事故發生の豫想が大體精確に計算され得るやうな正常のものでなければならぬ。即ち、事故發生が或る程度まで豫測可能なものでなければならぬ。この特徴は或る種の商業上の危険、例へば兌換券の危険及び所謂國王死去の危険には適用し得ない。勿論、之等の場合には誤差の程度の増加を斟酌して、保険料を相當に増額する。

(五) 事故發生の場合、その損害は補償の價値ある重要なものでなければならぬ。この特徴は、限界効用の法則を保険に適用せる直接の歸結である。被保険者が保険料を拂込むとき(之は事故の發生を見ざる場合には若干の損失となる)、この事故に關聯して生じ得べき損害は、被保険者をしてその保険料の對價を喪失するに至らしめる程に重大なるものでなければならぬ。

(六) 保険費用は、少くとも人的事故に關する限りは、多數者の負擔に耐え得ない程に高額であつてはならない。

(七) 保険可能な危険は、各々の保險契約者の品性に關する特別詳しき知識無くしても測定し得るやうな性質の

ものでなければならない。

五、分類

保険は、諸利害並に諸物件の頗る廣汎且つ雑多なる範圍を取扱ふ。それ故、只一つの定義若くは一聯の特徴を以て保険活動全體を總括することは、不可能とは言へないとしても極めて困難である。保険諸部門は諸種の事故を取扱ふが故に、それぞれ別個に考慮さるべきであつて、同様の方法を以て説明することは容易ではない。保険に関する研究書は、保険事業の定義及び分類を論ずる場合には、凡ての異なる要素の間に必ずしも明確な區別をつけてはならない。^(註一)従つて先づ諸種の保険の一般的分類を明かにし、その主要諸部門を強調して置く必要があらう。

(註一) Gide, Political Economy, P. 747. 参照。此處にはデードの如き代表的學者でさへも、二種の異なる原則——保険組織の任意的性質の原則と保険料拂込の方法——を混同した分類を掲げてゐる。

保険事業及び團體の分類は、次の如き異なる幾つかの角度から近附くことが出来る。

- (a) 保険の客體 (人體及び財産)
- (b) 加入の條件 (任意的及び強制的)
- (c) 經營主體 (私的及び公共的)
- (d) 法律的形式 (株式會社、相互、協同、及びその混合型)

- (e) 内部管理 (合資、相互、協同、及びその混合型)
- (f) 目的 (公共的利益、營利、相互奉仕)
- (g) 被保險單位 (個人及び團體)
- (h) 保険料拂込方法 (定額及び賦課制度)

(a) 保険は、資本主義社會の諸種の經濟團體と、その當面せる種々なる危険を取扱ふことに依つて役立つ。保険は契約及び營業上、多様な形態を執るが、然し二種の主要類型、即ち財産の權利・義務を含む財産保險と、あらゆる種類の人的危険を含む人的保險とに大別し得るであらう。財産保險は、火災、海難、雹、洪水、暴風、盜難、自動車事故、機械破損等の場合に協定に基づき有形財産の損害を補償する。財産保險は有形財産のみならず、債務者の債務不履行(信用)、市場損失、營業中斷、労働爭議、抵當權土地擔保の如き無形財産若くは財産權をも包含する。人的保險は、死亡、不健康(疾病、老齡、傷害に因る)、及び労働力の行使不能といふ三つの主要原因に基づく収入上の損失若くは出費の増加を取扱ふ。之等の三原因のうち、前二者は自然的原因であり、最後のものは今日の資本主義的社會機構の所産である。

生命保險は人的保險の主要部門である。人間の壽命は不安定であり、この不安定性の經濟的結果は次の二つの主要形態をとつて現はれるであらう。即ち自己の普通の活動年齢の終る以前に死去し、斯かる突發事故に對する準備

なき家族を遺すこととなるか、又は著るしく老齢まで長生して、老後の生活費の爲めに準備せる資金を費ひ果して窮乏を招くこととなるであらう、それ故、人的保險は數種の形式をとる。即ち、突然事故若くは好ましからぬ出來事の結果として生ずる収入上の損失(主として死亡、傷害、疾病、及び無能力に因る)を補償するか、又は被保險者に對して一定時期に於ける或る金額の収入を保險する。或る場合には、人的保險は將來の豫定的出費(例へば學資給與)をも包含し、積立貯金と保險との組合はせに依つて、積立貯金が死亡その他の不幸に依り不可能となる場合に、保險がその後を引受けてゐる。

人的保險は、場合によつては社會保險の形式をとる。即ちその儘に放任するならば保險に依る十分なる防衛を準備し難き階級の爲めに、法制を以て實施される強制保險がそれである。社會保險の取扱ふ事故は、生命の自然的災厄(傷害、疾病、その他)、老齡、及び失業である。社會保險は生産過程に於ける人的傷害より生ずる損害の危険は、國家の補助の下に(又は補助なくとも)主として企業家自身の負擔に歸すべきものであると規定してゐる。他方、國家は失業に對する社會保險に依つて、自己に缺點なくして失業せる労働者を或る期間中保護し、雇主、労働者、及び國庫より保險資金を醸出することに依つて失業者を救済する。

(b) 第二には、保險團體は任意的及び強制的組織に分類される。既に數百年前、行政官廳(自治體及び政府)は、任意的團體(ギルドその他の互助組織)の開拓した若干危険に對する保險が未だ局限された範圍に留まるのを遺憾として、之等の諸危険の保險を強制的のものとした。近年、この傾向は一層優勢となり、國家若くは自治體保險制

度の確立、又は民間保險團體の社會的管理・統制の著るしき發展を促した。國民が民間保險團體に於てであらうとも保險加入を法律的に強制される場合には、民間團體が特に保険料金率及び保険金額に關して當局の統制・監督を受けなければならないといふことは當然の事である。^(註一)總ての國民が均しく直面せる危険に對して必要なる保險機關は、國家への強制的納入金即ち租税に依つて支持されるべきである。『職業的のものでなく一般生命に共通な人的危険は、總ての國民の負擔に歸すべきである』^(註二)といふ理由に基づいて、大規模の公營保險の實現を提唱する學者もある。

(註一) Cannan, *The Review of Economic Theory*, P. 427. と比較せよ。

(註二) Smith, *Collectivist Economics*, P. 152.

(c) 強制的及び任意的保險の區別から、更に次の公營保險と私營保險の分類が生ずる。公營保險團體は國家、自治體及び公法の下に在るその他の諸官廳に依り組織される。私營保險は諸種の形式の保險團體となつて現はれ、個人若くは會社に依り經營される。協同組合保險は私營保險の一部門である。

(d) 保險團體の法的形式の重要性に關しては、大なる意見の相違がある。有限責任會社は、常に受託者的特質を帯びてはゐるけれども民間保險團體の最も良く知られた形式である。この法的形式は永續性、安全性、公開性、及び監査の諸點から見て頗る有利であつて、主として私的保險會社が之を採用してゐる。次の相互共濟組合は、組合員制の原則に基づいて組織され、通常は出資金及び持株を設けない。非營利的自助保險の今一つの形態は、一般協同組合原則に準據して設立される協同保險組合に依つて代表される。保險團體の形態の相違は、各種の保險に特別

の便益を與へてゐるやうである。^(註一)

(註一) Schmoller, Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, Vol. II, p. 399. と比較せよ。

(e) 加入者の行ふ統制方法とは之等諸種の團體に依り相違があり、別個の分類を可能ならしめる。この分類に従へば、合資若しくは株式會社、相互組合、協同組合、及び混合型會社の四種の保險團體に區別することが出来る。株式會社では、事業の所有權並に管理は株主の手に屬し、株主は會社の保險機關を利用すべき義務を負はない。純粹の相互保險組合は、組合の被保險者に依り管理され、この被保險者は同時に又組合の保險契約者である。協同保險組合は協同組合團體若しくは協同組合員に依り管理され、兩者何れも出資金を負擔するか又は組合資本金を保證し、その保險業務を利用する。混合型會社に於ては、管理は株主の手に屬するが、保險契約者が時としては重役會に代表者を送り、且つ収益の分配を受ける。場合によつては、保險契約者は總會に於て或る程度の投票權をも與へられる。

(f) 同様に、保險團體の目的も分類の一規準となるであらう。利潤の取得を目的として投資する資本家に依つて資本を提供される株式會社の如きは、營利的團體と言ふべきである。或は、營業の動機が相互並に協同組合に於けるが如くに相互保全に在ることもあらう。或は又、營業の動機が、官廳に依り組織される團體に於けるが如く社會保護に在る場合もあらう。^(註一) 公營保險は別として、ワグナーは總ての保險團體を、協同組合原則に従つて組織される純互助組合と保險業者の如き第三者に依る保險團體とに二大別してゐる。^(註二) この分類は、収益及び或る程度まで管理

權が株主及び保險契約者に割當てられる「混合型」保險會社が次第に發展増加しつゝある今日の實狀に即してゐない憾みがある。

(註一) Philippowich, Grundriss der Politischen Oekonomie, P. 427; Dorn, Festgabe für Alfred manes, PP. 9-10;

Hayes, op. cit., P. 273. と比較せよ。

(註二) wagner, op. cit., PP. 393-6.

(g) 被保險客體は、個人的保險契約者、個人の集合體、又は社會の或る階級であることさへあり得る。この分類の結果として、個人保險、團體保險、及び社會保險の區別が生ずる。

(h) 保險料拂込の方法も亦、分類の一基準となる。之には二種の主要制度が存在する。即ち、被保險者が豫め約定された保險料を拂込む定額保險料制と、拂込金額が一定期間中に生ずる實際的損害に依り決定され後拂ひに依つて償はれる賦課制とがそれである。

六、保險理論と協同組合保險

保險業の分野に於て研究者が常に直面する主要難關は、研究範圍の限界を如何にすべきかといふ問題である。或る論者は範圍を著るしく擴張して危險防衛のあらゆる形態を保險に包含し、他の論者は保險の主要特質の一つにの

み特別の注意を拂ひ、斯くして研究範圍を著るしく狭ばめてゐる。第一のグループは保險の主題を次の二方向に擴大した。即ち、互助説に於ては主として保險の社會的側向に注意を向け、^(註一) 普遍説及び危險説の兩理論に於ては保險は危險防衛一般と混淆してゐる。

(註一) 本書二二頁参照。

互助説に於て、保險はその初期の段階に於て多くは互助的半公共的基礎の上に組織されたといふ事實に着目する。この説は保險の社會的價值を強調し、保險を以て『自然の奔放なる力が惹き起すあらゆる破壊的影響に對抗して團結せる人々の協力なり』と定義する。^(註一)

(註一) L. Lester, Die Lebensversicherung in Deutschland. Ihre Volkswirtschaftliche Bedeutung, Jena, 1890, P. 2.

互助説は決して新しいものではないといふことを注意して置く必要があらう。何故なら、ライプハイゼンは約七十年ばかり前彼の信用組合機關を通じて保險業務を開始するに當つて既に同様の意見を述べてゐる。(Wäutig, Versicherung und Genossenschaftswesen als wechselseitige Hilfsorganisation, P. 11.)

保險に多少の關心を有する功利學派の少數學者は、互助説の定義に著るしく接近してゐる。彼等は、保險の大なる利益は『その自然且つ最も一般的な様式を以て適用される場合には、人類の不幸を餘程緩和する』といふ事實に存すると考へる。人間の必要及び願望の満足は保險に依つて大いに促進され得る。従つて彼等は保險を、『或る數の人々、即ち、同一團體の發行する保險證券を入手する人々の間に於ける、惠まれたる者が惠まれる者を援助するといふ協定に基づく極端なる不運に對處せんが爲めの一種の防壁』^(註一)として説明する。同様の思想は、保險を以て基督教的原則

の應用と解する論者に依つても提唱されてゐる。彼等の意見に依れば、保險とは『それに依つて、汝隣人の重荷を負へ』といふ基督教の誠命の實現を可能ならしめるやうな組織的努力の行はれる制度である。何故なら、保險は一者が打撃を蒙る時他の總ての者が彼を援助することを意味してゐるからである。それは、總ての者が曝されてゐる危險、即ち各人に對して及ぼす影響の豫知され得ない攻撃に對する保險である。斯かる場合に援助を與へることは、^(註一) 一つの基本的道德觀である。』

(註一) Macmillan, The Promotion of General Happiness, 1890, P. 161.

(註二) Smith, Collectivist Economics, P. 151.

協同組合保險の研究者は、この派の論者の意見に落込み易い危險がある。何故なら、協同組合論は、道德的及び宗教的思想より生ずる觀念の影響を強く受けてゐるからである。然し乍ら、保險の長所及びその人道主義的動機に關する如何に巧妙なる説明も、保險の經濟的要素の理解の爲めには殆んど何の足しにもならないといふことは、改めて論ずるまでもない。互助説は營利保險の眞の性質を誤り傳へ、多數の有力なる研究者を無視するものであつて、ワグナー、マーネスもその例に洩れない。

損害説の提唱者ワグナーは、あらゆる種類の保險活動を互助的と見做し、私的保險會社でさへも互助的基礎の上に營業し、私營及び相互保險は同一の經濟原則の二つの異なる法的形式に過ぎぬと論じてゐる。^(註一) 損害説に依れば、保險の互助的特質は一般に危險協同體(Gefährgemeinschaften)の結成となつて表はれる。この危險協同體なる觀念

は今少しく詳細に説明して置かなければならない。保險とは、それに依つて多數個人が曝されつゝある危険を或る人又は人々の一團體へ轉嫁する手段である。被保險者の危険が局外者若しくは局外團體に轉嫁される場合には、利益配當無しに保險が行はれる。若し被保險者自身がその一成員たる團體に依つて償はれる場合には、利益配當付きに保險が行はれる。ワグナーはこの相違を認めなかつた。彼は、經濟的觀點より見れば『被保險者の配合若しくは協同體のみが常に唯一の眞の保險である』と主張した。資本主義的保險會社ですらも常に、實際的に保險に依つて損害を補償し、被保險者に積立資金中より支拂ふ被保險者協同體の確立の爲めの媒介者であるに過ぎない。ワグナーは更に進んで、この説明は自家保險にも亦適用されると論じてゐる。ワグナーは言ふ、保險は『危険に曝されてゐる總ての個々の客體を結合し、事故に遭遇せるものの費用を補償する爲めの經費を各々に分擔せしめること』に依つて成立し、『この事は他の保險の場合と同様、自家保險に就ても眞である』とした。(註二) この説の主要なる缺陷は、それが保險の多數形態の一つに過ぎぬ「危険協同體」(聯合)の概念にのみ基礎を置いてゐるといふ點にある。自家保險を一つの正當なる保險形態として承認することに依つて、ワグナー自身が事實上、「聯合」のみが「唯一の眞の保險者」であるとする自説を最も良く反駁してゐる。(註三)

(註一) Wagner, op. cit., P. 360.

(註二) Wagner, op. cit., Pp. 379—80.

(註三) Gebauer, Die sogenannte Lebensversicherung, Jena, 1895, P. 21. 尙 K. Shenkman, Insurance against credit

risks, P. 67. の批判を参照のこと。

保險に於ける互助の眞の地位は、ワグナーの指摘するのとは全然相違する。最も單純なる相互保險組合は、一定期間(普通は一年間)中に事故に遭遇せる者の損害を補償する爲めに、組合員への賦課に依り實際的損害を多數者に比例分擔せしめる。他方、純粹の保險は實際的損害を比例分擔せしめるのではなく、死亡率表その他の科學的保險の方法に従つて豫め計算された損害を償ふための資金を設定する。斯くして、相互保險組合が被保險者に対して、定期的にはあるが不定金額の特別賦課を行ふことに依つて實際損害を償ふのに對して、保險團體——協同保險組合をも含む——は、生じ得べき將來の損失を補償するために、保險證券の全有効期間に對して豫め規定された金額の定期的拂込に依り資金を調達する。

明かに、ワグナーが保險の公共的性質を特別に、強調することに依つて、即ち保險を特殊の方向に向つて協同社會に奉仕するための社會制度と解することに依つて、「互助」なる觀念は損害説に於ては著るしく有力なるものとして現はれてゐる。(註一) 互助説はマーンネスにも可成りの影響を與へ、彼も亦、保險は「互助の原則」に基づいて組織される經濟制度であると考えてゐる。マーンネスは被保險者の「多數經濟」の相互依存性を示すために、「互助の原則」なる定式を用ひてゐる。然し乍ら、斯かる相互依存性は次の只一點に於てのみ見出される。即ち、多數の經濟的主體が、各自の危険の大部分を結合及び(若しくは)相殺し、それに依つて危険全體を相當の準備金を以て處理し得る程度に軽減せんが爲めに、各自の危険を集結するといふ點がそれである。マーンネス自身は、彼の定義中の互助的

要素がその最重要なる部分ではないといふことを自覺し、保險は常に多數の經濟的主體のそのうちの或るもの見
積り可能なる偶然的資金需要に應ずべき旨の契約に依存することを説明しようと試みてゐる。^(註二) マーネスの保險論に
於て互助なる語を以て示されてゐる部分に對しては、三つの主要な難點が擧げられる。その第一の缺點は、その表
示しようとする事項、即ち危險の結合と類集とを明確ならしめてゐないといふことである。互助（若くは
相^{gegenseitig}互^{wechselseitig}性）は、先にも説明した如く、損害の分擔のみに關係する。それ故、マーネスの批判者中の或る者が、彼
の定義の中の「互助」部分は餘りに廣汎で、保險團體のみならず貯蓄並に貸附組合をも包含するものである、と論
じてゐるのは正當である。^(註三)

(註一) Wagner, op. cit., P. 398.

(註二) Manes, Versicherungswesen, Vol. I, P. 58.

(註三) Dr. G. Schlesinger, Kreditversicherung, P. 78.

第二の難點は、マーネスの定義は或る形式の保險、例へば保險業者保險の如きを包含してゐるといふ點である。
この保險業者保險は、保險業者に依る危險の結合と相殺とが保險者のみに利害關係をもち被保險者には關係しない
が故に、何等の團體的性質をも帯びてゐないのである。

第三の難點は、マーネスの解釋に依る互助はある形の相互組合的及び協同組合的努力や、或は危險協同體 (Gefähr-
tengemeinschaft) 制度への被保險者の意識的参加^(註一)とは同一ではないといふ點である。その互助的特質が保險者並に

被保險者に事實上知られてゐない場合には、總ての保險形態が互助的であるかどうか。被保險者の
間、及び被保險者と保險者との間の經濟的相互依存性も、彼等にその自覺がなければ、何の價値があらう！ 斯か
る無自覺的互助は、經濟行動となつて表はれないが故に、無用若くは無價値である。組織化された協同的若くは相
互的努力の意識的表現となる所にのみ、即ち新形態の社會的組織となつて表はれる時にのみ、互助は保險及びその
他の經濟活動の諸領域に於て眞の力となり得るのである。互助説は、保險の本質を説明するのには失敗したとして
も、あらゆる形態の保險は直ちに相互保險若くは協同組合保險と見做すことのないやうに特別の警告を與へてゐる
點で、協同組合保險の研究者に大なる貢獻を爲してきたのである。^(註二)

(註一) Manes, Versicherungswesen, P. 1. (註二) Manes, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Vol. VIII, P. 621.
をも参照せよ。

危險及び損害の機會を豫防若くは滅殺する爲めの一切の方法を保險と見做す普遍説は、保險を廣義に解する保險
理論の第二の學説である。^(註一) この種の第三の學説は危險説であつて、之はロスチャールの『集成危險は個々の危
險の總計よりは輕少である。何となれば、それは一層確實であり、また不確實性そのものが危險の一要素を成して
ゐるからである。』といふ見解を基礎とするものである。クロススタは自己の危險説をこの假説に基づいて提唱してゐ
るが、彼の説は保險を以て、同一の危險に曝されてゐる諸客體を、種々の危險蓋然率（又は度合）を各々に平均化
する目的を以て一團に結合する方法であると解してゐる。この學説は保險業者保險及び自家保險を包含してゐない

し、又、危険に曝されてゐる事物が屢々保險とは交渉の方法を以て保全され得るといふ事實を見落すことに依つて、保險が危険を處理する唯一の方法であると想定してゐる。危険説は保險活動の分野を實際的損害の補償に限定して了つてゐる。それは、將來の需要の満足を計り又損害の危険とは無關係であるやうな諸保險部門の機能を説明することが出来ない。

(註一) 本書二二頁参照。

(註二) Roscher, Principles of Political Economy, Chicago, 1882, Book IV, ch. III, P. 261.

(註三) Kosta, Ueber den Begriff der Versicherung, 1910. 及 5. Zu den Möglichkeiten der wirtschaftlichen Entwicklungen des privaten Versicherungswesen in Deutschland, Berlin, 1911.

保險に關してより狹義の定義を下す第二群の學說も極めて多様である。冒險、貯蓄、奉仕、危険(註一)之等の諸要素は何れも保險の理論及び實際上に地位を與へられ、それぞれ特殊保險論の基礎として役立つてゐる。然し乍ら、之等の諸學說は、その何れも各自の定義の根據として主要素のうちのみを取上げ、他の諸側面を多くは除外するか或は寧ろ無視してゐるが故に、保險學に及ばず影響は制限されてゐる。之等の諸學說の分析は、我等が協同組合保險の諸側面を一層良く理解する爲めの助けとなるであらう。

(註一) それぞれ本書三〇頁、四頁、二九頁、一八頁を参照のこと。

若し保險が、冒險説の主張するが如くに、賭事又は投機の一形態であるとすれば、協同組合事業の範囲に入れて考へることは到底不可能であらう。然し乍ら、既に述べたやうに、科學的保險は富籤的原理若くは賭事とは全然無

關係であり別個の基礎の上に成立してゐる。冒險説は、偶然といふ要素を過當に重要視し、偶然的要素が保險に於て占める地位を誤解してゐるので、保險の眞の性質を表示するものとは言へない。

(註一) 本書三〇頁参照。

貯蓄説の主要缺點は、諸資金の積立を保險の唯一の要素と解する點にある。然し貯蓄は、保險の成立するよりも以前に、他の諸要素と結合されてゐなければならぬ。即ち、諸資金の積立には一團體内に於ける危険の轉嫁と結合とが相伴はなければならぬ。成程、保險經濟は團體的貯蓄の増加となつて表はれるが、貯蓄のみを以てしては未だ保險の本質は表示されない。貯蓄説は保險の最も重要な要素の一つを強調してはゐるが、それは保險の定義の根據となることは出来ない。若し貯蓄説が正しいとすれば、協同組合活動の一特殊形態としての協同組合保險の成立する餘地は無くなるであらう。何故なら、保險が通常の貯蓄の團體的形態であるとすれば、斯かる貯蓄には特別の保險組合を俟つまでもなく、普通の協同組合機關を以て十分に事足りるからである。

協同組合保險は保險奉仕説とも全く相容れないものであり、もし奉仕説が保險の本質を眞によく説明するものであるとすれば、協同組合保險は存立の理由を失ふこととなるであらう。奉仕説は全く敘述的である。それは保險の經濟的特質をすらも分析しようとしなない。この説は保險者と被保險者とを、兩者が利益配當附保險に於ては凡て同一團體の成員であることを忘れて、相反する別個の利害を有する二つの團體であると解してゐる。保險者側に参加する保險契約者は實は多くは彼自身の保險者であり、彼が組合の業務を利用する場合には、彼は彼自身の爲めに

この業務を営むのである。

(註一) 本書二九頁参照。

最後に、需要説を吟味しなければならぬ。この説は協同組合保險論を體系附けるのに他の如何なる理論よりも有益である。獨逸の文獻はこの説を以て、ゴビーが初めて提唱し、全く獨逸の學者、殊にマーネスに依つて發展せしめられたものであると稱してゐる。ゴビーは、個人のあらゆる必要を満足せしめることの不可能性が、各人をして現在及び將來の必要の選擇、従つて又諸種の將來の必要の選擇を行はしむるに至ることを指摘した。(註一) 彼は、保險を見積り可能な偶發的資金需要を賄はんとする目的を以て相互扶助に依存する一つの經濟制度であると定義することに依つて、需要説を構成するその他の諸特徴を明示した。この相互扶助といふ語を以て、ゴビーは多數の個人的經濟單位の必要な場合に於ける意識的又は無意識的の相互援助への同意を指示してゐるのである。(註二) レクシス、エミングハウス、ドルン、モルデンハウエル、ヴェルネル、マルシュナーその他の人々も、大した修正を施すこと無くこの説に従つてゐる。(註三) 事實、ジェヴォンズ、マクラッド、ペームバウエルその他の人々は、需要説の中心點である「將來生じ得べき必要の満足」の重要性を強調することに依つて、この説の背景を準備したのである。將來の必要の重要性及び經濟計劃に於けるその地位の正確なる測定は、容易なことではなかつた。この問題を取扱つた多數の文獻があるが、ペームバウエルが、經濟活動に對する將來の重要性を過少評價してゐる點で諸經濟學者を非難してゐるのは正當である。(註四)

(註一) Gbbi, Zeitschrift für Versicherungsrecht und Wissenschaft, Strasburg, 1897, Vol. III, P. 258.

(註二) ユービー曰く『保險は、必要を呼び起すやうな事件の生じた場合に、最少のコストと十分なる確實性とを以て所要の資金を獲得(不慮の必要の満足の爲めに)せしめんことを以て目的とする。』と。

(Op. cit., P. 258. X Compendio di Economia Politica, Torino, P. 120. を参照せよ。)

(註三) Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Vol. VIII, PP. 621—32.

(註四) ペームバウエル曰く、『將來は吾人の經濟法則に於て、通常考へられてゐるよりも遙かに重要な地位を占めてゐる。勿論この事は明々白々の理であるが、それにも拘らず、吾人の經濟行爲は現在とは極めて關係少く、殆んど全部、未來に關つてゐるといふことは、十分にその意味を考察されることの稀な眞理である。』と。

(E. V. Böhm-Bawerk, The Positive Theory of Capital, 1923, P. 238.)

ジェヴォンズは需要説の中心思想を明瞭に表示した最初の人であつて、彼は、文明の或る時期に於ては將來の需要の満足といふことが經濟發展の重要な要素となるといふ點を強調した。(註一)

(註一) Jevons, The Theory of Political Economy, London, 1924, 4th. ed., P. 35 に曰く、『將來若くは生涯中の缺乏は概して豫測し難い。然し文明の状態に於ては、漠然とした・然し有力なる未來の感情が勤勉貯蓄への主要誘因となる。瞬間の願慮は完成と希望の大潮の上に浮ぶ小波であるに過ぎない。』

ペームバウエルも、同様の見解を發展させて、時間上の遠隔度が財貨の價值に直接的影響を與へることを考慮に入れて、今日廣く行はれてゐる利息説を提唱した。此處にペームバウエルの利息説を紹介するのが我等の仕事ではない。我等の研究にとつては——豫測され・評價され・經濟的活動に依り賄はるべき大多數の需要は定

期的に取扱はれなければならないが故に、現在及び将来の需要を主として個人的及び集合的経験に依つて評價すべきことを教へられる、といふことを述べるだけで十分である。斯くして経験が人類に、将来生じ得べき需要を見積り、『殆んど識らず識らずのうち』その需要を充たす準備を整ふべきことを教へるのである。『我等は、あらゆる通常の生活事項に亘つてこの種の計算を大體精確に行ふのである。生命、火災、海上その他の保険に於て、我等の行ふ計算は著るしく精確である。』^(註二)

(註一) Böhm-Bawerk, op. cit. P. 281, 237. 及び Capital and Interest, London, 1899, pp. 423, 259. 参照。曰く『現在の財貨は、同数及び同種の将来の財貨よりは恒により大なる価値をもつ。従つて一定数の現在の財貨は、概して、より多量の将来の財貨に依つてのみ購入し得る。現在の財貨は将来の財貨に對して打歩(交換差額)を有する。この打歩が即ち利息である。』

(註二) Jevons, op. cit. P. 36.

近代の交換経済は、将来の需要に對する供給を一層容易ならしめた。消費者の主要問題は、自己の将来の需要を充たすに必要なものの購入のために十分なる金銭的收入を準備することである。^(註一)従つて資金の支出を一定期間に配分することが大切な仕事となる。収入金銭の支出は極めて單純な行爲であつて、大抵の者はそれを一つの重大なる経済活動とは考へてゐないといふ臆説が廣く行はれてゐるが、それは全く誤りである。それを自覺してゐない人々が間違つてゐるのであつて、協同組合運動の主要任務は、貸銀生活者及び小生産者に、彼等の収入を最も経済的な方法を以て費消することが如何に重要であることを明示するに在る。協同組合運動は凡ての人に、消費者としての自

己の利害が等閑視さるべきではなく、適當に保護されなければならぬといふことを了解せしめようと努力する。協同組合論は、人がそれに依つて自己の収入を得る諸活動を指して経済的^{エコノミク}と見做す見解とは反對するけれども、それに依つて人が消費する諸活動を指して経済的と見做す見解に反對ではないのである。

(註一) Liefmann, Grundsätze der Volkswirtschaft, Vol. I. P. 367.

(註二) Liefmann, op. cit. pp. 366-8. 及び Redfern, The Consumer's Place in Society. と比較せよ。

将来の需要を充たすが爲めの眞の経済的難關は、只その費用を長期間に正しく割當てることの困難性に存するのみであるといふ事實が、保険の長足の發展と共に確證されてゐる。保険は個人、家庭、又は一つの企業をして、一定の既知の低廉な経費を以て、その将来生じ得べき需要を充たすことを可能ならしめる。而して之が、保険が一つの経済制度として大成功を収めた原因である。

英國の文獻に於ても、将来の需要及び将来の支拂を取扱ふものとしての保険の同様の特質がマクラウドに依つて強調されてゐる。彼は経済論一般に於ける保険の地位を確定するための基礎として、彼の年^{セナリー、ナフ、ペン、ニユイ、ケ、メ}金^{ニユイ、ケ、メ}説^{ニユイ、ケ、メ}を提唱する。曰く、『経済學の全領域は、それを究極的に分析するならば、第一に物質、第二に労働及び信用の兩形態に於ける人的性質、第三に年金の三大部門を包含する。』それ故に、保険はマクラウドに於ては年金説の一部として扱はれてゐる。^(註一)

(註一) Macleod, History of Economics, P. 191. 彼は、あらゆる金額は一定量の物的商品若くは労働に對する等價である

のみならず、又將來の支拂の無限の系列の現在の價值の總計若くは年金に對する等價であると説いてゐる。年金とは、連續的支拂金を要求し受領する權利である。年金は一定期間、又は生命若くは火災保險の如く一定の偶發事故に對して、一定金額を保證するために支拂はれるものである。

現在では、マーネスが需要説 (Bedarfstheorie) の代表者と考へられてゐる。彼は保險を、『評價可能なる偶發的資金 (Vermögens) 需要を充たす』ことを目的として、互助の原則に基づいて造られた經濟的機關』に依つて實施されるものと解釋してゐる。^(註一) この定義は二つの主要部分より成り、その一つは互助説より、他はゴビーより承継したものである。マーネスの定義の第二の部分は、第一の部分よりも優れてゐる。^(註二) マーネスは、保險が或る經濟的條件の下に於てのみ發達し存続し得るといふことを強調する。その條件の主なるものは、人々が一定の缺乏のみならず生じ得べき需要をも顧慮し得るのでなければならぬといふことである。多數の經濟單位も亦同様の突發事故 (Bedarfsfälle) を豫期しなければならぬが、この突發事故は全單位に關して同時に起ることのないやうな種類のものでなければならぬ。^(註三) 之等の諸條件の下では、需要説が如何なる他の保險學説にも勝つて保險事業を良く説明してゐる。需要説が、保險は將來生じ得べき需要を現在の需要に變形させ、その恢復價値の對價を豫算に計上するといふ事實を強調してゐるのは正當である。然し乍ら、マーネスの定義は、保險のあらゆる要素を同様の明快さと語勢とを以て表現してはゐないと言ふべきであらう。その長所は、保險の目的を『評價可能なる偶發的資金需要を充たす』に在りと定義してゐる點である。この短い一句は保險の五つの重要な要素、即ち補償の原理 (補償)、保險に依

り價はれる對象 (需要)、價はるべき需要の偶然性と不安定性 (偶發的)、價はるべき需要の測定可能性 (評價可能なる)、及び補償の物質的・金錢的性質 (資金) を表示してゐる。需要説は、『將來生じ得べき需要』といふ語を用ひてゐるが故に、保險の總ての部門を包含する唯一の保險學説である。斯かる需要は損害の結果である場合もあらうし、又窮乏の結果である場合もあらう。それ故、保險は、保險契約者評價の可能なる偶發的資金需要を充たさんが爲めに、彼等の生じ得べき需要の時間的變動に對して保險を與へ、且つ彼等の曝されつつある危険を結合・相殺する一つの經濟的方法である、と定義することが出來よう。

(註一) Manes, Versicherungslexicon, P. 290. 又 Philippowich, Grundriss der Politischen Oekonomie の『それ故に、保險とは臨時の出費のために必要とされるやうな収入を保證することである。この収入保險は、斯かる目的のために組織された相互保險體へ、危険に臨む總ての所得から繰出される定期拂込金に依つて經營される。従つて、保險は相互組織會社の設立に依つて個人の収入を保證するのである。』(四二二頁) といふ説明と比較せよ。

(註二) 本書四九頁參照。

(註三) Manes, Versicherungslexicon, P. 294.

(註四) Manes, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, P. 622.

第二章 庶民保険制度の缺陷

一、保険によりて

保険は、近代經濟生活中での最もよく發達した部門の一つである。現にこの施設は、その活動領域内に數億の民を吸収し、數千億磅の準備金を蓄積してゐる。とはいへ、保険の恩澤は、すべての國民乃至社會の各グループの間に、萬遍なく分配されてゐない。全世界の生命保險會社によつて受附けられた保險契約金總額は、一九三〇年には三百三十億磅に上つたと註せられてゐるが、その三分の二までが亞米利加合衆國內で加入されたもので、ヨーロッパでの加入は、僅かに總額の七分の一にしか當つてゐない。

(註一) — 'Volkshilfe' 誌、一九三二年七月發行、第七號、五六頁及び一九三六年五月十六日發行の 'The Statist' 誌参照。とはいへ、社會的保險の廣く發達してゐる國々に於ては、個人的保險の必要がそんなに緊切でないといふことは、當然考へ得られることである。

生命保険契約金額を國民に頭割りにして見るに、國を異にするにつれ、これまた驚くべき差異を示してゐる。これに於ても亞米利加合衆國が第一位で、一人當り百九十磅、以下順次、カナダの百六十磅、オーストラリアの六十磅、英本土の五十磅、瑞典の四十五磅、和蘭及び瑞西の三十二磅十志、ドイツの十五磅十志、日本の十五磅、オーストリアの十五磅、フランスの七磅十志、イタリアの七磅、爾餘のラテン語諸國は二磅十志である。

社會の諸グループ間に亘る保險の分布の差異も亦、諸々の國々間の差異に劣らざる顯著である。勞働者、賃銀生活者、小農及び職人の加入率は最も低く且つ契約金額も低率である。保險が極めて一般化され、極めて廣く普及されてゐる亞米利加合衆國に於てさへ、勞働階級の家庭の戸主中の十一パーセントまでが、どんな種類の保險にも加入してゐず、加入してゐる人々も、その契約金額は小額である。賃銀生活者毎四人に一人は、全然保險からの保護を有してゐないか、或は額面五百弗未満の保險證書をしか有してゐないかの孰れかであり、五人に二人が、額面一千弗以下の保險證券を、四人に三人が二千弗以下の保險證券を有してゐる割合になつてゐる。保險に加入してゐる賃銀勞働者の九十五パーセントまでが、自分で掛金を繼續して行ける金額より少額の掛金額の保險をつけてゐるが、その掛金額の平均を出して見ると、彼等にとつて相當額と考へられる額の四分の一にしか當らない。^(註一)

(註一)——Dubing and Lokka:—"The Money Value of a Man" 一四三頁—一四四頁。亞米利加合衆國商業會議所保險課は、「保險通報」(Insurance Bulletin) 第九號中で、亞米利加合衆國に於ては、勤勞々働者の三十パーセントまでが何等個人的保險に加入してゐず、五百弗以下の生命保險に這入つてゐる者が約三十パーセント餘であると見積つてゐる。また、一九三一年發行の American Federationist (一〇七八頁) は、「周到にして信憑するに足る諸調査によると、賃銀勞

働者及び安月給取りの歴史的多数が、保險に加入してゐないか乃至は低額の保險にしか這入つてゐないかであるといふ事が、實證されてゐる』と述べてゐる。

他の國々に於ける状態はそれよりも更に悪い。大ブリテンに於ては、納稅者階級さへも、可なり低額の掛金の保險にしか這つてゐず、同階級の人々の『生命保険契約金高の平均は、彼等の約一ケ年の収入額と同額である。これは、どう見ても、生命保險の無理のない適度の標準より遠い。』^(註一)

(註一) "The New Statesman Nation" 一九三三年五月二十六日發行、八一七頁—八一八頁)

産業保險に就ては、バームーア委員會(一九二〇年)が斯う述べてゐる。『委員會の判断し得る限りでは、平家族によつて多額の保險料が掛けられてゐるに拘らず、一家の支柱となつてゐる働き手自身が、多額の保險に這入つてゐる例は減多にないと言つてゐる。』^(註一)

(註一) Report of the Departmental Committee of the Business of Industrial Assurance Companies and Collecting Societies, 一九二〇年出版。'Command Paper' 六一四號 'Parliament Report' 三頁第十六節、それから十三年版、「コーン報告」(一九三三年)は次のやうに言つてゐる——『國家の寡婦年金制度によつて、賃銀生活者の家族に與へられてゐる保護を考慮に入れてさへ、英國の勤勞階級の一級の夫又は父は、頗る低額なる保險しか支拂つてゐない。』(Cohen Report' 一九三三年出版、九頁、第十五節参照) E・ウィリアム・フィリップス (E・William Phillips) は、「コーン・報告」(一九三三年)を次のやうに批評してゐるが、その評言は、同時に上の現象に就ての立派な説明でもあるやうに私には考へられ

る。『該委員會が若し、産業保險會社の保險證券所持人の大半を形づくつてゐる所の階級の人々が、自分の死後、家族の永遠の計を建てるに足る程の生命保險が受取れるやうにして置かうなどといふ野望を、彼等の最も亂雑な夢の中で、僅か一分間でも持ちつゞけることが出来ると、本気で考へてゐるとすれば、それこそ正氣の沙汰ではなからう。彼等が産業保險證券から望み得る事といへば、高々、死によつて惹き起された急場をどうか斯うにか凌ぎ越すべきホンの數磅である。勞働階級間では、死んだ當人が一家の働き手であらうと、家族の他の一員であらうと、急場凌ぎに所要の金高には、結局さしたる違ひはなすのだ。』(『Journal of the Institute of Actuaries』第六十六卷、三五一頁、「ローエン報告に關する意見」參照)

保險は、社會の各グループにとつてそれ／＼異なる價値を有してゐる。それは、勞働者階級の人々にとつて最も重要なものである。といふのは、賃銀生活者は、他の階級の人々と較べて、萬一の備へを大してしてゐないからである。勞働階級の家族中に死人或は病人が出て、彼等には、大した蓄へも、頼るべき準備金もない。それ故、現今のやうな状態下に於ては、保險は、勞働階級の家族が墮落や救済を要する貧民に陥らないやうに保護する最上の手段の一つであり、従つて、それは、最も有効適切な方法でもつて組織されなければならない事業である。とはいへ、民衆保險は極めて困難な一問題に面接せしめられてゐる。それは次のやうな問題である——一體に、週間毎に賃銀を受取つてゐる勞働者達は、賃銀を貰うと、その一部をさいて保險料に宛てる傾きがある。それ故、それ等の保險料の集金には、精緻にして極めてうまく組織立てられた組織が必要である。今日では、斯うした被保險者の家庭で組織されてゐる。これは、費用を高額にするものであり、ために、勞働者階級の人々は、産業保險に法外の支拂を

して居る。それ故、保險に於ても、『あらゆる他の事柄に於けると同様、彼等の有する資力をば、出來得る限り有効に使用しなければならぬ』勞働階級にとつては、高い費用を掛けて經營してゐる營利的保險會社のサービスを利用しないで、もつと費用の輕減出來る新らしい構成原理の上に建てられた自分達の非營利的保險會社を確立することが、最も肝要である。民衆保險にとつて斯うした新方式を採用することの緊急事であることは、産業保險の現状を検すれば自ら明白となる。この事は、英國の人口の大多數を八千七百萬の保險證券下に保險して居る産業保險方面を取扱つてゐる議會及びその他の委員會の報告によつて、最もよく實證され得る。現下の産業保險は、契約高總額約十四億磅を保持し、而かも國民中での最も貧困にして、何等の保護をも受けてゐない部分を取扱つてゐる。

私は次の諸頁中に、「議會報告」から澤山の事實や意見を抜萃して置いたが、それ等の抜萃の性質に就て一言する必要がある。保險團體に關する初期の批評は、全體的に見て諸報告を公平に批評することをせず、特殊の節^{パツテラ}や行を勝手に引き抜いての批評だと、よく批難されたものであつた。とはいへ、本研究に於ては、紙數の餘裕がないために、諸報告に載せられた事實や材料中の僅か一部分づゝしか引用することが出来なかつたが、借用の引用文は、幾ダースもの同様の引用文によつて確證され得るものである。更にまた、最近數年間に行はれた發達を示すために、産業保險委員會の諸報告に就て(一九二〇年及び一九三三年に發行)比較研究的に述べて置いた。我々は、産業保險事業者の代表者達が、それ等の報告に就て、殆んど批評の言を發してゐないのを忘れてはゐない。(註一)

(註一) 'Journal of the Institute of Actuaries' 第六十六卷、三六二頁參照)

しかし、私は、産業保険組織の缺陷を慨し、その改良に全力を傾けてゐる幾千の産業保険事業者のあることを知つてゐる。そしてまた、輿論や法制の壓力及び産業保険事業者の努力の結果、改善の實が相當に擧つてゐることも知つてゐる。とはいへ、私はこゝに先づ、産業保険の最近の發達の光に照して、その組織の主要な缺點を擧げ組織そのものに固有の缺陷のあるといふ事、そして、それ等の固有の缺陷は、從來の遣り方を全然一變し地方工場團體に基礎を置く協同保険を確立することによつてなれば根絶出來ないといふ事を指摘して置いた方がよからうと考へる。

二、産業保険の法制上の煩雜性

吾々の歴史的研究は、先づ、現行の産業保険に關する法制が極めて煩雜である事が、保
つての主要な障害の一つである事を指摘することから始めなければならぬ。これは、保険は必ずしも法律の枠内に在つてその發達を遂げ來つたものではないといふ驚くべき結論を生むこととなる。以前から、保険は、あながち法律の屋根の下に住居する業務とは限らなかつた。立法家は、保險會社が、折にふれ法律を破つてゐる、また議會を強制して、自分達の業務の擴張に都合のいゝ法律を無理矢理通過せしめたと抗議してゐる。一再ならず何時も立法者は、損害賠償法に對すると同様の手心によつて、既存の慣習を正當化することを要求されたのであつた。^(註一)

^(註一)—「産業保險委員報告」—The (Cohen) Report of the Committee of Industrial Assurance 一九三三年發行—

は、保險會社は『自分達にとつて都合の悪いと解つてゐる限り、寧ろ法律を無視する方針を取つてゐる、保險業者がわれらの意見に従つて作成した提案に於ても、議會は、結局「^{フニク}「^{コインツレ}」既遂の事實として其の採用を迫られ、取消すことの出來ない事實であるとして、その効力を發生せしめることを要求された。』(一四頁、二二節)と述べてゐる。

産業保險會社は、過去に於て、合法的保險證券のみならず、「^{パーム}「^{ムーア}」レポート」(Parmoor Report——一九二〇年)によつて「^{違法}」だと宣告された保險證券をも發行してゐる。

同レポートは記してゐる。

『^{違法}的保險證券發行の慣習が、全然竭んだかどうか疑はしい。さりながら、委員會は、一九〇九年以前に結ばれたところの、會社及び代理店にとつては有利ではあるが、保險證券所持人にとつては權利確保の疑はしい非合法的保險證券に對しても、大抵の場合、保險料が支拂はれつゞけてゐることに満足を表してゐる。多くの場合、代理店からの勧誘が、さうした保險證券發行の重要な要素であつたことには疑ひがない。^(註一)』

^(註一) 'Parmoor Report' 一九二〇年發行、二頁、二節及び 'Minute of Evidence' 一九二〇年、二三七頁、六九七二節 参照)

産業保險事業者が、自分達の發行してゐる保險證券が「非合法的」であるといふ事に氣づいた後に於ても、故意に、この慣習を續けたとは信じにくい。それにも拘らず彼等には、當局の報告や輿論によつて譴責されるのを待つ

までもなく、さうした保險證券の法的地位を研究する機会がいくらも有つた。

保險會社は、現行の煩雜な保險法をば、自分達の利益保護のために、極めて巧妙に運用して來た。保險證券による契約は、被保險者の氣附いて居る以上に、被保險者が會社の意の儘にされるやうに作られて居つた。^(註一)

(註一) Minutes of Evidence, 七五頁、二〇〇六節。同書七三頁、一九四八節、八七頁、二三五—一節、二三七頁、六九九六節(參照)

會社は、詐欺手段や詐欺類似のいろんな不正手段を排撃して自分達の利益を擁護するためには契約に當つて、相當の權力を會社に残して貰はなければならぬし、また會社はさうした權力を決して濫用するものでないと論じてゐる。彼等はまた、契約の複雑なのは、可なりの部分までが、現行法令に適應させる必要からであると主張してゐる。この最後の主張には多分の眞理があるが、結局は産業生命保險法を編纂し、單純化することに、一日も早く着手されなければならぬといふ事になる。

その法制部面は複雑で、それを理解するには可なり深い特殊の知識が必要である。被保險者の無智と保險證券に關する法制性質の複雑なために、被保險者は、會社の思ふ儘にされるやうになつた。貧窮な保險證券所持人にとっては、訴訟を起さうにも事件を請合つて呉れる辯護士を見出すことさへ、人によつては困難であつたし、また、保險證券所持人は、多くは、強力な會社に楯ついて訴訟事件を提起することを恐れてゐたのであつた。^(註二)

(註二) Minutes of Evidence, 一頁、一〇節、一二頁、二六一—二七二節、八三頁、二二〇四—二二〇八節、二二三頁

六八四三節(參照)

保險會社側では、保險證券所持人の無援無力を承知してゐて、時としては、彼等に對し公正な取扱ひを與へることを拒んだものであつた。しかし、産業保險委員事務局が創設されてから被保險者は、同事務局に相談や保護を申請することが出来るので、今日では、從來の状態は餘程改善されてゐる。^(註一)

(註一) 『記憶すべき最も重要な點は、それ等(八千萬)の保險を附けた人々が、法律手續に不慣れであつたといふ事である。』……『彼等の慣習は單純で、極めて實際的であつた。』この點から見ると、『それの影響を與へる如何なる法令も、出來得る限り最も單純な性質のものでなければならぬ。でないと、どうしてもその機構が、うまく行かなくなるからである。』……『その立法中で、最大の興味のある部分、保險事務上に起る事件をば、迅速に且つ普通の法廷でなし得るよりも、ずつと簡單なやり方で取扱ふ産業保險委員事務局の設置であつた。皮肉なことには、事務局に調停を申請したところの悶着の多くは、自然的發生の悶着でなくして、法令そのものゝ條款や制限に對する技術上の違犯によつて生じた悶着であつた。』(Mr. C. S. Kelham—'Journal of the Institute of Actuaries' 第六十六、卷三四〇頁—三四二頁)また、一九三四年三月二十九日發行の「ハンス・アムステルダム」中、ハーロー・ジョンストーン氏 (Mr. Harcourt Johnstone) は斯う述べてゐる——『私は、産業保險委員事務局の支局を各地に設置すること、委員の事業の性質を、現在よりも遙かに廣く一般に知らしむべき宣傳手段を構はしむること及び被保險者に、彼等が事務局に訴願の權利を有すること、いろんな極めて大きな事件をも持ち込んでよろしいといふことを周知せしめることは、決して難事ではないと考へる。』』』

三、失 效

産業保険の最大の障害の一つである失効保険証券数の高率なのは、明かに、餘程の程度まで、「加入の強制」から來てゐる。これは、産業保険組織の舊くからの特徴であるが、過去二十年間中に於ても、さしたる改善の跡を示してゐない。研究者中には、失効の高率は産業保険組織に固有のもので、その起る原因は、調整しようにも出來ないものであると論じてゐる者さへある。^(註一)

(註一)——'Journal of the Institute of Actuaries' 第六十六卷、三三〇頁——三三一頁中で、J・ミューレー・レーンダ氏(J・Murray Lains) は斯う記してゐる——「産業保険に於ける失効が高率であることを認めない譯には行かないのであつた。それは、過去に於ても常にさうであつたが、今後に於ても常にさうであることを彼は憂へた。その起る原因は、事業者には何うして見ようもないのであつた。産業保険の失効は、該事業者が國營であるイタリーや、日本に於て高率であつた。それはまた、相互保險會社によつて經營されてゐるアメリカや、オーストラリアに於ても高率であつた。更にまた、フランスに於ても高率であつた。彼は、一九一六年以來國家が産業保險をば獨占事業として、極めて能動的に經營してゐた日本を資料として採り上げ、計數の分つてゐる最近七ヶ年中に、新規發行保險証券數は、約二百五十萬から二百八十八萬となつた。然るに、それ等の年の第一年には、六十二萬二千件を以て數へられてゐた失効及び解約(復活件數を控除して)の件數が、最終年には百十六萬二千件となつた。にも拘らず、保險料収入は、該七ヶ年に一割五分餘の増加を示したといふ事を見出した。それ故、失効が起るのに就ては明かに事業者の抑制力^{コントロール}の及ばない要素が、働いてゐた。」と。

で、先づこゝに、失効の件數及びその比率を考察しよう。

バームニア委員會は、既に、一九二〇年に、
現に見らるゝが如き産業保險組織下では、保險証券は、短期間内に失効を來たさざるを得ぬ。例へば、レフニュージ保險會社(Refuge Assurance Co.——此の點に就いては、どう見ても例外的とは言はれ得ないところの)の場合には、一九〇九年から一九一八年に亘る十ヶ年間に、發行保險証券數九百三十二萬二千三百三十六件に對し、失効件數は六百四十二萬六千三百十三件に上つたといふ事が見出された。
といふ事を摘發してゐる。('Parmoor Report'、一九二〇年發行、三頁、一八バラグラフ)

バームニア報告(一九二〇年)は、失効率の非常に高いのは、一に人民の一部には代理店や勸誘員に、何邊も何邊も、保險契約を無理強ひに勸誘され、そして其の無理強ひが止むと直ぐに支拂を中止して、初めの中の保險給付額は保險証券に取極めてある全金額のホンの一小部分に過ぎないものだから、支拂つた全保險料の殆ど全額を失つて居る。といふやうな人々があるからである。代理店手数料が高い間は被保險者に取つて保險の價値が何うならうと被保險者が何の程度に其の保險契約を維持して行けようと思ふまいと、お構ひなしに、市町村の此の階級の人々の間に、絶えず新業務を營んで行くことに努力しても、代理店は何時も引き合ふであらう。^(註一)

(註一) Darmor Report 1920 P. 3, par. 18.

「コーエン報告」(一九三三年)中に公けにされた報告に見ても、大して改善の跡が示されてゐない。一九二九年に於ける保險の業務の無効の運動に關する統計は

同年發行された保險證券数は約一千萬(不採擇件数を除く)に對して、中絶件数は六百萬を一寸越した。がしかし其中の百二十五萬件に就ては、解約證書解約拂戻金を許されたので、結局残りの四百七十五萬件が保險契約。失効となつた。

それ等の數字は典型的のものとして見て差支なからう。失効の多くは、僅々二三ヶ月分の保險料が納められてから起つて居るにも拘らず、全體的に見ると、保險料支拂者にとつての損害は著大である。今日の大抵の事業者の慣習では二年間位保險料金を滞納すれば解約せられるのが普通になつてゐる。しかし、一二の場合には滞納期間を一年に限つてゐるものもある。しかし、それよりも短期間の契約の保險證券の失効に對しては何等の賠償はない。『産業保險委員會 (Committee on Industrial Assurance) に提出した評價では、年々失効保險證券の所持人が受け取つた保險補償の總額は、彼らが支拂つた額より百萬磅だけ損をして受取つてゐるといふことが分つた。』(Cohen Report, 一九三三年發行、三四頁、五六節)

確かである事は、

『短期間に保險契約の失効した人々——それ等の大多數は、代理店その他の勸誘員の執拗な勸誘の下に濫々加入した者である——が、保險で補償された額は自分達の支拂つた保險料の五分の一を越えなかつたことであ

る。』(同上著書、三五頁、五六節)

國會議員B・ジャンナー氏(B. Janner, M. P.)は、一九三四年に、次のやうな數字を發表して失効の多いことを明かにして居る。^(註1)『過去十四年間に、約一億の保險證券が失効となり、其の所有者の損失は一億磅を超えてゐる。當事會社の収入は七億七千二百四十六萬八千八百八十三磅であつた。經營費と株主配當金とは、三億一千四百九十八萬一千五百九十九磅に上つた。しかし、保險證券所持人の受取つた金額は二億七千五百五十九萬九千八百六十四磅に過ぎず、利子基金二億一千五百萬磅に増加した。株主への配當金は、此の期間に二倍餘となつた。』

(註1) Hansard, 一九三四年三月二十九日發行、二一八九頁參照)

現に尙、これに對して非難のあることは、ハーコート・ジョンストン氏(Mr. Harcourt Johnstone)がこの事柄を英國下院に持ち出し(一九三四年三月)、氏の所謂若干の産業保險事業の「組織的詐欺」の「重さと廣さ」とに注意を喚起したので分る(同上著書、二二八四頁)。ジョンストン氏は言つた。保險證券所持人に當然支拂はる可き多額の金は、支拂はれたためしは全國の何處にもない。ハル(Hull)に於てだけは、一、二月(一九三四年)中に、公共心に富む一人の男が、五十七家族のために、産業保險に依つて彼等に當然支拂はるべき約五百六十磅を受取れるやうにしてやつたのであつたと。

保險證券所持人が保險の事柄に就いて無知であることは、彼等の利益を適當に擁護する上に大なる危険性があ

る。それが、往々にして保険証券所持人と同様に無知である保険会社の代理店によつて誤用され、其の結果、時に
保険証券所持人が喰ひものにされることがある。^(註一)

(註一) 'Minutes of Evidence' 一九二〇年發行、八七頁、二三五一節參照)

『斯うした多數の場合に於て保険証券所持人が、當然支拂はる可き金額について全然無知であるために、金額が保険証券所持人の手に届かないでしまふやうな危険がありはしないかと、諸君はお考へにならないだらうか？ 私にはどうしてもさう考へられる。多くの場合、彼等は、結局のところ自分が幾ら受取れる権利があるのかを知つてゐないのだと私は思ふ。』
コーヘン報告(一九三三年發行)は、被保険者の無知をば、「或る種の危険」の重點と認めてゐる(四一頁、六七節參照)。また、'Minute of Evidence' (七三頁、一九四八節—一九四九節、二二七頁、六九六九節—六九七〇節參照)。代理業者の無知については、'Minutes of Evidence' 七三頁、一六七節—一六八節を參照されたい。そこには次のやうな問答が記載されてゐる。——『私のお訊きたいのは、あなたのお取扱ひ事件中でも、代理店に對する詐欺事件が澤山ありましたかどうかといふ事です、さう澤山取扱つたやうにも思はれないのですが、それに就いて思ひ浮ばれることは、代理業者が、何とも言へないほどに保険法や保険事業に就いて無知であることです。』
スノーデン子 (Viscount Snowden) は、最近公けにされた一著書に寄せた序文(シンクレーの 'The Evils of Industrial Assurance') 中で斯う記してゐる——『こゝに、責任ある著者によつて著された一著書……通曉せる知識を以て書かれた著書、さうした通曉した知識を持つて居るものだから、わが國の商業的投機の中で何物にも劣らず、驚く可き一企業をば生々と描き出してゐる一著書がある。』同書中で、シンクレーは斯う書いてゐる。——『それは、産業保險社の莫大の富は、もとゞ、目的のためには手段を選ばずといった底の人々であり、また、一九二〇年のパームーア委員会によつて、保險業に關する最大の醜惡事の一つだとして曝露された戦争

保險証券に見らるゝが如く、戦争の苦しみそのものをさへも自分達の財力を豊かにすることに利用する傾向な投機者達により、何時どうなるか知れぬ不安定な自分達の収入を、狡猾に組織的に捲き上げられるところの小額保險証券所持人數百萬の單純無垢の輕信と保險業に就いての全般的無知を基として成立して居るものである極めて單純なる事をば、實際的證據に基づいて述べたものに外ならぬ。』(前掲書、一四頁) フロー・スローカム (Flora Stoc m) が示してゐるやうに、『保險証券所持人は、普通、生命保險に就いての基礎知識を一つも授けられてゐず、自分自身の保險証券に就いてさへ餘り良く知らな者がよくある。社會的代理業者の顧客は、保險意識を持つてゐるとはいへ、大抵が自分の加入した保險の特權や自國の保險法に就いて詳しい知識を持つてゐない。』(Social Review' マカハ、一九三三年、第五號、六二〇頁—'Lost Resources of Life Insurance: A Study of Dependent Families in St. Louis' 參照)

代理店は、保險証券所持人と同階級から補充されるが、その中には、保險に就いて自分達の顧客と似たり寄つたりの知識しか有しない者がゐる事を記憶しなければならぬ。斯うした原因から起る幾多の困難は、會社が、それ等の代理店に、組織的に廣い教育と實地指導とを授けることによつて、除去する外はないのである。保險の法制的、財政的方面に就いて餘り知識を持たない民衆は、あらゆる現代的廣告術の武器で武装した代理店——英國には、十萬人からの代理店がある——から言ひ寄せられ、不幸にも、産業保險會社が其の代理店を管理してゐる方法に就いては、餘り分つてゐない。しかし、公的の報告中から蒐め得られるヒントによつて判斷すると、代理店や使用人に對し、募集成績をあげしめるために可なり厳しい強制法が設けられてゐることが明かである。パームーア報告(一

九二〇年)は、この見解を裏書きし、「背任行為はそれに就いての申立の行はれたものに就いて見るに、多くが、斯うした到底責任を果たすことの出来ぬ強制的事務法に基づいてゐる。」(同上著書、四頁、一九節)と述べてゐる。會社の代表者達は、過ぐる數年中に、失效件数が可なり減少したと論じてゐる。しかし、公けにされてゐる報告中には此の主張を支持するやうなものは見出せない。

他方、舊い取引を維持し、失效を最小限度に減するやう特に氣を附けさせるために、代理店の「記帳」の正味増加によつて、代理店の報酬を算定する方法が採用せられたことに着目すると面白い。^(註一)しかし、此の方法は、明かに、その目的に役立たなかつた。

(註一) (Journal of the Institute of Actuaries' 第六十六卷、三三二頁、J. Murray Laing' の一文を参照) J. M. Laing (J. Murray Laing) は斯う記してゐる。「委員會によつて非難されたところの一面が、失效率を低下させることを目的として創設されたものであり、即ち、保険代理店の保険料集金高の「増加」率に對して與へる賞與制であつたといふ事は、寧ろ皮肉ながら事實であつた。代理店報酬の基準たるこの「増加」獎勵の目的とする所は何かといふに、それは、新取引よりも寧ろ、新規申込を獲得することに注ぐ努力に劣らぬ努力をば、既發保險證券の失效防止に注がしめようとするこゝとにあつた。そしてそれは英國に於ても、其他の諸國に於てもそれが採用された場合には其の効果もあつた。」

保險證券の失效は、アメリカ合衆國に於ても亦大規模に繼續してゐる。一九二九年には、申込保險證券總計二千三百五十萬のうち、二百四十四萬一千が解約され、六百五十二萬三千が失效となり、この一ヶ年間の解約と失效と

の合計は實に八百九十六萬四千件となつてゐる。保險證券數の少くとも五割が、經費^{コスト}自分の資力ではどれ位の額の保險に遣入るのが相當かといふ事を考へもしない人々に對して書かれて居るのは、代理店に支拂はれる手数料が高額であり、成績を擧げさせる爲め絶えず強制が行はれてゐるからである。紐育州保險監督局に報告をしてゐる諸會社は、一九二九年中解約と失效のみに依つて、六千四百萬弗の儲けをしてゐると見積られてゐる。之は保險證券所持人の損失となつた額の半分以上に當らない。何故なら、代理店手数料は、普通五割以下ではなく、従つて、保險證券所持人は、その項目だけで一億弗以上を失つてゐると推定され得るからである。^(註一)

(註一) The United Farmers of Alberta の機關誌、第十卷、第二十一號、五三八頁参照。

フロラ・スローカム (Flora Stocum) は、アメリカ合衆國に於ては、生命保險に於ける不請求保險金、特に、失效保險證券に對する不請求保險金が家族救濟^{セシヤ}中樞機關の救助を受ける家族中に屢々見出される。此の不請求保險金が失はれるのは一般に家族がそれのあることを知らないでゐるためである。

とはいへ、一九二八年に聖・ルイス共濟會 (St. Louis Provident Association) から救濟金を受けてゐる家族の三十五%が、自分達の失效保險證券に失權せざる價格を持ちながら、それに就いて殆ど若しくは全然知らないでゐた。……十四萬四千弗以上の價値に相當する廣汎な保險保護が、百四十五家族に屬する六百の失效保險證券に實施されてゐることが證明された。(フロラ・スローカム著、前出著書、六一九頁)

四、經 費

産業保險は極めて高價なサービスである。保険料が高率であるがそれは、適當の組織機關によつて、可なりに軽減され得る筈である。この事は、被保險者は、評價差益の約半分の利益だけしか受けないのに、保険料の約四十%が、経費と利益金に消えてしまうといふ事實に依つて立證される。のみならず、會社によつては、産業保険料の一部をば、一般保險部門の業務や「利附」保險證券所持人の補助に使用して來た。

過去二十五年間に、斯うした状態がどの程度まで變つたらうか？ 同期間の初期に、協同組合研究家ウィリアムズ氏 (Williams) は、普通の保險會社及び産業保險會社に於ける一九一〇年の報告書を検べて次の結論に達した。即ち貧民階級は、其の保險に對して毎年三百萬磅を過重に拂込んで、富裕者向きの會社は、七磅の收入ある毎に四磅餘を返戻するのに對して、貧困者向きの保險會社は、三磅の收入ある毎に一磅餘を返戻してゐたと斷定した。

(註一)——ウィリアムズ氏は、次の示唆を以てその研究を結んでゐる——「現状の儘で放置するべきではない。貧困者がその商品(生命保險は一商品だから)が、適當の價格で貧困者に供給され得た場合の市場價格よりも、年々少くとも、三百萬磅餘計に支拂はされてゐるといふ事は、英國の常識として名譽なことではない。三萬五千の貧困者が、貧困者をして益々貧困ならしめ、富裕者をして益々富裕ならしめる(産業保險會社の株主といふ形に於て)のに其の精力を盡して居るやうな組織

の經濟的浪費を是認することは困難である。この弊害を除去することは、労働階級の信頼を得て居る總ての人々、即ち、政治家、労働指導者、協同組合運動者、各種の社會事業家の義務である。」と。

ウィリアムズの研究を發表してから十年後に公けにされたパーミア報告(一九二〇年)は、『産業保險證券に於ける保険料收入總額の約四十四%が、経費と手数料及び、會社の場合には、株主配當とに消えた』といふ事を示してゐる。それから十年経たないうちに、勸誘者軍は倍加して、その數は七萬に達した。

斯くて、支拂保險料各一志に就き五・¼片が、あれやこれやの費用に消え、被保險者に給付として返つて來るものは、僅か六・¼片に過ぎなかつた。換言すれば、被保險者の年支拂保險料二千五百萬磅の内、僅か一千四百萬磅が被保險者に還され、一千百萬磅は経費と配當金とに消えた。

パーミア報告(一九二〇年)は、『委員會は、それ等の費用が餘りに高率であり、減額され得る事を疑はぬ。』といふ事を、^(註一) 十分の根據を以て指摘してゐる。

(註一) 'Paroor Report' 一九二〇年、二頁——三頁、一三節。

それから十年後、コーヘン委員會の際には、平均経費は三十八・三% (更に低率であつた最大の二保險會社を除く)に激落してゐた。一九三五年三月二十五日に開かれた「保險技師協會」に於けるコーヘン報告に關する討議に

於て、多數の發言者が、コーヘン報告によつて主張されてゐるところの經費限度三十%の提案に極めて強硬に反對したことの認められることは興味あることである。^(註1)

(註1) 'Journal of The Institute of Actuaries' 第六十六卷、三三一頁—三三五頁、三四六頁、三五五頁、三五六頁。

とはいへ、一九三四年には、平均經費は、この限度より僅かに三%高かつただけであつた。これに更にブロック組織を導入したら、確かにそのパーセンテージを低下せしめることが出来るだらうと思ふ。

しかし、バームーア報告(一九二〇年)は、高率の費用よりも更に困る事柄を摘發した。或る場合には「保険料の浪費」が発見されたが、それは時として經濟的破綻を齎らすに足るものである。^(註1)

(註1) Parnoor Report (1920) p. 6, nor. 26.

『それ等の例中のこの特殊の階級を別としても、委員會は幾多の不都合な濫費の實例を見る。更に、概して此の保険料浪費の結果として、多くの會社が、期間の長短の差こそあれ、總て、經濟的に償却不可能の状態に陥つてゐることを自ら發見した。次いで、無数の合同若しくは業務の譲渡しが起つた。其の多くに於ては讓受け會社によつて不用意な、或る場合には無思慮極まる賣買契約が伴つた。』

保険料の浪費は新發見ではない。保険に於ける買手と賣手との金錢上の關係を考慮する場合には、普通の商取引とは全然逆になつてゐることを想起せねばならない。保険では、買手は、交附さるべきサービスの費用を^{コスト}保険料

の形で即金拂ひし、賣手は、契約期間中に、若し約定條件が充たされるなら、其の時、保険金額を支拂ふことを約束する。これが處理は、新聞紙に拂はれた購讀料と似てゐる。そこでは、貸借對照表の作製される際の拂戻金は、前金拂ひされた新聞紙の送達未履行契約に対する補充である。明かに、斯うした事情だから勘定中の收納保険料の各貸方に對して、當該保険料によつて契約された保険保證^{カバレッジ}の形で未拂負債を表はして置くことが必要となる。この原理は一見簡單のやうに見えるが、前世紀末に至るまでの永い期間中、多くの會社が、實際に其の勘定中に、「未經過保険料」即ち未履行契約に對する負債に對する條項を設けることを知らなかつたことを知つて驚く。^(註1)

(註1) (The Statist on "Insurance Reform" 一八八六年發行——"Albert" "European" "Briton Medical and General" "Great Britain" (Mutual) "Colonial" "Emperor" "Masonic and General" "philanthropic" "Enterprise" の例を参照) これに就いてはまた、D.C. フレーザー (D. C. Fraser) J. J. A. の三六〇頁参照。極めて重大な性質の不正事實が普通の生命保険事業に關聯して存在して居ることが發見されて未だ六十年を出でない。そして其の結果一八七〇年並に其後の生命保險會社法が制定されたのである。

「スタチスト」誌 (Statist) は、五十年前に、價值ある研究を公けにし、保險證券所持人に屬する基金の無茶な浪費と濫用とに就いて多數の報告を發表した。

しかし、組合中には、「スタチスト」の研究發表四十年後に、バームーア報告(一九二〇年)によつて指摘されて

るるやうに、今以て極めて不満足な評價方法をとつてゐるものもある。パーミア報告（一九二〇年）は、『幾つかの例に於ては、基準が全然不満足である』と。^(註一)

(註一)——委員會の手許に集つた最悪の一例に於ては、最近効力を發見した保險證券は、それを會社に負債を生じたものとして取扱はず、資産として記入され、貸方は擔保附財に對するもの、即ち、保險證券所持人は、何時でも失効を避ぶことが出来るが、將來拂込まるべき保險料の價格が被保險價格を大超過する場合、これに對するものとして記入される。此の場合に於ても亦、基金は、評價貸借對照表に記入される場合、債務辨濟充當不動産 (Real assets) を、互額に超過する負債に對するものとして記入され、差額は全部「組織並擴張」の假項目によつて表はされる。即ち、それは、過去に於て費された金で、會社が保險證券所持人に對しては、若し、金に依頼する必要が起つた場合、何等かの方法で回復され得るものと信ぜんと欲してゐるものである。

パーミア報告以來、主として、保險技師の努力によつて、状態は改善されたが、保險技師の任務たるや時に甚だ難かしい。^(脚註)——W・ペーリン・エルダートン (W. Palin Elderton) が正しく指摘してゐるやうに、『會社の多くでは、保險技師の役目の困難は、彼が、事實、略同じ人々の二つのグループ、即ち、一端から進出し來りつゝあつた代理店と、多くの會社は餘程の程度まで能率主義 (Business-getting) 階級から動員された重役との二グループ間に介在せしめられてゐたといふ事實にあつた。保險技師達は、これは情ない事だと考へた。しかし、彼等は、何日か保險技師が勝を制するであらうと確信してゐた。其處には爲されなければならぬ事が澤山あつた。彼の信賴は、全然保險技師に懸けられてゐた。』(Journal of the Institute of Actuaries' 第六十六卷、三六三頁參照)

産業保險のコストは、また、株主に支拂はれる多額の配當金の結果として増加した。一體に、彼等の勢力が増せば増す程、彼等は、重役として、支配人として高給、高報酬を受けることがある。定款は、株主と管理機關に於ける株主の被指導者とを第一に保護し保險證券所持人を最後にするやうな風に規定されてゐる。パーミア報告（一九二〇年）は、レフュージ保險會社 (Refuge Assurance Co.) の例を述べてゐるが、それは、全く最も驚く可きものである。

株主並に職員に對する支拂が際立つて多いブルーデンシヤル (Prudential) 及びレフュージ (Refuge) の如き例が見受けられる。(と、記してゐる)ブルーデンシヤルの株主は大戦前、百萬磅の資本金に對する配當金として、年六十萬磅を受取つてゐたし、昨今でも四十萬磅を受取つてゐ、而かも、孰れの場合にも所得税は免除されて居る。それ等の額の大部分は、産業部によつて供給されたものである。レフュージ會社には八人（最近では七人）の取締役がある。是等の取締役は株主資本——同會社の述べてゐるところによれば、其の大部分を取締役等が所有して居る——に對する極めて豊富な配當金に加ふるに、昨今では、取締役謝禮（株主の投票で決める）、取締役俸給（彼等自身の投票で決める）、及び職員俸給（取締役としての彼等自身が裁可せる）等で一年大凡七萬磅を自分達の間で分配してゐる。^(註一)

(註一) 'Parmoor Report' 一九二〇年發行、四頁、二〇節。

この七萬磅といふ金の大部分が、貧困階級から零細な金を蒐めたものだといふ事に注意を促す外註釋を要しない。レフュージ保險會社の例は例外的のものではない。アメリカ合衆國に於ける状態は特に悪い。といふのは、同國では、大相互保險會社中の或る者でさへ、僅か二三家族の手中に握られて居り、其の家族の成員が法外の俸給を受けて居るものがあるからである。(註一)

(註一)——The U. F. A. 「アルバータ聯合農民」の公的機關 (Official Organ of the United Farmers of Alberta) によつて二三の興味ある例が發表されてゐる。(一九三二年發行、フォリオ、第二〇號、第二二號、二〇頁——二二頁參照) 家族的要素は、紐育生命保險 (New York Life) では特に強化されてゐる。紐育生命保險の社長ジョン・A・マックコール (John A. McCull) は、一九〇二年に、養子のダーヴィン・P・キングスリー (Darvin P. Kingsley) を、三萬五千弗俸給で雇つたが、また、一八九九年に大學を出た息子のジョン・C・マックコール (John C. McCull) は、同年の俸給二千五百弗から、五年後には一萬四千弗に昇給した。當時同會社の社長であつた。キングスリー氏は、一九二八年には、既に十二萬六千弗の俸給を、ジョン・C・マックコールは副社長として五萬三千三百三十三弗、主事の一人レオ・マックコール (Leo McCull) は一萬八千二百六十七弗を、今一人の書記で、ダーヴィンの息子に當るウォールトン・キングスリー (Walton Kingsley) は二萬三千七百七十一弗を貰つてゐた。同會社の三人の辯護士は總計十六萬二千七百〇一弗の支給を受けてゐたし、今一人の辯護士は、取締役の一人であつた。これと同じやうな地位を、メトロポリタン保險會社 (Metropolitan Insurance Co.) に於て、エツカーズ及びフイスケ家 (Eckers and Fiske) の家族が占めてゐる。メトロポリタン保險會社の社長 F. W. エツカー (F. W. Ecker) は、一九二九年の一ヶ年間に十七萬五千弗を受取つた。エツカー氏の下に働く三人の副社長は、總計二十二萬一千弗餘を受取つた。他の職員十五人は、二萬五千弗乃至三萬七千弗

の俸給を支拂はれた。メトロポリタン保險會社は、七十一人に對し、一九二九年の一ヶ年間に、總計百五十四萬弗に上る俸給を拂つたことを報告してゐるが、その註には、該表が完全ではないといふことを仄めかしてゐる。社長が十二萬五千弗、副社長が七萬五千弗、十一人の他の職員が、二十五萬弗乃至五十萬と報告して居るブルーデンシアル保險會社に轉ずれば此處では五十九名の職員全體が俸給のみで一、二二一、〇〇〇弗の分配を受けてゐる。同様の状態は他の「五大會社」にも見受けられる。エクイータブルは社長に一二七、〇〇〇弗を拂ひ、三十八名の重立た職員に八一八、〇〇〇弗を獲した。

一九二九年に保險會社の三十五社長が合計百七十六萬九千弗を得、其の中の一人は三十萬弗以上を取つて居るとは注目に値する。五大保險會社で働いてゐる二百五十人は、年々總計五百二十六萬弗、即ち一人平均額二萬弗餘の分配に頂つて居る。

この問題に關する業者の一人は、さうした状態を次のやうに要約してゐる。
今も尙、吾々は、アメリカ合衆國の社長の息子が社長になるのを見ざるを得ないが、大産業會社では社長の世襲的繼承といふことは極めて稀にしか起らないところであるから、社長がその息子に世襲されるのは保險の特殊性であるものゝやうである。紐育生命保險會社のやうな相互保險の場合には、その病毒が養子に傳はりさへする。(註二)

同會社では、既述の如く各自所有者、即ち保險證券所持人は、さうした事を阻止し得る地位にゐない。(註二)

(註一) "The U. F. A." 第二〇卷、第二十二號、一九三二年十一月發行、二二頁。

の剰出金を犠牲にして、普通の「利附」保険証券所持人を補ふといふことをして、普通保険証券所持人及び産業保険証券所持人を、極めて不公平に取扱つたことを示してゐる。(註一)

(註一)——バームリア報告の解剖は詳細を極めてゐるので、こゝにその全文を引用するのが一番いゝと思ふ——「普通保険」の業務と、「産業保険」のそれとをそれ／＼經營して行く上の外見上の經費の差異は極めて顯著であり、また、プルデンシャル保険會社やレフュージ保険會社の場合には産業保険証券に依つて剰出して居る者の費用で普通「利附」保険証券所持人を補ふといふことをして、普通保険業務の經營費の一部が、産業部に負擔せしめられてゐる、手数料を別とし、保険料の上に掛けられる經費の負擔額は、プルデンシャル保険會社の場合には、産業保険部では十三%乃至十四%、「普通保険部」では二・五%（一九一八年には、三%パーセント）であつた。レフュージ保險會社でも、同様、經營費に、産業保險部では保険料の二十一%餘を、普通保險部では、二・3/4%を費してゐる。それ等の會社は、産業保險のプランチに過重の負擔を擔はしめて、普通保險の証券所持人の負擔を軽減せしめることを許してはゐないが、しかし、普通保險部の平均保険料の低率であること及び料金支拂度數の多いこと——其の多くは一週間毎の支拂ひとされてゐるやうである——とを考へると、委員會は、普通保險部の業務が、同部に課されて居る保険料の率を以て行はれ得る事に満足してゐない。(Parnoor Report' 一九二〇年發行、五頁、二三節)

五、剩餘金の配當

産業保險會社の剩餘金配當は實に素晴らしい。普通保險及び産業保險の兩者を募集してゐる會社に於てさへ、僅かにその三分の二が、保險証券所持人のために使用せられ、三分の一が、株主への配當金と職員に對する補助金と

の間に割振つて他の目的に使用する。職員に對する補助金は、ボーナスとしてか、年金基金としてか與へる。

(脚註)——(Cohen Report' 九三三年發行、二七頁)『産業保險の全體の約三分の一を取扱つてゐる最大保險會社(北英のプルデンシャル保險會社)の一九三〇年十一月三十一日に於ける剩餘金は六百四十四萬三千二百七十五磅であり、内百二十四萬七千二百五十六磅に上る額は、繰越金か、又は準備金に繰入れられた。實際に配當された額は五百十九萬六千〇十九磅であつた。三百七十一萬二千三百八十八磅の金額が、保險証券所持人に對する割戻金に充當され、他方、株主及び勤務員はそれ／＼、八十四萬一千四百二十二磅と六十四萬二千二百〇八磅とを受取つた。』

英國の産業保險諸會社の剩餘金配當

年末(若しくは同年中の最後の評價期)に於ける評價	1926年	1930年	1932年
剩餘金總額(前評價期よりの繰越を含む)	6,538,523 磅	11,822,044 磅	12,522,090 磅
分 配 方 法: —	%	%	%
被保險証券所持人のために.....	44.4	48.7	48.2
社員及び社員基金(退職手當金を含む)に.....	12.3	9.5	10.0
株主勘定に.....	16.7	14.0	14.8
投資及びその他の準備金に.....	17.4	18.4	13.6
繰越金.....	9.2	9.4	13.4
計.....	100	100	100

これ等の数字によつても解る通り、保険証券所持人は、今でもやはり平均——剰餘金の半額以下を受取り、株主は、保険証券所持人への分配金の約三〇%を收得してゐる。この分配が極めて潤澤であるとは考へ難い。

不幸にも、バームーア報告には餘り注意が拂はれなかつた。コーヘン報告(一九三三年)中にも、ブルードンシヤル保險會社が、今に舊來の慣習を棄てないであることを示す記事のあるのを見ては驚かざるを得ぬ。

われは(とコーヘン報告は記してゐる)ブルードンシヤルの剰餘金の振當てを批評しなければならぬのを遺憾とするものであるが、しかし、一九二九年に募集された新資本二十五萬磅に支拂ふべき最小限度五割の配當金(免稅)の全部が、

——「新資本は、同會社の産業保險業務と何等の關聯を有せず、またその目的に何等貢獻しなかつたにも拘らず、更にまた一百万磅の保險料の擧げた利益(その利益で新資本が募られたのであつた)が、準備金勘定——その準備金から、産業保險事業は何等の利益も受けない——に繰込まれたにも拘らず——産業保險基金の剰餘金の負擔に依つて賄はれたといふ事實に、一言の批評をも與へず、これを看過しようとしてゐるものではない。(Cohen Report, 一九二〇年發行、二八頁、四三節)

一九三四年のパール保險會社の剰餘金分配の数字も亦、同様に異なる部門の保險証券所持人に對する不公平な取扱ひを示してゐる——即ち、産業部の保險証券所持人は剰餘金の三三・五%を受取つたに對し、普通部の保險証券所持人は五三・三%を受取つて居る。これに反して、産業保險部は、普通保險部が損益勘定に十三%の剰餘をしたのに對し、二十三%の剰餘をしたのであつた。(註一)

(註一)——産業部及び普通部に於ける主要項目に關する分配は次のやうである——

	産業部	普通部
剰餘金	1,796,319 磅 (100%)	1,462,904 磅 (100%)
証券所持人への分配	603,319 磅 (33.6%)	779,532 磅 (53.3%)
損益勘定への繰入れ	400,000 磅 (22.8%)	194,532 磅 (13.3%)

それ等の数字は、最も最良の組織を有する保險會社さへ、普通部と産業部の事業間に、差別を設けてゐることを示してゐる。「貧困者部」なる産業保險部の保險証券所持人が、彼等に致されたサーヴィスを補償するに必要な以上のものを支拂ひ、彼等の保險料の一部は、會社によつて、利益金の増加に使用せられ、時としては、普通部の事業の補助にさへ、使用される。とはいへ、研究者中には、會社——保險証券所持人に、そんなに「寛大」にする法定責任はないにも拘らず、産業部の剰餘金の三分の一しか取つてゐない——は、著しく立派な記録を示して來たと見てゐる者もある。(註一)

(註一)——Journal of the Institute of Actuaries, 第六十六卷、三三五頁——三三六頁参照。『産業保險契約の大多數が證券發行の際何等利益の分配に與る權利を保有しなかつた事實を考察すれば、會社が自發的に行つた、さうした事の記録は、著しく立派なものであつた。原則(注意——利益參與の)は、ずっと以前に採用されたものであり、さうした方面に割りあて

られた金高は、最近數年間に一層急速に増加したが、それは決して、一九二三年の法令又は「産業保險委員會」Industrial Assurance Commissionerの事務所の設置に基づくものではないといふ事を明白ならしめる必要がある。それは會社が全く自的に採用した利益分配組織が正當的に發達したものに外ならぬのであり、それ等の會社がさうした制度を採用したのにはさうすることが財政的に見て正しかつたからなのである。それ故、彼は、斯うした立派なレコードを有し、斯うした具體的手段でもつて、其の華客の法定上の權利はもとより道徳上の權利を尊重することを示してゐる團體の經營の自由を更に侵害することを正當視すべき何等の根據もないといふ事を申達したのであつた。(Mr. I. Murray Laing)

他の人々は、資本主義的の保險事業は、一般の營利事業と比較して、他の營利事業よりも悪くはないと論じてゐる。とはいへ、保險の領域は、大なる社會的意義のあるものであり、従つて、其處には、不平の起るやうな原因なからしめるやう、殊に保護されなければならぬ。民衆保險が高くつき且つ剩餘金分配の方法が、満足とは認められないことは明かである。それ故に、保險證券所持人に對して、健全な協同的方針に基づき自分自身の保險團體を組織せよといふ大なる懇願の聲が起つてゐるのである。

六、營利保險と其の搾取

今や若干の結論を引き出すことが出来る。保險は、經濟活動中の最も健全にして且つ高度に組織化された部門の一つであると考へられてゐる。保險に關する著書等は、資本主義企業及び組織の成功せる最好例として、よくそれ

を引證してゐる。それ故、若し吾々が、保險の諸部門中には、組織の拙い非能率的な經營をしてゐるものがあると主張すれば、恐らく、一般讀者からは手酷い抗議を受けることであらう。しかし、吾々は、産業保險會社の經營を研究すれば、それが、保險證券所持人の深刻なる搾取を基礎としてゐることが發見されることを認めない譯には行かないと思ふ。

しかし乍ら、保險會社の労働者搾取は大きくとも、高利貸のそれとは比較にならないといふ見解が廣く行はれて居る。(註一)

(註一) ジイドに依れば、「此の搾取は、確かに、高利貸や肥料商の場合と同一性質のものではない。即ち、保險會社は或る程度迄互に利害を顧慮せねばならぬ大會社である。然し農民にとつては、災害、就中電害に對する保險を掛けることは、やつぱり、大變な負擔だから、協同して相互保險の形でやれば得たと云ふことが直ぐに判つた。で、他のものよりも相互保險が發達したのである。」

この議論によると、兩者の差異は、保險によつて充たされる必要は、經濟的見地からすれば極めて重大ではあるが、逼迫したものではないといふ事實に在る。搾取といふことも其の性質を異にして居る。即ち、被保險者は、保險加入に際し大なる選擇の自由を有し、又保險に這入らうと思へば、這入り得る會社の數は多い。金を借りる場合のやうに強制の下に行動することを餘儀なくされてゐるのではない。しかし乍らわれ／＼の分析の示すところに依れば、保險證券所持人は大なる強制に依つて民衆的保險の應募をして居り法定的意味に於ては、眞の意味に於

られた金高は、最近數年間に一層急速に増加したが、それは決して、一九二三年の法令又は「産業保險委員會」Industrial Assurance Comiss'one¹の事務所の設置に基づくものではないといふ事を明白ならしめる必要がある。それは會社が全く自的に採用した利益分配組織が正常的に發達したものに外ならぬのであり、それ等の會社がさうした制度を採用したのにはさうすることが財政的に見て正しかつたからなのである。それ故、彼は、斯うした立派なレコードを有し、斯うした具體的手段でもつて、其の華客の法定上の權利はもとより道徳上の權利を尊重することを示してゐる團體の經營の自由を更に侵害することを正當視すべき何等の根據もないといふ事を申達したのである。(Mr. I. Murray Laing)

他の人々は、資本主義的の保險事業は、一般の營利事業と比較して、他の營利事業よりも悪くはないと論じてゐる。とはいへ、保險の領域は、大なる社會的意義のあるものであり、従つて、其處には、不平の起るやうな原因からしめるやう、殊に保護されなければならぬ。民衆保險が高くつき且つ剩餘金分配の方法が、満足とは認められないことは明かである。それ故に、保險證券所持人に對して、健全な協同的方針に基づき自分自身の保險團體を組織せよといふ大なる懇願の聲が起つてゐるのである。

六、營利保險と其の搾取

今や若干の結論を引き出すことが出来る。保險は、經濟活動中の最も健全にして且つ高度に組織化された部門の一つであると考へられてゐる。保險に關する著書等は、資本主義企業及び組織の成功せる最好例として、よくそれ

を引證してゐる。それ故、若し吾々が、保險の諸部門中には、組織の拙い非能率的な經營をしてゐるものがあると主張すれば、恐らく、一般讀者からは手酷い抗議を受けることであらう。しかし、吾々は、産業保險會社の經營を研究すれば、それが、保險證券所持人の深刻なる搾取を基礎としてゐることが發見されることを認めない譯には行かないと思ふ。

しかし乍ら、保險會社の労働者搾取は大きくとも、高利貸のそれとは比較にならないといふ見解が廣く行はれて居る。(註一)

(註一) ジイドに依れば、「此の搾取は、確かに、高利貸や肥料商の場合と同一性質のものではない。即ち、保險會社は或る程度迄互に利害を顧慮せねばならぬ大會社である。然し農民にとつては、災害、就中雹害に對する保險を掛けることは、やつぱり、大變な負擔だから、協同して相互保險の形でやれば得たと云ふことが直ぐに判つた。で、他のものよりも相互保險が發達したのである。」

この議論によると、兩者の差異は、保險によつて充たされる必要は、經濟的見地からすれば極めて重大ではあるが、逼迫したものではないといふ事實に在る。搾取といふことも其の性質を異にして居る。即ち、被保險者は、保險加入に際し大なる選擇の自由を有し、又保險に這入らうと思へば、這入り得る會社の數は多い。金を借りる場合のやうに強制の下に行動することを餘儀なくされてゐるのではない。しかし乍らわれ／＼の分析の示すところに依れば、保險證券所持人は大なる強制に依つて民衆的保險の應募をして居り法定的意味に於ては、眞の意味に於

て、「自由選擇」を口にし難い。

過去五十年間に、公平な委員会によつてなされた研究の示すところに依れば、産業保険制度には極めて甚だしい缺點がある。過去二三十年に亙る産業保険に関する諸報告に擧げられてゐる證據を比較すれば、極めて著しい改善の行はれてゐることに氣がつくが、しかし、最も重大な缺點の幾つか、まだ依然として除去されてゐないことを看過し難い。法制上の煩雜性、業務取得の組織、無数の失効、剩餘金の惡分配、高率の經費——是等の缺陷はみな依然として存在して居る。

協同保険組合は、産業保険經營上の高率な經費を克服しようと、多くの企てをしたが、しかし、結局は、資本家會社の慣習に従ひ保険料を毎週又は毎月集金することを餘儀なくされ其の結果コストが高くなつた。^(註一)

(註一)——協同組合保険の提供してゐる利益の關する限りで言へば、それ等は、表面では、其の競争者のそれと何等異るところはないやうに見えるかも知れないが、しかし、「ブルーデンシャル」をも含む其の競争者の多くが、十磅乃至十磅十志を與へてゐるに過ぎなかつた當時、この組合は、毎週一片に對して十二磅十志を與へてゐたといふ事を看過してはならぬ。彼等が、さうした初期時代に於てさへ既に、「協同保険組合」と等しい若しくはより以上の保険給付を與ふべき状態にあつたことは、それ以後に實證された。一九一八年から一九二〇年に亙つて、協同保険組合によつて與へられた極めて有利なる給付及び同保險が、當時、全國に亙つて夥しい代理店を配置し、以て進出をなしつゝあつたことは、管利諸會社をして、より良い給付を與へない譯に行かなくした。その結果、他の諸會社の保險證券所持人は大なる利益を受けた。

かつと以前に、「有限責任協同保險組合」に依つて或る方法が講じられた。組合員が所屬をして居る協同組合が四季毎に組合員に支拂ふ可き配當金中から保險料を支拂ふ制度を提唱した。この方法によると、保險料は、四期若しくは半年毎に支拂はれ、集金人に支拂ふ場合の高額の經費は除くことが出来る。この制度は全然好結果を齎さなかつた。その後、切手制度が試みられたが、それは二三片でも餘分の金が出来たら、何時でも、會員は、協同組合で切手を買ふのである。ケンブリッジで、それが試験的に實施された。そして、二三ヶ月間は明かにうまく行つたが、二三ヶ月経つと自然と廢れ、遂に沙汰止みとならざるを得なくなつた。郵便局扱生命保險制度もまた同様の經驗を経て、支持が無いために、遂に廢止するの止むなきに至つた。

現行制度の擁護者は、經費率の高いのは保險の制度に固有のものであり、管理が拙い爲めでも、組織が悪い爲めでもないと論じてゐる。彼等は言ふ。産業保險は、保險を保險證券所持人の戸口まで持つて行くのであり、そのサーヴィスが高い費用につくのだから、被保險者は、經費の高いのは忍ばなければならぬと。保險が、任意制度のままであり、毎週保險證券所持人の自宅で集金する方法が取られてゐる限り、經費は何時まで経つても高からざるを得ない。^(註)

(註)——Journal of The Institute of Actuaries 第六十六卷、三三八頁參照。C. クレグ (C. Clegg) 氏は、『普通保險部では、保險證券所持人は、財政的に自ら保險料を著へることが出来、それを會社に送つたのに對し、産業部では、それは非常に事情を異にしてゐた。産業部の保險證券所持人は、恐らく、否殆んど確かに、過越の金を持つてゐることが出来な

つた。そのために、週毎に保険料を集金することが、代理店にとって必要であつたのである。……それ故に集金する事の利(集金の効果)は、保険補償そのものと恰度同じい実利があるのであり、恐らく、兩部門の普通経費は大して違つてゐなかつたのであるが、其の経費が之に加へられなければならなかつたのである。』

この議論には同意し難い。よしんば、保険料は自宅集金によらなければならないとしても、集團制度を採用して、各戸が毎週多数の集金人の來訪を受ける代りに一人の集金人の來訪を受けることにすれば改良を施す大きな餘地がある。しかし乍ら實際の困難は、英國の労働階級の人たちが、まだ、保険の重要さと價値をハッキリと認識してゐず、現に見るが如き組織制度下にあつても、保険が、適當な方法を以て彼等を保護し得る事に氣づいてゐない。W・ペーリン・エルダートンは、次の點を強調し、眞に行ふ可き事が奈邊にあるかを指示してゐる。

私は、保険金は家計費から支拂はるべきものでないといふ觀念をもつやうに、労働階級を、どうにかして教育したいと思ふものである。今日では、保険の事は、一家中の婦人の問題であると考へられてゐるが、私はそれは間違つてゐると思ふ。それは男子の仕事である。保険は、主として、男子の生活に關するものである可きであり、私は、この方面に變つて行、やうにあり度いものと思ふ。(Journal of The Institute of Actuaries. 第六十六卷、三六二頁参照)

しかし、保険料が家計費中から支拂はれなくなるやうに、産業保険の性質を變へるためには、他の組織形態が必

要である。労働者——その妻ではない——を勧誘することが非常に六ヶ敷しいのは、現在の組織方法では誰でも職場に居る労働者に近づくことが出来ないといふ事實による。^(註1)

(註1)——J・ムレー・レーング(J. Murray Laing)の指摘してゐるところによると——「労働者その妻でなく労働者の勧誘に就いてはそれは、何時も實行出来ることではなかつた。例へば、勧誘員が、工場の門に行つて、労働者の一人に出て来て貰つて之と保険の問題を論ずるといふやうなことが出来るものではない。労働者には日中の就業時間は殆んど面會が出来ないし、また、代理員には夕方やらねばならぬ仕事があるのに、他の「労働者」と同じに、日中に仕事の大部をやらねばならぬ。」(J. L. A. 三六四頁)

それ故に、賃銀生活者と絶えず直接且つ常時接觸し得るやうアメリカ合衆國の信用組合のやうに、協同組合工場(若しくは事務所)組織を設立する必要がある。斯うした組織は、産業保険の進歩的にして且つ健實なる改組織を著しく促進するであらう。若し保険料が、自宅で集金せず職場で集められるとすれば、眞の改良が齎らされるのである。斯うした集金は、單位信用組合でやれば極く僅かの費用で而かも非常に能率的に行ふことが出来るから容易に處理し得る(アメリカでは現にやつて居る)。若しこの制度が、英國に於ても亦採用されたとすれば、それは必ずや、産業保険の最も重大な缺陷の解決をするであらう。吾々の引用せる諸報告の示すところに依れば、幾百萬の被保険者の眞の利益が殆ど顧慮されてゐないといふ事を示してゐる。彼等は、どんな経費にも、どんな待遇にも堪へるものとされて居り、彼等は、與へられた保険サービスに對して、過重に支拂ひをしてゐる。パームプア委

員會（一九二〇年）が、産業保険が立派な節約の機關となり得るやうな健全な經濟的方針に基く産業保険の發達を圖るといふことは、殆ど考慮されてゐない。といふ結論に達したのは不思議はない。^(註一)

(註一) 'Parnoor Report' 一九二〇年發行、三頁、一六節

營利的投資目的物は、他の經濟的事業分野に於けると同様に、保険にも其姿を現はして來る。それ故協同組合團體には、自分達の農場生産物の販賣を組織化又は配給品を協同組合に購入することが必要であると同じく、其の保険需用に適當の注意を拂ふことが必要である。私が今日の營利的保険に代る可きより良き保険として、協同組合保険を提唱するのは、協同組合保険が、現在の制度よりも輕費で、其の保険證券所持人の利益を本當に考へる、もつと能率的に動く別な民衆保険を設立することが出來ると信ずるからである。さうした制度の詳細に就ては、後に述べるであらう。

七、保険と營利

保険のサーヴィスは、他のサーヴィスと同じやうに販賣される。^(註一)

(註一) 'C. W. S. Annual' 一九一四年發行、二五八頁

その値は、保険市場の一般條件によつて決定される。今日の營利保険の場合に、是れ等の條件がどういふ風にして決定されるか？ アダム・スミスによつて示されてゐるところによると、兎に角、保険を一個の商賣たらしめるためには、一般保険料は、一般損害を償ひ、經營費を支拂ひ、また同額の資本が普通の如何なる商賣に使用されたとしても、舉げ得るだけの利潤を舉げるに足る額でなければならぬ。これ以上の額を拂込まない人は、明かに、危険の實際價格だけのものを拂はない。即ちそれを合理的に保険することを期待するに足るだけの最底限度の價格を支拂はないものである。^(註一)

(註一) (Adam Smith:—"Wealth of Nations" 第一卷、一一一〇頁)

アダム・スミスは、保険商業は、たとひ、多くの人々は保険によつて僅かの金しかつくらず(と彼は書いてゐる)極めて少数者が巨財を成して居るとはいへ「極めて適當」な利益金を以て經營して居るといふ見解を確く信じて居る。^(註一)

(註一) この考察だけからすれば、通常の損益のバランスは、極めて多くの人々が財を成してゐる他の普通の商賣より、保険商業は有利ではない事は十分明白であるやうに思はれる Adam Smith:—"Wealth of Nations" 第一卷、一一〇頁)

保險會社の舉げる「適正な利益」金に關するこの豫言や、普通の競争的事業としての保險の立場についての該陳

言の概括的評價には同意し難い。營利的保険は、近代資本主義事業のあらゆる様相を露呈して居り特に獨占組織への傾向に於て然りである。これには十分な理由がある、——(a) 保険では、事業規模を擴大した場合の經濟的有利性が、産業の場合よりも一層明らかでさへあり、産業と同様の制限に従つてはゐない。(b) 保険の便益を求める保険証券所持人は、普通、創業の歴史の古くて大きくて有力な會社の方を選ぶ。(c) 大會社は、高率の獨占價格を課し、而かもそれに依つて事業分量を減少せずに行くことが出来るが、それは保険料の無駄の程度は、保險料を以て代える豫定損害に依る無駄の程度よりも適かに小であるからである。他の方面に於ける資本主義事業と同様、新會社の機會は極めて局限されてゐる。顧客は古くから營業してゐる會社へ行くが、そうした會社がより安全で、よりよき組織を持つてゐると考へるからである。それ故、營利保險は、益々中央集權化され、獨占化されたものとなる。生命保險では、今日、七つの會社が、イギリスに於ける全保險事業の三割八分に當る契約を持つてゐる。(註一)

(註一) 'Assurance Companies Returns' 一九三四年發行、六九二頁)

斯うした一流會社間の競争が、保險料率を下げず、經費の嵩む新取引を得る制度を樹立するやうな結果になることは、今日の保險事業の組織方法の特徴である。(註一)

(註一)——「バームア報(一九二〇年發行)中に所載の「證憑記録」二三六頁参照。J.バーニントン(J. Burniston)は、

證憑第六九五項に斯う記してゐる——「諸君は、事業上の競争は、取引の増加を計るために、保險料率を下げしめることに

なると考へてゐられるだらうが——ところがさうでない、それ等は實際上皆協定率である。人々は、實際上には、總て同一率を、てゐる。」第六九五項には、「諸君は、産業保險が少數會社(諸君の主眼點はこれか)及び組合の手中に在り、是等の會社並に組合は互にクラブを作り組合を組織して協定率を設け、競争の法則は働いてゐないと言ふのか——然り！彼等は、實際上、どんな新設會社の加入をも拒むことが出来る。彼等は現にさうした大なる支配力をもつてゐる。」と。

保險料が保險會社間の自由競争によつて規定され、新設會社が、自由に保險の領域に這入れ、しかも、舊來の會社との競争によつて、保險料率を低下せしめるかの如く言ふことは無用である。不幸にも、無制限の競争は有益な影響を齎らすといふ昔話が極めて廣く普及されてゐて、ために、ナイト(Knight)のやうな極めて嚴格な研究家さへ、ワグネル(Wagner)の謬りを繰返して斯う記してゐる。

保險領野に於ては異なる形態の組織が總て同一の原則に基いて經營されて居る。或る災害に罹り易い人々が災害に陥つた場合の損害に堪え得るために、自分達自身で友愛的乃至相互的組合を組織しようが、個別に外部の團體と契約を結ぼうが、全然問題ではない。競争状態の下に在り且つ含れてゐる蓋然性が正確に判つてゐるとすれば、外部の保險者は何等の純益を擧げないであらうし、また、どちらの制度の下に於ても、保險料は事業經營費に對して等しいであらう。(註一)

(註一) Knight 前出著書 247 ページ、Wagner 前出著書 360 ページと對照されたし。

コーヘン報告(一九三三年)は、競争の問題に於ては、それと反対の見解をとつてゐる——
産業保險事業に就いて研究した結果(と同委員會は書いてゐる)吾々は斯ういふ結論に達した。第一には、會社
がその社員に、第二には、社員が労働階級たる住民に對して「増加」のために殆ど熱狂的な強制をやる度外れの
競争が起さるゝのは、其の責任は、保險業の主要缺陷に在る。非經濟的な契約の大部分(其の多くは、疑ひもなく、
合法的のものである)の原因は、斯うした競争と強制に歸せられざるを得ないのであるが、人々は、さうした契
約の加入を勧誘され、そして夥しい失効が起り其の爲めに甚だしい損害を伴つてゐるのだ。」(註一)

(註一) コーヘン報告(一九三三年)四二頁、第六九項。

現在では、被保險者が、必要且つ經濟的である以上の額を支拂つてゐることは全く明らかであるが、しかし、彼
等には、さうした状態を變へる力はないのだ。或る著者等は、被保險者は、さうした地位を悦んで受けてゐること
を示さうとさへしてゐる。即ちクラーク(Clarke)は斯う書いてゐる。——「市町村は其の保險料として支拂つてゐる
額はそれを支拂はなかつた場合、火事に依つて失ふ額よりも遙かに多いことを知つて居る。それにも拘はらず悦ん
で拂つてゐるのである。保險特に産業保險(上に引用した)に關する多くの委員會の報告は、それとは非常に異る
様相を明らかにしてゐる。彼等は、悲惨と不正と、悦びなどいふ性質の殆ど見られないことを明らかにしてゐる。」
抽象的にこの問題を考慮すると、企業者の株主たちによつて、營利的保險會社が始められ、其の企業者の株主が顧

客の總體的危險に於ける未解決の不確實性を釣合はせるために資本構成準備金を積立てるものと想像するであら
う。この資本は、會社が獨占的地位を有してゐるので、今日では、非常な収益を得てゐることにならう。實際には
大保險會社發達の歴史を研究すると、創立者等は事業に驚く程僅かの離出ししかしてゐない。従つて、彼等の利益金
に對する要求は、資本金の點から見れば正當視され得ないものであることが發見される。保險では「初期積立金」
は、恐らく、他の資本家經濟部門に於けるよりも、多く現はれる。イギリスに於ける大多數の大保險會社は、極く
些少の資本を以て、又その中の或者例へば、有限責任救世軍保險組合の如きは資本といふ資本なしでさへ始められ
て居る。(註一)

(註一)——これは、二十名の組合員が、その生存中に組合が解散する場合に、各々一〇磅の金額だけの責任を負ふ保證責任會
社である。斯く其處には出資資本はなく、拂込みを催告し得る最高額は、二〇〇磅以下である。一八九五年——七年には、
二萬四千磅に上る額が、救世軍の財源から、この組合の生命保險基金に拂込まれ、一八九六年と一八九八年とは、二千四
百の株即ち持株を創設するといふ決議が組合によつて通過され、其の所持人は、利潤として年々多額の金を絞り出して
ゐるらしい。……一九三〇年に、斯うして絞り出された額は八萬三千八百五十三磅であつたが、社員年金基金に繰入れられ
た一萬磅を入れて、同年の産業保險料収入の一割二分に當る額が、保證證券所持人から引き出された。この會社では、一九
三〇年の経費と手数料に、保險料金の三割八分・八が取られてゐるから、同年の保證證券所持人に對する給付以外の目的に
充當された總額は、産業保險料の約五割一分であつた。』(Cohen Report 一九三三年發行、二四頁、四〇節參照)

興味ある例證は、有限責任ブラックバーン・フィランソロピック・ソサエチ (Blackburn Philanthropic Society Ltd.) である。同組合は、以前には、友愛組合法に基いて登録された集金組合であつたが、一九一三年公稱資本百萬磅の土地會社に變更されその内の約八十萬磅が發行された。それ等の株式は、當時帳簿に載つてゐた組合員に對して(一九一二年十二月三十一日の現在三七三、七三六有り) 申込に依り其の組合に對する釀出額に應じて割り當てられたのであつたが、しかし、それに對しては何等の支拂も行はれず且つ「資本」に對しては一九三〇年度の貸借對照表は「暖簾として出資された資本」として資産に七九八、七三八磅の項目を設けて居る。幾らかでも配當のされるやうになるまでには、可なりの期間が経過し、この期間中に株式の所有者に大きな變化が起つた。

コーヘン報告が編纂された時には、九人の理事や主事が、自分達の間には八萬六千七百十三株を持ち、幹事、監査役、代理店乃至理事と同じ宛名に住居してゐる人々五十九人(その各々は少くとも百株を所有してゐる)は、全部で五萬八千六百五十九株を所有してゐた。バランスからいふと、四十四萬六千七百二十三株餘が、百株以上の所有者六百三十八人によつて所有されてゐた。それ等の人々の大部分が、旅館主人食料品商人その他の小賣商人であることが……株主名簿によつて示されてゐる。

それ故、それ等の株式の極めて大部分が——と同報は結論してゐる——當初株式を割り振られた人々の手から離れて他へ移つてゐることが明白である。^(註1)

(註1) 'Cohen Report' 一九三三年發行、二五頁、四〇節

同報告はこれに附言して、下のやうに言つてゐる。

若干の推論が合理的に引き出される得る同會社は、現在公稱資本に、三分分の無税配當をしてゐる。外見上、これは適度の率であるが、しかし、何等の現金釀出が行はれて居らず、株主には何の責任も課されてゐないといふ事に氣がつけば主として、産業保險基金から支拂はれた一見適度の配當は同基金から何の利益金の分配をも受けない保險證券所持人にはひどい負擔であるであらうといふことは容易に知られる。その如何なる部分に對しても何等の金錢支拂のされてゐない、ブラックバーン・フィランソロピックの「資本金」は事實上、同組合が會社に變更された直後の年の保險料収入の七倍より幾らか多い額に當る額に決定された、ブラックバーン・フィランソロピックの場合に斯うした處理が行はれた結果、一九三〇年には、株主への一見僅少に見える配當金が、産業保險證券所持人が受取つた保險料の六分を吸収した。社員年金基金への附與や、經營費、手数料(四一・四%)を含め、經費並に利益金として同年の保險料収入から奪ひ取られた總額は、約四八%であつた。斯うした情況にあつては、この嘗ての相互組合の小産業保險證券所持人に取つて何等の利潤のないのは、さして驚くに足らないことである。』(Cohen Report) 一九三三年發行、二六頁、四〇節) この結論には、ほとんど何等の註釋をも必要としない。

前諸項によつても解るやうに、會社中には、もと相互組合として組織され、後になつて、事業の成功がハッキリ

と解つてから、はじめ、有限責任会社や營利会社に變更されるものがある。最初の株主や理事は、それ等の会社に、多くの硬貨は投資しなかつたが、その代りに、いろんな集會に於て、自分達の提供した功勞代りに、「利益配當無し」の株式を、自分達に割當てた。例へば、ブルーデンシヤル保險會社に於ては、百萬磅の拂込濟資本金の内、もと、株式資本として投資された現金正味高は、最高十萬磅に過ぎないと見積られてゐる。^(註一)

(註一)——バームア委員會一九二〇年の席上に於てジョージ・メー卿 (Sir George May) の擧げた證據は、極めて興味あるもので、それこそ、民衆保險のあらゆる研究者に讀まねばならぬものと思ふ。(Minutes of Evidence) 一一八頁——一二九頁、三五〇四パラグラフ——三五二九パラグラフ参照) 同委員會の議長は、それを次のやうに要約した——「私は、それ等の株式が、一人の新株主の手に移つてゐると、おまゝいと、實質に於ては、現金で拂込まれたこの一百萬磅の資本の内最初の若干の小額の元資本は有るが其の全部が、配當金即ち利益金に依つて生み出されたものである事に氣づいた。」(三五二二パラグラフ参照) 次の引用も亦興味あるものである。(三五二四パラグラフ)——「ホツヂ氏は、丁度ドゥエー氏が友愛組合の特別委員會の席上で審問されて居た際に提出された一つの質問に私の注意を向けさせる。その質問は、質問四九九三に於て、ホワース氏(それは現在のヘンリ・ホワース氏であらうと思はれる)によつて發せられた。(質問) それでは、私が、最初から言つてゐることが本當に正しかつた譯ですネ。つまり、硬貨で拂込みの元資本十萬磅を除いて、爾餘の資本金全部が實質的には、ボーナスの形で、株主へ手渡されたといふ事になる譯ですね? (答) さうです、それで、新株式を買うか、Calls Upon Shares に全部拂込んだ譯です。して、それは今でも矢つ張りさうなんですか? さうです。全くその通りです。」

生命保險従業員全國同盟書記長、バーナード・ブルックが、「ブルーデンシヤルそのもの、資本は事實、極めて少數の人の手にあるが、それは、彼等が、その資本から収益を引出してゐることを意味するものであり重ねて私の主張せんとする點は、彼等がそれだけの額を保證する資本に實際の現金を投下してゐないといふにある。」と主張してゐるのは正しい。^(註一)

(註一)——一九二〇年議事録、四六頁、一二四二パラグラフ)「ブルーデンシヤル」の初期の歴史は、特殊の興味あるものであらうからして、やゝ詳細に亙つてそれを述べる價值がある。八十八年前、小人数の團體が、一商社を起し、それをブルーデンシヤル相互保險投資並貸附組合 Prudential Mutual Assurance Investment and Loan Association と命名した。その會社の名稱は幾たびか變り、現在では有限責任ブルーデンシヤル保險會社 Prudential Assurance Co. Limited である。一八六〇年の暮に、十人の人によつて署名された英國ブルーデンシヤル保險會社の計算書が、サマセット・ハウス(ロンドン市にある記録及び内地稅等の事務を取扱ふ役場)へ提出された。最初の株主名簿には僅かに十三人の名しか載つてゐなかつた。一八六〇年十二月の決算書後の同會社の表記資本は、一株二十磅の株式五千株で拾萬磅であつたが、一株につき僅かに十一志六片しか拂込まれてゐなかつた。一八七一年前までの拂込濟總金額は五千三百八十九磅であつた。それが約三十四人の株主によつて所持されてゐた。それが同年、一萬〇五十二磅に増した。これに次いで、一八七六年——八十一年に更に改造が行はれ、一八八六年には、資本を表記額一百萬磅に増した。一八八六年前までは、株主百三十八人の所持株数は四萬株であつたが、全株の四分の三は、同會社の重役、マネージャー等の約十三人の主要職員によつて所有され、爾餘の株式の所有者中の約二十人が、これまた同社の職員であつた。

同様の發達は、他の諸會社に於ても起つてゐる。例へば、「レフュージ」では、八人で三十萬磅の殆ど全資本金と、重役の椅子と支配的地位とを占めてゐる。^(註一)

(註一) パームニア委員會證據事録(一九二〇年)四五頁。一二三三パラグラフ参照、バーナード・ブルトクは言つてゐる。「レフュージ」は、通例相互友愛組合であつたのが有限責任會社に進化したのである。私の言はんとする要旨は斯うである。現在の株主達、理事達が、それ等の商社に現金を投資しないでゐて、商社の諸集會に於て、自分達自身へ、株、即ち金の代りに提供した勞力奉仕に對して株を分配してゐる、此の種の會社の悉くが、悉くと言つて間違ないと思ふ——(私は、この事を調べに十八ヶ月前、ソマーセット・ハウスへ行つて來たのだつた)——三百磅を除いては、八人の掌中にある。それに就て私はこゝに名簿を持つてゐるから、ご希望の方にはご覧に入れるが、それ等の八人は、おまけに、理事の椅子支配人の地位を占めてゐる。また、それ等の八人が、此の會社から一年間に莫大な額を取つて居ると言つても、之も問題ではないと思ふ。實際、彼等は産業保險部面を持つて居り、これは、代理店が民衆から集めた金である。代理店は、自分の個人關係と勧誘投備で業務を作り上げてゐるのに、被保險者も代理店も、些の支配、管理權をもつてゐない。あけすけに言ふと、それ等の會社は、他人の金でやつてゐる金貸しである。そして、同一家族を代表する同一理事は、卓を取り圍み、他人の金であるところの利益金を、自分達自身に割當てる重役會を開く。尙、これは私のノートの後の方で述べてゐる事と關係してゐることであるが、だから、私は、人々をして、自分達自身の利潤に與らしめるやうな友愛組合や委員制度といったものが必要だといふのです。』

今日では最大會社の一つである有限責任パール保險會社(Pearle Assurance Co. Ltd.)は、一八六四年に、登

記され、一八六五年に、一株十志で七百株拂込まれた。この會社は、ロンドンのイースト・エンドの七人の勞働者によつて始められた。彼等は、この商社が、三年間經營されて、後、三百磅そこ／＼の金を、株式に入れたのである。^(註一)

(註一) 'Minutes of Evidence' 一九二〇年發行、一六頁、一二四八節)

ロンドン・ヘンダー・マンチェスター保險會社(London and Manchester Assurance Co.)に於ても、^(註一)またパイオニア(Pioneer)に於ても事情は同様である。パイオニアに於ては、株式十萬株のうち三萬九千二百〇五株が、理事五家族の手にある。^(註二)

(註一) 'Minutes of Evidence' 一六頁、一二五三節——一二五一節)

(註二) 同上報告書、一六頁、一二五六節)

パームニア委員會(一九二〇年)が、保險會社に於ては、株式資本は、産業會社や商業會社に於けるよりも其の役割は重要でないといふ結論に到達したのは、驚くに當らない。^(註三)

(註三)——'Parnocr Report' 一九二〇年發行、三三三節——委員會は、株主に拂はれた配當額と、保險證券所持人に割り當てられた利益分配額との著しい差違に深く印象つけられた。

事業の性質から見て（と同報告は書いてゐる）、産業保險會社の株式資本は、商業乃至製造業のそれよりも其の演ずる職能がはるかに重要でないのは明かである。この事は、未拂込資本に對する偶發的債務の無い場合、特にさうである。斯うした事情により、委員會には高率配當をなす可き理由はやゝ基礎薄弱と思はれる。そして、委員會は一般に保險證券所持人は、利益金の中、現在彼等に與へられてゐるよりもより多くの部分を受くべきであると考えらる。之を如何に決定するかは會社の採量に在るのであるが委員會は委員會の意見表示が、會社に寄與するところ有らんことを希望して居る。^(註一)

(註一) 'Parmoor Report' 一九二〇年發行、七頁—八頁、三三節)

保險に關する著者の或者は營利的保險を正當視するもう一つの意見を提出して來て居る。彼等は、「不確實であるといふことは利用性が無いといふことであるから、之を引受ける人は、さうすることに對し、報酬を與へられなければならぬ」と論じてゐる。^(註一)

(註一) O'Brien: — "Notes on The Theory of Profit" 一九〇〇

それ故に保險者が危險を引受ければ、それは營利的保險を當然ならしめる。保險團體は引受けた危險を集合し結合し、又は相殺するから、それ等の危險の不確實性は、保險團體にはずつと程度が低くなる。それ故、彼等は、被

保險者を「其の不確實性に依る費用の大部分から免れしめまた、同時に、利益をも得る」ことが出来る。保險者は利潤を得るが、それは彼が保險加入者に代つて、不確實性負擔者となつたからであり、其の被保險者は、今では其の保險料を一般經營費の中へ含めてゐるのである。^(註一)

(註一) 前掲著書、三八頁。

前に示したやうに、保險の本質は、危險を低減するために、危險を集團化するに在るので、危險は、保險準備金によつて補償^{ペイ}されねばならないのである。^(註一)

(註一) Weston 前出著書、二五七頁—二五八頁。

營利は、危險引受の報酬といふよりも、寧ろ、より多く補償し得る比率にまで、危險を結合し、低減せしめる機關を設置したことに對する報酬である。

集合的な程度の非常に大きい保險事業の一般的性質から言へば、この業務をば、營利事業として行ふことは正當視出来ない。營利保險の辯護者たちでさへ、此の部門の保險業務擔當者は、極めて特殊のものであることを認め^(註一)て來た。

(註一) — 'Festgabe fuer A. Manes' 中 S. Roubek 六三頁。私營保險は、有限責任會社としてあらうと、相互組合と

して、あらうと、公共的施設としてあらうと、何れの形態を以つて組織されても、「社會學の見地からすれば、常に、被保險者に關する分配中、權に過ぎない。」

保險者の事業遂行力は、總損害額を補償すべき保險料額を定めるのに、十分精確に、その總損害額を豫言し得るや否やに在るのみならず、保險者は、また、損害が発生した際に、損害を賠償す可き資源たる全基金に、個々の被保險者が、その損害の實際の蓋然率に大體相當する金額を齎出すべきである。即ち、各被保險者は、各自の公平な負擔分擔額を負擔し得る事」をも見なければならぬ。^(註一)

(註一)——同上著書、二四六頁。

けれども、若し「各被保險者自身が、其の負擔分擔額を負擔せねばならないとせば、保險は營利主義に基いて組織されねばならないものなのか？ どんなサービスをした爲めに、株主は配當を貰ふのか？ 保險事業は、保險團體によつて雇はれた熟練せる保險技師や代理店並びに支配人の一軍によつて經營されてゐるのであり、これ等の人々は、協同組合的自主的組織に結成してゐる保險證券所持人に對しても、資本金保險會社の株主に對する場合と同様に働き得たのである。

斯うした事情なので、眞摯な研究者ならば、營利保險の將來に就いて、下のやうな質問を發せざるを得ないであ

らうといふことは、極めて自然である。「保險は、其の性質上、個人が、それに依つて、經濟的意味に於ける利潤を造り出すことを許さるべき事業であるか？ それとも、社會的に重要であつて、被保險者に對する經費は、原價を以てすべき種類の事業なのか？ 換言すれば、保險業務に對する經費は、保險事業經營の任に在る従業員に對する賃銀に限らるべきものではないのか？」^(註一)

(註一)——Gephard: "Principles of Insurance" 一三三頁。

この質問に對する答は、被保險者の無知と、集團的行動をとることの不得手とだけが、保險事業の領域に於て、營利團體が、現に支配的勢力を有してゐることの眞の説明として擧げ得られるといふことにある。共濟保險の原理と實際とは、被保險者が、自分たちの必要を満たすため作つた保險組織の中に、最もよく表はされてゐる。協同組合保險は、民衆保險組織の最良法であるので、章を追ふて世界中の協同組合保險の理論と實際とを取扱はうと思ふ。

第三章 相互保険

一、起 原

「相互性」mutuality」といふ語は、經濟的文獻では、二様の意味に用ひられてゐる。即ち、第一には、収入分配の二方法として、第二には、連帯保證の二方法として、第一の意味では、それは一定期間に亘つての収入の分配を取扱ふ。ピゴウ(Pigou)は斯う言つてゐる。^(註一) 純相互性の組合は、毎年、組合員間に、収入を交付するからして、「集合的平均消費に照しての、各年の集合的消費の差は、結局、組合員の間^(註一)に擴げられる。一人一人が貯蓄する代りに、集合的に貯蓄することにより、庶民の一團は、代表者の消費の不定を、一定限度に縮めるためにならなければならぬ貯蓄額を、大いに減らすことが出来る。相互的方法と節約方法との結合は、「保險」として、普通に知られてゐる。」

(註一)——Pigou: —“Wealth and Welfare” 四〇八頁—四一〇頁。

連帯保証の方法としての相互扶助性は、現代の相互保険の基調となつてゐるものであるが、それと同じ風に、中世紀のギルドの基礎に横はる殆ど普遍的の原理であつた。^(註一)

(註一) Seligman : — "Principles of Economic" Vol. I, P. 602; Willét, 前出著書 P. 96.

團體の成員は、その中の誰かが不幸に遭つた場合には、その人に、一定金額を與へて自らを救ふ、損害を償はしめるといふことを、連帯的に保証する。この第二の意味での相互扶助性は、經濟的活動の僅かの領域にしか存在してゐない。^(註一) その僅かの領域では、連帯保証は、普通、節約と結び付けられてゐる。

(註一) — マーネズ (Manes) は、相互性は、保険にしか存しないと論じようと試みさへしてゐる。 ("Versicherungswesen" 第一卷、七六頁) しかし、彼さへ、終には、それが、クレヂットの領域内にも見られ得るといふ事を認めざるを得なかつた。 Schönberg. ("Versicherungswesen" 六二八頁、Ange Larille M. : — "Syndicats et Co-operatives Agricoles" 七一頁——七二頁参照。)

保険は、斯うした結合の最も著しい例である。それは、相互保險會社が、純粹の庶民貯蓄諸機關よりも、一層充分に貯蓄金積立をなすことが多いといふ事實に見ても明かである。なぜといふに、規則正しく定期的に拂込むことが定規となつてゐるため、この定規が、貯蓄を義務と習慣たらしめるからである。

「相互保險」なる用語は、廣く世界中に分布され、その活動及び機構形態に於て著しく異るところの實にいろいろな種類の施設機關に用ひられてゐる。相互的施設の合法的な形態が無數であり且つ多種多様であるので、相互保險の本來の性質を解剖することは容易ではない。學者中には、例へばマーネズの如き相互的施設の合法的形態は、これを重要視するに及ばないとし、經濟的見地からすれば、この合法的側面には何の意義もない。さうした機關を組織することの理由は、常に、營利か、さなくば相互扶助かである、と論じてゐる者もある。

(註一) Manes : — "Versicherungswesen" 二九二頁——二九三頁。 Manes — "Versicherungswesen" 第一卷、四頁。 "Handbuch der Staatswissenschaften" 第八卷、六二七頁——六二八頁参照。

ワグネル (Wagner) も亦、保險はみな、相互乃至共同の原理の上に建てられてゐるので、従つて、保險の種々の體制間には差異はないと主張してゐる。彼は、種々の異なる「システム」は、相互これ同一原理を表現するための異なる法的形態に外ならない。と論じてゐる。^(註一)

(註一) Wagner : — "Versicherungswesen" — Schönberg & "Handbuch der Politischen Oekonomie" 第二卷中に収録。

この謬見は、保險機構の異なる體制の表面上の方法の類似に基づいてゐる。とはいへ、相互保險と他の形態の保險事業との眞の差異を論ずる前にまづ、相互保險の起原と發達とを考察することが必要である。

相互保險は、お互の共通利益増進のために、個人をば、時折協力へと驅り立てるところの、人間のさうした社會

的、公共的本能からして、過去の或る時代に於ては認められた。相互保険の濫觴に關しては、随分と議論がある。マーンズ (Manes) に據ると、ドイツでは、それは、十五、六世紀にまで遡られ得る。同國では、家畜の傳染病を、或は火災を保險するために、後には、一家の生計を支持する稼ぎ手の死亡或は病氣を保險するために、はじめて、相互保險がつくられた。強制的相互保險は、火災に對する保險 (Feuerkassen) として、十八世紀の初葉に、ドイツでは認められ、後には、それが、家畜及び雹害保險をも取扱つた。^(註一)

(註一) Manes : — "Versicherungsllexicon" 六一七頁—六一八頁。 Philippovich : — "Grundriss der Politischen Oekonomie," Vn. II, P. 427

他方、ギールケ (Gierke) は、眞の相互保險組合が、はじめて創設せられたのは、十八世紀よりずつと降つてからであつたと考へてゐる。彼は、十八世紀 (一七二六年) になつて、やつと、眞の自由な獨立的相互保險組合が、初めて、ヴルテンベルグ (Württemberg ^{ドイツ南西部の共和國}) に設けられ、そして、それが、一七五四年に改組されて一地域的 (Landes) 相互組合となつたといふことを指摘してゐる。^(註一)

(註一) — Gierke : — "Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft" 第一卷、一〇五五頁。

シュモラー (Schmoller) は、最初の相互保險組合を繚ね、家畜保險にでなく、都市生活者火災保險に辿り着い

てゐる。彼は、斯うした組合が、早くも、一五三〇年にロンドンの、一五四五年にパリの家屋所有者達によつて設けられたといふ事を指摘してゐる。北部ドイツの數都市でも亦、十五、六世紀の一時期に、火災ギルドが組織された。ウイストラ郡 (Wistula) の數村には、凶作、家畜の損害及び火災に遭ふた人々を助けるために、一六二三年から一六七〇年に至るまでの間に、慈善的相互組合が組織された。^(註一)

(註一) Schmoller : — "Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre" 第二卷、三九二頁。

しかし、例へば、ゴータ (Gotha—ドイツの舊呼稱) の商人アーノルツ (Arnolds) によつてつくられた「ゴータ・ソサイエチ」(Gotha society) のやうな、大規模の私營相互保險組合の設立の見られたのは、やつと、十九世紀の二三十年代になつてからであつた。このソサイエチ及び他の諸組合は、資本家の會社との競争上それ等の競争會社のそれと同様の適當な商業的方針に立つて形つくられた有力な機構を築き上げた。ゴータ・ソサイエチの經驗は、一九〇一年五月十二日發布の法律によつて編纂の、ドイツの相互保險組合の法的地位を規定するのに利用されたのであつた。

イングランドでは、相互保險のバイオニアは「紳士たちや商人其他の人々」が、その「有志制度の組合」に加して、一七〇五年につくられた「アミカブル・ソサイエチ」(Amicable Society) である。一七〇六年に、彼等は特許狀を得た。組合員の定員は、最初は、總數二千人に限られてゐた。一學者の録してゐるところに據ると、そ

れ等の人々は、各々この「合資」組合に三ヶ月分の保険料と、僅かの金額（七磅十志）を拂込んだ。死亡に支拂はれる金額は、組合の死亡事故實数につれて異なり、一定してゐなかつた。これは、災害の可能性を減少せしめるのに與つて力あるやり方であつた。國王の特許状を得たことは、世人の非常な信用を贏ち得る上に於ての極めて貴重な資産であつた。官許てふことに對する信望を別として見ても、特許状は、組合員の責任をば、組合員の實際に同意した出資に限定することによつて、ソサイエチに對する支持を贏ち得たのであつた。友愛組合は、一八六六年までつゞき、同年、ノーリッチ・ユニオン・ライフ・オフィス (Norwich Union Life Office) と合併された。^(註1)

(註1) Pitman: — "Dictionary of Life Assurance" 三一二頁參照。

大英帝國に於ける相互保険の主要な代表的組合は、友愛組合である。それ等の組合の起原は、三四の學者からは、「古代にその足跡を洩してゐる」と考へられてゐる。^(註1)

(註1) Brown and Taylor: — "Friendly Societies" 一頁。

しかし、それ等の組合が、紀元一七九三年よりずつと以前に存在してゐたといふ事だけは確かである。同年、それ等の組合は、はじめて法律の支配を受けるに至つたのであつた。此の時代の組合の活動は、主として、社交的、儀禮的のものであつたが、しかし、死亡若しくは疾病の際には、その組合員に相互的助力を與へてゐた。現在では、

相互組合は、前世紀の末葉（一八九六年）に通過し、その後、産業保險條例 (Industrial Assurance Act) の制定の結果、數回の修正を経た（一九二三年、一九二七年、一九二九年）法律によつて支配されてゐる。それ等の組合が、組合員に與へる主な惠與金は、現在では——疾病、死亡、年金、養老、産婦、被服、失業、醫藥等の惠與金である。^(註1)

(註1)——友愛組合の登録係長は、各活動部門の組合（三一二三組）と組合員（四、八九二九九〇人）との次の如き分布表を掲げてゐる。疾病互恵組合——一、八一二組合、組合員三、三七一〇三人、死亡及葬儀互恵組合——三二九組合、組合員三二四、四九九九人、寡婦及孤兒互恵組合——三八組合、組合員二三、七八二人、醫藥互助組合——六六組合、組合員一四六、九九九人、年金恩給互助組合——七七組合、一〇二、六〇三人、負傷互助組合——一六組合、組合員一二二、一二四人、養老互助組合——一四組合、組合員一〇八、八八三人、入院治療互助組合——一〇組合、組合員二一六、四三一人、離船互助組合——七組合、組合員四九七人、雜——八八組合、二四八、五〇五人、年少者互助組合——六六六組合、組合員二〇七、一二人。(Report 一九三五年發行、四六頁參照)

一九三三年には、支部をも入れて、組合員總数は、七、八一、五六一人であつた。^(註1)

(註1) Report of The Chief Register of The Friendly Societies 一九三五年發行、第二篇、四六頁。

一九三三年に於けるそれ等の組合の活動は、次の表によつて見られる。^(註1)

同組合保険

(註一)——同上報告書、四六頁——四七頁。

支部を有しない組合		社団及び其の支部		計
組 社 数	3,123	17,434	20,557	
組 合 員 数	4,892,990	2,918,571	7,811,561	
疾病扶助料年支給額	£2,676,989	£2,787,638	£5,464,627	
死亡の際の支給額	£ 831,514	£ 611,444	£1,442,988	
其他の扶助料額	£4,146,170	—	£4,146,170	
基 金 總 額	£73,808,436	£151,309,282	£225,117,718	

一九二二年には、組合の基金が、總計七千六百三十萬六千〇二十一磅であつたが、次の十二年目には、その總額が、一億二千五百一十一萬七千七百十八磅となつたことは興味あることである。それ等の組合のうち、五組合が特に著名である。(註一)

(註一) 同上報告書、四二頁。それ等の組合は——

組合員	基金(磅)	
ナショナル・デポジット・友愛組合 (The National Deposit Friendly Society)...	1,229,810	9,544,531
インデペンデント・オーダー・オブ・オッドフェローズ友愛組合 (Independent Order of Oddfellows) ...	741,980	22,377,114

インデペンデント・オーダー・オブ・レカバイテス友愛組合 (Independent Order of Rechabites)...	593,218	4,104,551
.....
エンセントオーダー・オブ・フォレストर्स友愛組合 (Ancient Order of Foresters F. S. (O))...	546,490	14,266,409
.....
ハーツ・オブ・オーク扶助料組合 (Hearts of Oak Benefit Society)	428,294	12,115,788
.....

友愛組合は、多数の異なるタイプの組合から成つてゐる。最大の單一グループは、中央團體に聯絡ある地方團體のグループである。それ等は、單位組合から成る聯盟的組織體で、その各々は、友愛組合條例の下に、それら登録されてゐる。それ等は、組合員の選出した役員によつて經營されてゐる獨立的一單位であり、地方機關及び全國的機關に聯絡せしめられてゐる。組合員は、各組合員の豫出金の受領、扶助料の支拂を行ふ。單位組合によつて保險される。死亡扶助料は、屢々、地方組合の基金、若しくは、地方組合からの徴收金若しくは規定分擔金によつて支へられてゐると言つていゝところの中央本部の基金に再保險される。最近數年、更に大なる中央集權化の傾向が、顯著となつてゐる。

地方組合の組合にとつての、亞いで重大な問題は、中央集權化された組合の問題である。それ等の組合の支配は、全然、中央事務局——その當局者は、地方組合より派遣の代表委員會に於て、年々選舉せられる——の掌中に握

られてゐる。會員、地方別に組織され、代議員を選挙する、地方事務員を雇つてゐる。それ等の組合中での最大の組合は、ハーツ・オヴ・オーク互助組合 (Hearts of Oak Benefit Society) である。病氣に罹つた組合員への適切な處置は、中央集権化した組合では、單位組合の上に建てられた組合に於けるよりも、一層困難であるが、しかし、中央集権化にも、他にいろんな長所がある。

第三のグループは、産業保険の可なりの部分を取扱つてゐる集金友愛組合によつて形成されてゐる。大規模の集金組合は、産業保険會社と同様の遣り方でもつて、全國に亘つて仕事をしてゐるが、小規模の組合の多くは、その營業を一定の地域に限つてゐる。それ等の組合の管理は、中央集権化した組合のそれと、基礎方針に於て極めてよく似てゐる。管理委員會の委員は、一年乃至一年以上の任期でもつて選挙されるが、極く稀には、任期完了の際、再選をせすにしようことがある。それ等の組合の多くにあつては、事務員の後任者を指名推薦する權利を、代理業者に與へてゐるが、後任者として決定するには、管理委員會の承認を経なければならぬ。この指名推薦權は、餘程の財的價値のものであり、被推薦者への代理業店帳簿賣渡の慣習から、「帳簿利得」なるものが出來てゐる。^(註一)

(註一) Brown and Taylor 前出著書、一三頁—一四頁。

一九三五年には、百五十五の集金組合が、産業保険に二〇、五七五、〇二五通の保險證券を發行し、六一、四六一、一三〇磅に上る基金を積立てた。^(註一)

(註一) 'Report of The Chief Registrar' 一九三五年發行、四六頁—四七頁。

特殊の一グループは、預金組合及び配當組合によつてなつてゐる。其處には、組合員總數一、八二〇、四二七人を有する九十の貯蓄組合、組合員總數四〇四、四九九人を有する七百十六の配當組合がある。それ等の組合の特徴は會計的基礎に立つて算出された積立金が積立てられないといふ事にある。毎年末(或は他の所定決算期)に、支出を差引いた収入剩餘金——特別積立金への繰り入れ、組合員の預金の利子勘定等を決済した上での——は、組合員間に分配され、組合の型に従つて、組合員各自の貸方勘定として附込み、或は現金で分配される。最大の預金組合(多數の組合員を有する)では、繰出金の一部は普通の基金に、他は組合員各自の勘定に繰り入れられる。組合員が病氣に罹れば、その扶助料は、割振つてその兩勘定から支拂はれる。配當組合——「利潤」の分前を渡さないで、それをば、各組合員の預金勘定に付け込む——は、配當金として、組合員に現金でそれを支拂ふ。^(註一)

(註一) Brown and Taylor 前出著書、一四頁—一五頁。

此の方法が危険であることは極めて明白である。友愛組合は、此の國の勞働階級の生活狀態の改善に、大なる貢獻をして來た。^(註一)

(註一)——これが貢獻は、三重的性質のものであつた。「先づ第一に、それは、職場——工場、及び休養場——居酒屋に於け

る生活が、極めて單調且つ汚濁してゐた當時、生活に慰藉を加へた。同胞組合は、居酒屋の仲間づき合ひの悪習慣を取除き、それをば、國民禁酒運動への熱情に化せしめた。第二に、貯蓄銀行と相並んで、不時の不幸、災難に備へるといふ重要な形態の勤儉を奨励した。それは、生活の不確實性に對する労働者の立派な逆襲であつた。第三に、それは、共同組合商店と歩調を一にしての大なる自治的訓練であつた。(Fay:—"Great Britain from A. Smith to The Present Day" 四〇八頁)

アメリカ合衆國の相互保険の發達もまた、十八世紀に溯られる。同國に於ける最古の保險會社は、「フィラデルフィヤ家屋火災保險コントリビューションズ」(The Philadelphia Contributionship for The Insurance of Houses)であつた。これは、一七五二年に、ベンジャミン・フランクリン及びその隣人たちによつて創られた相互保險會社である。アメリカ合衆國に於ける現存相互保險中には、その背後に長い歴史を有するものがある。一九二八年十二月三十一日現在の一千八百〇九の相互保險に關する報告は、次のやうな注目すべき報告を行つてゐる。—そこには、一七五一年から一八三〇年に至るまでの間に創設された會社が二十一社あり、現に總額九一〇五三七、八九二に上る保險を有してゐる。百十六社が、一八五五年に至るまでに創設され、現に、總額六、一四三三、〇〇、〇八三弗の保險額を擁し、七百四十三社が、一八八〇年までに創設され、現に一五、八六九、七二九、五八一弗の保險額を擁し、一千五百〇一社が、一九〇五年までに創設され、現に、二九、五四一、七七一、〇一二弗に上る保險證券を發行してゐる、一千八百〇九社が、一九二七年までに創設され、現に三一、一二二、三〇四、八二七

弗に上る保險契約額を有してゐる。アメリカ合衆國に於ける相互保險は、田園活動に、その最大表現を見出した。百姓は廣汎に利用された。相互保險の贏ち得た成功は、彼等を勵まして、協同組合的基礎に立つ他の事業にも手を擴げさせた。(註1)

(註1) Cooper:—"American Co-operation" 一九三一年出版、第二卷、四〇三頁—四〇四頁、四一二頁—四一三頁。 Valgren:—"Farmers' Mutual Fire Insurance" 一〇頁。 American Co-operation 一九三一年發行、第二卷、三九五頁参照。

とはいへ、農夫の活動に利害關係をもつそれ等の人々にとつて、特に重視せられたものは、傭主の責任保護その他の不時の災難に對し保護を與へるところの相互災害保險會社をはじめ、穀物商相互保險、製粉業者相互保險、クリーム及びチーズ製造所相互保險、エンジンニア相互保險等に類別されるところの火災及び風水害保險會社でなければならぬ。それ等の相互保險の各グループのサーヴィスは、個々の農夫にとつては素より、協同販賣及び購賣組合にとつても、直接且つ緊切の利害關係のあるものである。農夫とは別に、アメリカ合衆國の都市に於ける生産業者もまた、相互保險を起し、それは別種の自分達の事業の危険を補償した。一八七〇年には、これ迄極めて高率の保險料を已むなく支拂つてゐた敷工場が、損害の調節のみならず、最小限度にさうした失費を減少せしめ得るに違ひないといふ見地から、保險組合をつくり、お互を保險に掛けることを企てた。その組合員は、火災に對する保險責任金額を最小限度に減少せしめるところの組織と實行とに關する規約を自ら進んで遵守した。製造業者相互

保險會社は、從來より遙かに低額の料金で、損害を補償するばかりでなく、實際、二三年前には、不可能事と考へられたであらうと思はれるほどの僅少の料率で、それを補償することに成功した。^(註一)

(註一) Hadley : — "Economics" 三八五頁—三八六頁。

東部諸州の大規模の製造業工場^{ファクトリー}の大多數は、所謂「工場相互組合」の火災及び風水害保險に入つてゐる。「クラス相互保險會社」"Class Mutual Companies"として特徴づけられてゐるところの相互保險組合の一變種は、食品^{フーズ}商人、藥種商人、花屋、パン屋等々の如き商人グループ間にも見出され得る。

相互保險は、私營保險のみでなく、その最も發達した形態——即ち、労働者の損害補償の領域に屬する、國營保險のまだ設けられないうちから現はれた。ヨーロッパ諸國でも、産業上の事故の場合に、被雇傭人への雇主の損害補償義務を規定する何等の法律も、まだ通過しなかつた頃にさへ、疾病相互保險組合が、事實、到る所に見出された筈である。それ等は、數種のタイプ(一)いろいろな職業の人たちから成る私營相互保險——それ等は、普通、少數の組合員をしか有しない單位的^{ユニタリ}のものであつた。(二)單位諸組合から成り、普通、ロッヂ、システムでもつて運営せられてゐた大規模の聯合的乃至提携的組合。(三)産業施設又は實業施設に附屬し、一部を雇主によつて支持されてゐたところの「住宅」保險組合。それ等の組合中の或るものにあつては、組合員となることを雇主から要求され、他のものにあつては、獎勵はされたが、加入と否とは隨意とされてゐた。(四)組合員の扶助料の一部とし

て、疾病保險を提供する労働組合の數タイプのものであつた。^(註一)

(註一) Frank and Dawson : — "Working Men's Insurance in Europe" 一四七頁。

多くの國々の相互保險は、社會的保險の圈内に於て、その地位を維持して來た。歐洲大陸諸國には、雇主間に、法律によつて規定された自分たちの責任を補償する目的から、相互組合に協力しようとする極めて強い傾向がある。請求權の適否を調査し、損害額その他を決定すべき重荷を、國家が、臨機應變に、雇傭或は保險會社から免除し、被保險者に、立證^{オナスタンディング}の義務を負はしてゐるデンマークでは、大規模の一相互保險組合が、同國の雇傭主側のすべての保險責任上の業務の大部分を一手に取扱つてゐる。瑞典には、雇傭主相互保險組合の數組合があり、その中の一組合は、保險局で取扱はれてゐる。その件數を除いては、一等多數の件數を取扱つてゐる。

フランスには、この種の小さな組合が幾千となくあり、それら立派に經營されて來てゐる。同様の事が、スイス、ベルギー、オランダ、そして、特にイタリアに就いて言はれる。イタリアでは、大規模の相互組合の數組合が、政府からの大なる便宜を受けてゐる。^(註一)

(註一) Frank and Dawson 同上著書、二八頁。

一、分類

前諸頁に述べた種々の相互保険組合の簡単な説明からしても、それ等の組合を適當に分類することの極めて必要であることが知られる。これが分類は、常に、極めて多数の異なる型があるためばかりでなく、相互保険組合が、異なる階級の人々やグループによつてつくりられ、而かも、異なる目的、異なる動因からつくりられてゐるがために、可なり困難であることが知られる。

相互保険施設は、種々のグループ——例へば、(a)私營の、公營の、(b)都市の、田舎の、(c)貸銀生活者の、獨立的生産者の、(d)小組合の、大組合の、(e)一般的組合の、特殊的組合の、(g)査定主義 (assessment plan) の、保険金前納主義の組合といふ風に、いろいろのグループに分類され得る。

(a)相互保険が、任意的基礎、でなくば強制的基礎の上に組織され得るといふ事實からして、相互保険、當然二つのグループ——即ち、私營と公營(國營、自治體經營)の分類が持ち來される。前者は、相互扶助的原理通りに、保險加入者自身によつてつくりられてゐるが、後者は、或る一定の行政地區内の人々のために、官公署當局によつてつくりられてゐる。

(b)都市環境と田園環境とは、相互保険施設の分類にとつての今一つの重要な基礎である。といふのは、田舎で經營する相互保険組合は、都市に於ける相互保険組合のそれとは異なる危険を補償する、従つて、それに應じた組織のものとなされ、それに應じた經營を行はなければならない。

(c)私營相互保険組合には、ギルドの初期時代に於ては特に、公德主義的動因でもつて慈善のためにつくりられたものが多かつた。ところが、今日では、相互保険の諸施設は、その組合員の或る種の經濟的要求を充たすために設けられてゐて、組合員の社會的身分が、極めて重要な要素となつてゐる。何故といふに、それが、その組合の活動の性質を決定するからである。前諸頁によつても知られる通り、今日の組合の各クラス——貸銀生活者の、農夫の、地主の、製造業者の——は、孰れも、自己のクラスの保險要求の満足のために、相互組合施設を利用してゐるものである。

(d)組合員の社會的身分の差異からして、大規模の相互保險會社——これはドイツで非常に成功してゐる——と、小規模の單位同業及(若しくは)同胞組合との、二つの主要な相互保險組合の型が、自らにして出來上つた。この兩型に就いては、機構の問題を取扱ふ際に、やや詳しく論ずることとする。今も尙、この種の小規模の單位相互組合が、主として、都市や地方の勞働階級の人々への盡瘁で、立派な社會的動因に驅られて一生懸命努力經營されてゐることを看過しないことが肝要である。學者たちが、アメリカ合衆國に於けるそれ等のグループの相互組合の事を述べて、このタイプの相互保險が、給料を宛がはれてゐなくとも、組合の主義のために健闘する人々、救済や豫防の事業をやつて行く人々を「名親」として發達したといふ事を指摘してゐるのは正しい。

(e)取扱業務の範圍は、今一つ別種の種類の重要な基礎をなす。これによつて、相互組合は、一般的と特殊のとに區分することが出来る。前者は、いろんな種類の災難——火災、生命、盜難、自動車等々に就いて、組合員を保險する。後者は、保險の特殊の一部門のみを、例へば、家畜、電害、火災等の如きを保險する。

同一徴集金でもつて、いろいろ異なるタイプの危険を補償するところの一般的相互保険組合は、著しい危険に曝されることが多い。多方面に亘つての發達を見せてゐる英國の相互保険組合の型——友愛組合保険と共同養老病傷失業保險組合 (Benefit Club)——は、一般的相互保險組合に屬する型であつて、疾病、死亡、養老の諸扶助金を同時に支拂ふ。この型の相互保險の缺陷は、百餘年前に既に、デイヴィッド・リカードによつて、立派に力調されてゐる。^(註一)

(註一)——相互保險に關する英國の文献を通覽する者は、「ベニフィット・クラブ」Benefit Club」といふ名で知られてゐる大英帝國固有の樣式の相互保險に對して、デイヴィッド・リカードの發表に係はる興味ある批評を見出す。リカードは、此の型の相互保險の缺陷を、極めて明瞭に述べてゐるから、その批評は、こゝに詳細に引用するに足る價值があるやうに思はれる。

——「後期に至つては、彼等の別題の社會内に於ける生計狀態の要求するところの^{オブジェクト}物を、彼等に得させる目的でもつて、ベニフィット・クラブ (Benefit Clubs) を設立し、これによつて、保險の便益を、下層階級にまでも及ぼさうとする企てがなされた。それ等は、第一は、病氣に罹つて働けない間の生計費であるやうに思はれる。第二は、組合員死亡の際、故人によつて占められてゐた地位、自分に相應はしい葬儀を舉行するのに要する費用を支拂すべく、遺族若しくは遺友に支拂はるべき金額、第三は、養老準備金であるやうに思はれる。それ等の目的の遂行によつて、多くの失望が經驗され、また、故意ならざる太なる不正がなされた。この害惡の主要因は、上に擧げた三つの目的が結合されて一項目のものとなされ、而かも、十八歳から四十五歳までの人に對して年齢に關係なく、一律に同一額を支拂はうとした事によつて起つた。しかし、實際は、後者の二目的は、虚偽や遁策でもつて、さうらしく見せかけることの出来ない自然的结果に基づいてゐて、従つて、それ等に關しては、精確な見積りの資料がある……」他方、病氣に關してはどうかといふと、これは、餘程の程度まで、當の組合員の正直次第に依る。で、リカードは言つてゐる。此の源から「購着の起る危険がありはするが、私は、規約を非難せざ

るを得ない、私の理解するところによると、その規約は救済を請ふ方の側から、宣誓をなすべきであるといふ要求から作製されてゐる個所が多く、相互扶助の基礎に立つて設置されたものと公言してゐるところの組合の本來の性質と、全然兩立しないものがある」云々 (Some suggestions for the improvement of Benefit Clubs and Assurances for the lower classes founded on the reasoning of a petition presented by the late D. Ricardo, Esq., to the House of Commons for the Author' s 著、一八二四年出版、三頁—四頁)

(g) 掛金集金と損害補償との方法に據つて、保險組合は、賦課相互組合と保險料支拂ひ相互組合との相互保險組合の二つの組に分けられる。此の點は根本的に重要なもので、詳細に、これを論じなければならぬ。賦課プラン下にあつては、すべての組合員が、一組合員に起つた死亡、疾病、失業乃至他の何かの不幸の場合に、豫め同意の特定の金額を拂込む。保險と較べて、此の方法には澤山の缺點がある。賦課プランの第一の缺點は、その保險料が、確め得らるべき危険程度に基いてゐない事にある。リカードが述べてゐるやうに、(前出著書、六頁參照)——葬儀費用の調達のために、十八歳の人々と四十五歳の人々との支拂ひを受けなければならぬ保險料の差は、約二と四の比であり、養老準備金に就いては、兩年齡の人々の間のその差は十一對三十四であるとされてゐる。此の説からすると、異なる年齢の人々に、同額の保險料を支拂ふことの不正當であることが、十分明白であると思ふ。賦課プランでもつて營業してゐる生命保險組合は、適當に絶えず、多數の年若い人々を組合員として加入せしめなければならぬ。でないと、組合員がだん／＼年をとつてゆくにつれ、賦課額が増加されざるを得なくなり、若

い人々は、その組合に入會したがるなくなるであらう。

賦課方法の第二の缺點は、準備金の無いことにある。斯うした組合は、準備金制を設け、適當の準備金を保有することをしない傾きがある。何故といふに、さうすれば、直ぐに、組合員の保険掛金額を増さしめるからである。準備金の無い事は澤山の事故が同時に起つた場合、組合の状態を重大化せしめる。償却力の礎石であるところの保険準備金の問題は、相互保険に於ける極めて重大問題である。現に、普通の保険事業を制約するところの法令上の束縛を免れるために、相互扶助の上着を纏うてゐる假擬的相互組合が澤山ある。斯うした組合は、自らを協同賦課組合と稱してゐて、それ等の組合の主要の一特徴は、法律によつて、一定率の準備金を保有することを命じられてゐる正規の保險會社にとつて、財政的に可能である率よりも、更に低率でもつて生命保險を提供することにある。それ等の組合は、眞の相互組合であることの標^{しるし}であるところの、組合員についての親しい知識を有しないので、彼等は、商事會社の有する法定準備金を缺いてゐる。(註一)

(註一) Nicholson "The Annals" 一九一七年三月發行、一一一頁。

それ等の組合の多くは失敗した。それ等の諸組合をも含められた無數の悪評は、協同及び相互保險運動にとつての障害であつた。

賦課プランの第三の弱點——此のプランに立つて經營される組合にとつて、永久的の一大危険であるところの弱

點——は、保険料の經費に規則性の缺けてゐることにある。組合は、この困難を克服すべく、いろいろな対策をこらしてゐる。そして、どんなに内端の積立にせよ、準備金の積立が、この不均衡をムラなくせしめる最上手段であるやうに思はれる。準備金があれば、任意の五ケ年間の經費を、過去の任意の五ケ年の經費と略ぼ同額とし、保險の經費を一定するといつた手段が採れる。これは、被保險者に對して一層厚薄のない公平なやり方であるばかりでなく、保險證券所持者に保險證券の更新を促す一層強力な勧誘手段ともなるものである。

掛金先拂プランの下にあつては、見積保險掛金が、一ケ年先立つて前拂ひされる。若し、それが損害、補償と經費との支辨に足りなければ、追加料金が組合員から拂込まなければならぬ。過剩拂込みであつた場合には、組合員は割戻し配當を受取る。掛金先拂ひプランとて、賦課プランと同様の批評を受けるべき餘地をもつてゐることは、極めて明白である。それ等の困難を克服するために、相互保險組合中には、賦課によつての拂込責任附の定規相互保險證券に加ふるに、正規の相互保險組合員に普通經費よりやゝ高率料金の固定料金保險證券を發行してゐる組合もある。正式の相互扶助プランから逸れた斯うしたプランも、保險會社の營業領域内にある人々の中には、賦課上の責任を一切避けるために、やゝ高率ながら、寧ろ固定料金保險の口に入りたがるといふ理由から、普通、認容されてゐる。(註一)

(註一) Valgren : — "Farmers' Mutual Fire Insurance" 一〇一頁參照。

三、機 構

相互保險と信用相互保險組合との類似は、その編制法に於て最も顯著である。相互保險には、信用相互保險組合に於けるが如く、二つの主要な單位組合の型——小規模の單位組合と、一層廣い領域に亘つて營業してゐる大規模の組合——がある。小規模の單位組合は、最初は、地方農村保險の領域内にあつたが、信用組合と同じに、職業的、專業的、團體にまで普及した。

第三の型——單位支部を有する大規模の（多くは全國的）組合は、上の二つの型の數要素を兼有してゐる。營業範圍を、或る一局地に、若しくは或る一産業に限つてゐる小規模の組合の利點は、組合員相互の親睦と、その營業地域の限られてゐること、入念に、危険が決定され、保險證券の發行され得ることに在る。保險證券所持人間の此の親睦關係は、極めて大切な要素である。しかのみならず、それは組合の特殊化をまでも可能ならしめる。即ち、其處には、補償すべき比較的狭い領野しかないからして、安全な條件や支拂請求、保險料の決済、その他保險經營に影響する諸事項に就いての徹底的研究が出来る。あらゆる種類の保險に極めて重要な道德的危険は、第一の型の相互保險組合には極めて僅かであるが、小規模の組合は、組合相互間の相識のお蔭で、不正直な、若しくは如何はしい人々に、保險證券を發行せず、また、財産の過當評價をしないで済ますことが出来る。それはまた、本部を他地に有する大きな法人團體に於て往々起るところの不正行爲を防ぐ。單位相互保險組合は、顯著な豫防手段を發展さ

せる。單位組合は組合員をして、組合構成の模範規程を十分行使させ、また、不幸の危険を減ずるようにするいろいろな豫防を講じさせ易くする。危険を除去し、少くすれば、合理的な經費を決めることが出来、單位組合の經營費を引き下げることが出来る。^(註一)

(註一) Powell: — "Co-operation in Agriculture" 三二頁—三二五頁。

とはいへ、小規模の單位保險組合にはまた、大なる不利の點もある。それ等の組合の限られた摘發の領野から、逆に危険の淘汰が生じもする。今一つの危険は、組合の活動地域一帯に亘つて災厄の起つた場合、單位組合が、極めて酷い影響を蒙ることがあるといふ事にある。單位相互組合が當面して居り、そして、競争者たちから、單位相互組合に反對の論據としてよく引き出される第三の危険は、單位相互組合が、餘りにも小さく、ために、各年の賦課額の大半の變更を冒さないうで、彼等の活動領域内に於ける大なる農作物保險をうまく經營してゆく事は出来な^(註一)い。これは背癢に膺つた議論である。といふのは、それは、餘程の程度まで事實に基づく議論だからである。

(註一) Valgren: — "Farmers' Mutual Fire Insurance" 八六頁。

それ等の危険は、二様の手段で對處出来る。第一の對處策は、再保險を行ふため、及びたゞ單獨組合の力では、到底出来ないであらうところのサービスの提供するため、他の相互保險と一層緊密な事業上の提携若しくは聯合

をなすことによつてのそれである。これ等はみな、單位組合機構の本體を破壊することなしに遂行され得るものである。^(註一)

(註一) Keenly: — "Insurance Needs of Co-operatives, American Co-operation" 一九三一年出版、三九八頁。

それ故、單位相互保険組合にして、同業聯合會、州聯合若しくは地方再保険組合に加入しない組合は、自己の政策を謬つてゐるものである。誤れる節約若しくは怠慢の明白な實例としては、會費を徴收されるものだから、大多數の農民相互保険會社をも含めて、それ等の組合が、相互保険組合全國聯合會の組合員資格はもとより、州聯合の組合員資格、乃至農民相互保險會議出席權を、褫奪されるがまゝにはつたらかしてゐるといふ事實が擧げられる。斯うした單位組合は、自ら、保險知識と價値ある經驗の交換との恩惠の分け前を捨て、顧みず、また、願はしい保險法制定促進の大切な義務を、他の團體の手に委ねたまゝに放つたらかしてゐるものである。^(註一)

(註一) Valgren 同上著書、八五頁。

單位保險組合強化の最良方法であるところの再保險は、主要な二形態をとる。一つは、大口危険の各々の一部を再保險會社に譲り渡し、また、それ等の各々に、別個の再保險を付するところの方法のものである。今一つのは、讓渡會社の帳簿に既に記入済みの、すべての大口危険の責任を、再保險會社が分擔するばかりでなく、讓渡會社の

同年度の缺損が、累年の缺損平均額の一定パーセンテージを超過した場合には、その缺損超過額だけの支拂ひをなすことを讓渡會社に保險する方法のものである。

第二のグループ——大相互保險組合——は、小組合の陥り易い危険の多くから免れてゐる。しかし、それ等の組合は、廣い地域に亘つて營業をするや、その安全性と強味とを失ひはじめる。組合員相互間の個人的接觸が弱められる。危険は、單位相互保險組合の行ふのと同じ個人個人に就いての調査を持たなくなる。組合の力は、使用人乃至代理店に移らざるを得ぬ。道德的危険が増加する。そして、賦課額が、數量ともに増す傾きがある。^(註一)

(註一) Powell: — "Co-operation in Agriculture" 三二三頁。

保險事業には、他の事業の領域に於けると同様、機構及び活動の異なる型の各組合間に、或る種の同化作用が行はれてゐる。相互保險組合中には、有限責任會社の形態を取つてゐるものが多い。また、賦課プランによらざる固定保険料で、組合員に非らざる人々を保險し、或は、他の組合と再保險協約を結ぶことにより、それ等の危険を再保險するものである。一二營業種目への精力集中と組合間の合同との運動が、同時に發生してゐるが、この運動の影響は、新しい相互保險會社が「つき」と生れてくることによつて相殺されてゐる。他方、私營保險會社には、顯著な相互組合化への移行傾向が認められる。この傾向は、アメリカ合衆國に於て極めて顯著である。同國では、大會社の幾つかは既に相互組織に變へられてゐ、而かも、他の會社にもまた、同じ目的を旨とする諸プランに就いて種

々討究を重ねてゐる。同運動は、また、他の國々でも進捗してゐる。私營會社の相互組合化は、いろんな點に現はれてゐる。私營會社中には、剰餘金の大部分をば、株主の支配下に置かず、保險證券所持人の任意處置に委せ、株主には、固定配當しか與へないものもあり、管理、經營上の或る種の代表權を、保險證券所持人に與へてゐるものもある。ゼンブアードが、若し營利諸會社にして、政府による保險事業國營化を免れようと思ふならば、營利會社の相互組合化こそ、彼等の採り得る最上の豫防策であるといふ事を示唆してゐるのは正しい。^(註1)

(註1)——Gephard: —“Principles of Insurance” 第一卷、一三三頁。

「A」の傾向は、若し生命保險が、國營とすべき事業でなく、私營事業として繼續さるべき事業とすれば、その必要があれば、法令によつて獎勵さるべきものである。といふ事が示唆されてゐる。」

相互會社の機構の問題は、偶然的に、他の保險機關に於けるそれよりも、比較的低廉であるところの、保險料と直接の關係をもつてゐる。保險の多くの部門では、失費額は、被保險者によつてなされる適當の注意、心づかひによつて、可なり減ぜしめることが出来る。相互保險組合では、さうした態度が、損失を減らす上の大なる助けとなつてゐる。例へば、火災保險では、失費は、過度の保險契約、過大評價を警しめることにより、また如何はしい人物の保險を拒絶することによつても減らされるが、友達や隣人によつて組織された會社に對する、被保險者の助力的態度によつて、主として減らされる。

(註1)——Myrick: —“How to Co-operate” 一六九頁。

此の態度は、保險證券所持者が、特別の責任も興味も感じない大保險會社なり大組合に對して、よく執るところの非友誼的と言はれないまでも、無頓着、不注意な態度と顯著な對照をなしてゐる。^(註1)

(註1) Valgren: —“Farmers' Mutual Fire Insurance” 七十七頁參照。

生命保險では、イングランド友愛組合及びアメリカ合衆國同胞組合が、經費の遞減に餘程の成功を齎らしてゐる。合資會社では惡罵を浴びる危險を冒さないでは、到底企て得らるべくもない、いろんな名目の利益配當を時折、組合員に及ぼしてゐる。^(註1)

(註1) Hadley: —“Economics” 三八六頁參照。

幾多の相互保險施設によつて敢行されてゐる代理店制度の廢止は、經費低減の今一つの要素である。節約と澤山の名譽職役員の設置とは、小規模の相互組合、特に田舎地方のそれをして、低率の經費とコストとを維持せしめる第三の要素である。相互組合に於て支拂はれてゐる俸給額は、普通極めて内輪の額である。新規契約口開拓の手續料や、調査手数料(謝禮金)も同様、最小限度に低下されてゐる。地代、Rating Services、仕分サーヴィス料、税金、廣告費の支出は、僅かの類乃至皆無である。それ等の項目は、高率會社で經營の火災保險の經費の餘程の割合

を占めてゐる。農民相互組合の経費は、アメリカ合衆國では、経費の二割程度にまで低減せしめられてゐるものがある。^(註一)

(註一) Valgren 前出著書、七七頁、八三頁。

経費の節減は、時として、會社の職員に支拂はれる給料の場合に於て特に、一轉して、誤れる節約となる危険さへもある。この方面の節約は、却つて無謀である場合が多い。なぜといふに、上手に經營された相互保險會社と下手に經營されたそれとの間の失費の差異は極めて大で、これと較べては、経費の節約は殆んど言ふに足りぬ鎖末事であると言つていゝ程であるからである。

アメリカ合衆國の田舎地方の相互保險施設の経費の節減は、相互生命保險組合に於けるよりも大でさへある。農民相互保險組合の経費は、それと競争者の立場にある普通の保險會社のその約半分である。一般的相互組合及び階級的相互組合は、五割から七割五分程度の競争費を計上し、この金額でもつて、失費と経費とを賂ひ、また準備金をも積立てゝゐる。そして、それ等の組合中には、競争會社のそれより、比較的高率の準備金積立を行つてゐる組合がよくある。^(註一)

(註一) Cooper :—"American Co-operation" 一九三一年出版、第二卷、四一三頁。また Valgren 前出著書、九九頁をも参照。

四、要素と定義

さて、漸くこゝに、相互保險の主要要素を解剖すべき點に到達した。それ等の要素中で最も重要な要素は、相互保險組合は資本金を有しない事である。換言すれば、相互組合は「株式資本金の退却」を意味する。といふ事を強調して、以前から既に説かれて來てゐるところである。^(註一)

(註一) Hardy :—"Risk and Risk Bearing" 二十五頁。

「相互保險會社は資本金を有しない。その準備金は勿論剰餘金までも、保險證券所持人の所有である。その兩者の差異は、準備金が、個人の準備金の、即ち、一定金額の各々の集積であるのに對し、剰餘金は、保險證券所持人のグループ全體の共同資産なる、單一基金であるといふ事にある。そして、その剰餘金だけが、株式會社に於て資本金と剰餘金を一緒にした資金でもつて遂行されるところの職能を實施する。相互保險會社を組織するに當つては、若し儲かつたら、確定率の利潤配當を受取り、また、剰餘金がさうした利潤配當を安全ならしめるに足るほどになつた際には、株主へ返却されることによつて、回収され得ることになつてゐるところの資本金でもつて始められるのが、普通の慣習である。」

けれども、これが、相互保險の眞の特徴だとすれば、組合には株主権があるのか？ この點について、見解がいろいろに岐れてゐる。學者中には、それを肯定してゐる者もある。何故といふに、それ等の學者は、相互保險會社には、保險證券所持人が、をのづからにして株主となつてゐる譯であると考へてゐるからである。^(註一)

(註1) Patterson and Scholz: — "Economic Problems of Modern Life" 十六頁。

他の學者は、この見解に反対し、嚴密に相互保険と言はれ得る保險會社は、株式資本を有せず、當然株主を有しない、と論じてゐるが、この見解は正しい。^(註1)

(註1) Gephard: — "Principles of Insurance" 第一卷、一二七頁—一二八頁。

純相互保險會社は保、險證券所持人によつて所有されてをり、彼等によつて、その經營に責任をもつ一團の理事が、選ばれ、彼等の代理で事務を執る。資本金の投じられてゐないといふ事から、法的には、相互保險には、所有主權を有してゐる者がゐないといふ事實が生ずる。所有主權の缺けてゐるといふことこそは、眞の相互保險施設をば、他の型の保險施設から區別する主要特徴の一つである。

「非營利的」といふ事が、相互保險の第二の特徴である。相互保險には、株式資本がなく、資本に對する配當がない。収入は、經營費を賄ふのと、拂戻金の支拂ひに使用される。若しあれば、剩餘金は、割戻金として、保險證券所持人に割振られる。割戻金の支拂ひには、現金支拂ひ、若しくは、支拂はるべき保險掛金から控除さるべき借方勘定の形式が採られる。嚴密に相互的な會社の配當金は、過當徴收の拂戻しであり、各々の保險證券は、利益配當附保險證券である。相互保險組合中には、總剩餘金を、保險證券所持人に分配しないで、その一部を、萬一の

場合の準備金の積立てに使用してゐる組合もある。總括的に云つての組合の所有に屬するところのさうした寄せ集めの準備金は、相互組織中に、協同的團體組織でふ最も重要な特徴を導き入れる。それ等の集會的準備金は、現在組合員の一團なる相互體が、形態を變へて、永久的機關に、協同組合になる地均しをなすものである。

相互保險組合の第三の特徴は、その組合中で、人間的要素が大なる役割を演じてゐることである。相互組合では、被保險者自身が、保險事業を行つてゐる。彼等はそれの成功、失敗に對して責任を負うてゐる。これは、非常な程度にまで、道徳的危險を排除く助けをもなすものであり、この點で、相互保險は、幸に、資本主義的保險と違ふ。

會員と社團との關係の本質は、相互保險の究局的の、そして、恐らく最も決定的な鑑別標準である。其處には、會員と社團との間に、永久的關係はない。兩者は、合辦事業を起したのではなく、たゞ當座の目的のために結合したに過ぎぬ。若し、會員が自己の保險を更新しなければ、その會員の資格は自然消滅する。會員は、斯くして、保險證券所持人となつてゐる限りに於て、その相互的企業と結付けられてゐる。彼は、その會社の株式をもち續けてゐれば、そのサービスの利用しなくとも、矢張り、その會員であるところの協同組合若しくは資本家保險會社の株主の如く社團と永久的關係を有してはゐない。ドイツ法は、相互保險の此の特異性を、極めて強く力調してゐる。^(註1)

(註1) Manes: — "Versicherungsléxicon" 六一八頁。

純相互組合には永久性がない。それ等は商會社ではなくして、相互的サービスの契約によつて結び合つた人々の組合である。彼等の間を結付ける鏈環は、與へられるサービスの報酬としての釀出金の支拂ひである。特殊のサービスの乃至一聯のサービスの遂行されば、契約は終りを告げる。更改は有限期間のものであり、その度び毎に、それは、契約する側の人の意志次第によるものである。仲間の顔振れは、關係者中に、加入するのが得たと考へる人、脱退するのが得たと考へる人が出来る限り、而かも、事實、多くの場合、さうした人々が出来るので、絶えず變つてゆく。

相互保険のすべての特徴を考察すると、次のやうな定義が示唆され得よう。——相互保険とは、契約條件として定めた將來の不慮事件に於て、それ等の事件中の或るものによつて蒙つた損害額——それ等の損害額は、定期的に全會員間に割振られる——を補償する目的で、定期的釀出金を、契約によつて取極めた比例で拂込まうと企てる被保險者たち自身によつて作られた非拘束的社團をいふ。(註一)

(註一)——Manes 前出著書、六一八頁。Philippowich 前出著書、第二卷、四五七頁參照。

相互保險協會とは、協同保險の發達不十分の協同保險の形態と認めて差支ない。兩組織は、その目的に關して、隨分と澤山の共通點をもつてゐるが、機構上の事柄及び營業法を著しく異にしてゐる。とはいへ、バルチック諸邦の經驗によると、相互組合の形態ではじめられた非營利保險が、その發達経路中に於て、協同組合保險のすべての

主要特徴を獲得するといふ事が示されてゐる。即ち、それ等の組合は、非營利的基礎に止つてはゐるが、株式資本をもつて、固定保險料金制度に立ち、株式資本をもつて營業を續ける。

相互組合は、變形して協同組合となる過程中に於て、次の諸態様を通過する。それは、まづ、純相互性——不慮の際の實損害額を、すべての組合員の間に割振るやり方をもつて出發する。次の段階になると、個々の損害の一つ一つに對して、なく、所定期間——普通、一箇年間——に起つた總損害額を、組合員の間に賦課する。次には、この經營方法を改良して、組合は、前以て、賦課金を徵集し、前年に課した賦課金をば、さうした支拂ひへの基礎とするの方法を採りはじめめる。次の態様に於ては、組合は、幾箇年かの期間(普通五箇年)中に經驗したその平均損害額を算出し——そして、それに従つて、組合員の前金拂ひ一年分の拂込金額を決める。相互組合が、發達して此の段階に達すると、損害額配分賦課制から離れて、本來の實際基礎に立つて算出された前拂ひ固定保險料金制へ移つてゆくことは、極めて容易である。

しかし、固定料金制は、遂には、組合員の間に配當されないまゝの準備金が出来事となり、斯くして、現組合員の團體にでなく、法的實體としての組合に屬する基金設置の前觸れとなるとはいへ、資本金若しくは不可分性の準備金をもち、固定保險料及び固定保險證券制と、非營利的基礎とに立つて營業するところの相互保險組合は、協同保險組合である。つまり、相互性と資本組織化とが、斯くして、協同組合の實體を形成するのである。相互保險は協同保險の胎兒であり、適當の方針に立つて經營されれば、發展して、効果ある進歩的型の協同保險となること

が出来る。

相互保險經營の成功策は何處にあるか？ 其の活動は増進しつゝあるか減退しつゝあるか？ 異なる國々に關し、此の質問に一樣の解答を與へることは困難である。しかし、概して、都市の相互保險組合は、私營保險會社との競争に於て、孰れかと言へば、漸次地盤を失ひつゝあるが、田舎の相互保險組合は自己の地盤を保持しつゝある、と考へて差支ない。

(註一)——アメリカ合衆國では、現に効力を有する同胞保險總額の遞減が顯著である。斯くして、一九一六年末には、同胞保險組合は、現に効力を有する保險一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗を有してゐたが、十年後には、それ等の組合の帳簿は、それが減じて一〇、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗になつたことを示した。這般の世界大戦時に於ける人口の増加を考へ合せると、それ等の數字は、表面に現れてゐる金額によつて見られるそれより、一層大なる意義を持つものとなる。同期間中、所謂舊方針の、即ち、法定積立金保有の會社によつて契約された生命保險は、トン／＼拍子に増加し、同期間中の、上掲年次に於ける有効保險の總額は、それ／＼、二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗と七九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗とであつた。更にまた、一九一〇年——一九二〇年の期間中には、同胞保險協會は、アメリカ合衆國で契約された生命保險總金額の約三十三パーセントの契約をとつたが、次の十年間には、僅かにその十五パーセントの契約しかとつてゐない。それ故、同胞保險の衰頹は、生命保險の需用の低下に基づかず、同胞組合の組織そのもの／＼中に含む諸條件によるものであることが明かである。』(Knight: — 'The Annals of American Academy' 一九二七年發行、九九頁)

異なる國や、特に、アメリカ合衆國に於て見られるところの、相互保險との競争に於ける營利保險の顯著な成功が、

彼等の採用してゐる新方法の結果であるといふ事を忘れてはならない營利保險會社は、全然相異なる二方法で相互保險を壓迫してゐる。即ち、一方に於ては、彼等は、この鬭争た、極めて廣い代理店網と、最も有力な廣告機關と宣傳手段とを用ひてゐる。他方に於ては、アメリカ合衆國その他の國々の最も主要な最も著名な保險會社の「相互組織化」を利用し、被保險者の眼には、それ等の營利會社とて、眞の相互組合と同じ足場に立つてゐると見えるやうにしようとするのである。それ故、相互保險會社にとつては、さうした競争に對して、自己の地歩を保持すること、極めて困難となつてゐる。相互保險が、打ち負かされまいためには、組合は、營業上、機構上に新方法を見出すなければならぬ。組合は、進取的努力と、進歩した規約の制定とによつて、組合條款や營業方法に、必要な改更を加へつゝ、協同的方针に沿うて、その活動の改組織を行はなければならぬ。組合は、現行の協同組合保險及び信用組織と手を握り、各地に於て、それ等の保險と共に、非營利的方针に立つ民衆保險の全國的聯合を打ち建てなければならぬ。相互保險組合は、その孤立を清算し、全國的及び萬國的に、その力を整合する方向への新發展方針を採らなければならぬ。

第四章 協同組合保険

一、經濟組織の特殊形態として協同組合

協同組合保険は協同組合研究の最も困難なる部門の一であつて、その理論を組織化し、或はその實踐的活動を分析せんとする何等の試みも未だ行はれてゐない。協同組合保険制度が約七、八十年前から實施されてきたにも拘らず、斯かる理論的研究は缺如してゐる。保険に關する浩瀚なる文献ですら、只附帶的に協同組合保険に言及するのみであり、しかも協同組合保険は通常、相互保険と混同され勝ちであつて、その相互保険には一層多くの紙面と關心とが向けられてゐるのである。相互保険と協同組合保険とは、斯界の權威の著述中にさへ屢々混同され、「相互的」Mutualと「協同的」Co-operativeとの用語が無差別に使用されてゐる。(註一)協同組合保険に關する特別の文献は、諸國(獨逸、瑞典等々)に於ける協同組合保険制度の沿革並に活動狀態を敘述した少數の小冊子及びパンフレットに限られ、しかもそのいづれもこの問題を包括的分析を企ててはゐないのである。一般協同組合文献にしても概してその調子であつて、一、三の著名の書を除くの外は、協同組合保険理論に就て下註の中に通り一遍の説明を以て扱つてゐるに過ぎない。

(註一) 二つの實例を挙げただけで十分である。Nicols (The Annals of American Academy, 1917, P. 120) は「純粋友愛協會」を何等の資本をも有せず、又聊かの利潤をも生ぜざる眞の協同組合團體として特徴づけてをり、出資金が協同組合組織の主要特徴の一を爲すこと、及び「何等の資本をも有せざる團體」が協同組合的たり得ないことを、全然忘却して了つてゐる。マーンエスでも、同様の矛盾に陥つてゐる。彼の著書の或箇所、彼は相互組合をたゞそれが協同組合組織の適法的形態の下に組織されてゐないとしても、保險に關する協同組合的原理の最も純粹なる表現であると見做してゐる。併しながら同書の他の箇所では「相互性」mutuality なる語は「社團」association (Gemeinschaftlichkeit) 或は協同的組織よりも以上のものを表示する。」と論じ、異つた見解を示してゐる。(Manes, Versicherungswesen, Vol. 1, P. 4 參照。之を彼 Handbuch der Staatswissenschaften, Vol. 1, P. 281. 及び Philippowich; Grundriss der Politischen Oekonomie, Vol. 1, P. 427-8. と比較せよ。) この矛盾は保險文獻中に屢々繰返されてゐる。(Philippowich; op. cit., PR 323-4. 及び American Co-operation, 1931, Vol. II, P. 403. H. P. Copper; Nature and Extent of Mutual Insurance; Hadley; Economics, PP. 385-6; Gephart. Principles of Insurance. Vol. 1, P. 10; Valgren, American Co-operativn, 1931, Vol. II, P. 395 參照。)

協同組合保險の理論上の混亂は、主として二つの事情に起因する。即ち第一には經濟學文獻に於ける協同なる語の用法に、第二には一般に承認され得るやうな保險の定義の缺如に因るものである。協同組合保險の研究は、如何なる他の協同組合研究の部門よりも以上に、協同なる語のもつ二重の意義に禍ひされてきた。概して、協同なるものは分業或は生産に於ける勞資協調の如くに、經濟生活に廣く見られる或種現象を言ひ表す語である。第二

の、より限定された意味に於ては、協同とは經濟組織の特殊の形式を表示する。本書の研究に用ゐられる協同とはこの意味である。「協同」なる廣義の概念を協同組合組織の活動へ適用した點に、混亂せる考へ方の生ずる原因があるのである。「協同」なる用語の誤用も亦、あらゆる種類の保險が凡て協同組合的であるといふ誤れる觀念を惹き起す原因となつてゐる。之等の理論的混亂は姑くとしても、最近にも、収益税に關する協同組合の特殊の地位の討議された英國下院の文書及び演説中に、多くの紛はしい論議が現はれてゐる。

(註一) 例へば N. Barou; Co-operative Banking, P. 46 參照。

(註二) Willer; Theory of Risk and Uncertainty, EP. 17 and 86 參照。Holyake, History of Co-operation, P. 674 以下

曰く「協同とは文明の競争に對する保護である。」Rohrbeck, Fertgabe für Alfred Manes, P. 55 以下「競争は新社會關係を招來し、競争若しくは協同へ導く。」Hicks, "The Theory of Uncertainty and Profit" Economica, P. 176, may, 1931. を併せて參照のこと。

協同組合保險とは、協同組合原理の保險業の分野への適用を意味する。其故、吾等の研究に先立つて協同組合事業一般と他の任意的經濟組織の主要形式、即ち相互組織及び資本主義組織との關係を、明確に區劃分類してをく必要がある。英國では "Mutuality" は二種の相異なる經濟組織の形式、即ち相互協會及び協同組合を扱ふ爲の法律的基礎として用ゐられてゐるので、先づ相互組織から始めた方がよからう。相互組合が英國に於て活動し始めた當時の理解に依れば、相互團體とは、その組合員の間でのみ取引をなし、その利益を組合員各個人の勘定に割當て

る小團體であつた。^(註一) 一般の意見に従へば、相互團體なるものは、それ自體から利潤を擧げることを得ないものであつた。其故、英國では法律手續上、協同組合店舗の賣上拂戻金は實は賣價割引額であり、従つて一種の經費と目做さるべく、定められてゐた。^(註二) 協同組合運動者は、特に彼等の防衛の爲に考へ出されたこの種の議論を固執し、實は之が殆んど防衛に役立つものではなく、法律上用ゐられてゐる相互性“Mutuality”は寧ろ協同組合運動の妨害に用ゐられ得るといふ事實を明かに無視し、自己の敵對者に對する防禦の爲に、屢々それを用ゐたのであつた。相互組織の規模の大小の問題に關して「振込む」ことは極めて容易である。協同組合運動の初期、組合店舗が小店舗主に對抗しなければならなかつた頃も、相手側の何人もこの規模の大小に關して突進んで論ずる者はなかつた。若し相互組織及び協同組合組織が、巨大なる近代的資本主義企業に對抗して自己の地位を保たなければならぬとすれば、兩者は全國的擴張を遂げ得なければならぬ筈である。然るに、從來の儘の意味に用ひられる相互性“Mutuality”なる語は、協同組合運動が、その發展の過程に於てその新活動に一致する機構を採用することに依つて、その協同組合の本質を喪失してゐるとの批判を招いてゐる。而して協同組合事業に對する私的商人の鬭争が尖鋭化するに至ると、斯かる批判は忽ち攻撃の主要武器として活用された。一九三三年五月の下院に於ける討議に際して、この意見が特に強調され、剩す所なく論議された。^(註三)

(註一) Fay, "Co-opera torsand the State", *Economic Journal*, Vol. XLIII, No. 171, p. 415.

(註二) この點に關する最初の判定が保險の分野に於て生じた事は興味深い。これは上院の裁定に基くものであつて、その主

張する所に依れば、互助^{mutual}取引に於ては何等の利潤を生せず、従つて収益税の負擔義務を生じないといふのであつた。この裁定は相互保險會社「紐育生命」に就て下されたものであつて、この會社では、加入者と収益受領者とが同一者なのであつた。而してそれは類推に依て、概して組合員と購買者の同一關係にある組合にも適用された。同様の論法は政府所得稅委員會報告書(一九二〇年)中にも用ひられ、同報告書中では協同組合取引に於ける「剩餘金」の存在をすらも否定してゐる。該報告書に曰く「組合員の購買に依る所謂『剩餘金』は何等剩餘金と稱すべき性質のものではない。それは、名目の上購買價格の幾何の部分が投資者に返還するべきか、を決定せんとする目的を以て作製せられた帳簿殘高の結果である。購買價格に對する割引高が購買者に返還された後に、組合の手に尙剩餘金が餘る場合には、それが眞の營業収益であると考へる。……購買高に對する拂戻金は營業収益の分配ではなく、購買價格の一部分の返還である。」Figou, *Essays in Applied Economics*, p. 142.

(註三) 英國國會議事録一九三三年五月廿二日、七七六頁參照。

曰く「予は、その最も單純なる形態に於ける相互性(Mutuality)の原理に關して論争する者はないと思ふ。何人も自己自身との取引に依て課税可能なる収益を擧げ得ぬことは極めて明瞭である。若し若干の人々が提携して、例へば石炭を一車買入れるとしても、各個人がこの種の取引より得る節約は、所得稅賦課の可能なる収益を構成すると見做す譯にはゆかない。然し今日大規模に發達した之等の廣汎なる組織となると、何等か著しく異つた範疇に屬するもの、即ち何等か各個人の團體に依る單なる共同賣買よりも遙かに進んだものに直面することとなる。之等の諸組合は互ひに結合して一の別個の法律的實體^{レガールエンティティ}となつてをり、組合員の取引は、他の組合員との單なる取引ではなくなつてゐる。」と。

この見解の代表者は主張する、互助の原理は今日の協同組合には適合せず、修正されなければならない。然ら

ば何故に互助の原理は協同組合には適合しなくなつたのかとの問ひに答へて、批判者は言ふ、協同組合組織は最早、互助的でなく、互助主義の「埒外に出て」了つてをり、「協同組合は今日ではその組合員とは獨立せる一種の會社であり、従つて法制と課税の如き事項を以て取扱はるべきものである」と。

(註一) 英國國會議事録一九三三年五月廿二日。八〇二頁參照。

曰く「互助の原理は宗教的ドクマではなく、經濟上の要件である。それは永遠の眞理ではなくして、或事情の下に、或種の團體に對して議會に依り賦與された一時の特典であり、明白にこの原則の適合せざるに至る一點である。予の理解する所に依れば、それは極く小規模に始められ、極めて小なる團體にのみ適用されるべきものである。」と。

然し果して協同組合とは、その組合員より獨立せる一つの「實體」と見做され得るものであらうか。政府所得稅委員會(一九二〇年)は、この問題に然りと答へてゐる。その見解に依れば、登記濟の協同組合は單なる個人(註一)の團體といふよりも、寧ろ他の法人團體と同様に獨立の實體と見做され得るものであるといふ。成程「協同組合」は一つの「實體」であるが、然しそれは特殊の「實體」である。各組合員はその「一體」の一の肢(註二)。しかも活ける肢なのではないであらうか。總會に於て表示さるゝ組合員の團體的意志は、「協同體」の意志なのではないであらうか、協同組合の目的は、持續性と永遠性の上に立ち、如何なる個々の組合員にも左右されぬ商業業務を確立するに在ることは極めて明瞭であつて、茲に協同組合と相互組合との根本的相違が存するのである。一通常の互助の原則に基き社交俱樂部を維持する團體は商業を營ます」とする控訴院の裁決は確かに正當である。何故なら、斯かる場合に

確立されるのは會員の親和であつて、商業業務ではないからである。之に加へて、相互組合と協同組合との相違を、單位組合と全國的組合との規模及び方法上の事柄に縮減せんと試みることに依つて、協同組合の批判者が誤れる道を辿りつゝあることをも一言して置かねばならぬ。組合員とのみその取引をなす單位組合は、相互組合として形式的には完全であらう。然し、誤れる政策を採用することに依て、それは全然「精神的に非協同的」なるものに轉化する恐れがあり、斯かる欺瞞的相互協會の實例は、幾らも見出される(本書第三章 頁參照。「互助」なる語は、悪用され、小なる、然し頗る「非協同的」なる團體の既得利益の爲の掩護物となり得るのである。

(註一) Report of the Loyal Commission on the Income Tax, 1920 Cmd. (615), Par. 551, P. 120.

(註二) 英國國會議事録、一九三三年五月廿二日、七七七頁。

(註三) Fay, Economic Journal, op. cit., P. 146. 曰く「それはその被雇者に不正なる賃金を支拂ふことに依つて利潤を擧げることであらうし、不幸なる隣人に對して排他的態度を執ることもあらう。斯かる相互協會は一の社會的進化芝居であつて、協同組合運動は最初から斯うした現象には反對してきたのである。」と。

下院に於ける最近の討議を見ると、驚くべき局面が展開しつゝあることがわかる。即ち協同組合は互助的性質を否定されたのみならず、又同時にそれ自體を通常の資本主義的商事會社と見做すべく要求されてゐるのである。この見解は委員會に依つて特に強く主張され、其處では協同組合と資本主義會社とが全く同視された。その理由とする所は、個々の組合員は協同組合と稱する法律的實體の所有する未配當剩餘金に對して何等の要求權をも所有しな

いといふ點にあつた。協同組合は産業及び貯蓄組合法に基く登記に依つて社^{コトゼイショ}團となる、と論ぜられた。^(註一)大蔵大臣は、下院に於て協同組合課税の討議に際してこの見解を支持し、「未配當の所得に對しては、その所得はこの組織、即ち會社^{コンパニ}自體の財産たるが故に、所得税を賦課される。」と論じた。^(註二)明かに斯かる議論では、營利會社に於ける株式制と協同組合に於ける組合員制との間の基本的相違が全然無視されて了つてゐる。會社の株数は限定され、株主は自己に對して賞與株を發行する權限を有し、しかもこの賞與株に對する所得税及び附加税は彼等自身の負擔とはならないのである。而して業務好成績の結果は準備金の膨脹を來たすのみならず、持株の市場價值を高めることとなる。之に反して協同組合に於ては、組合員數に何等の制限もなく、賞與株も無ければ、又出資金の資本價值の増加を來たす譯でもない。協同組合が獨立的實體であるといふ場合、その唯一の意味は、それが第一に個々人の投機的利潤を免れ、^(註三)第二に特定の個人的組合員から獨立してゐるといふ點にある。その準備金は組合員全體に屬し、協同的活動及び奉仕の實現に依て生じたものである。協同組合の特殊的地位の眞の認識は、組合事業の社會的價值、即ち協同組合的「實體」は他の「社團」とはその趣きを全然異にしてゐるといふ事實及び營利ではなく奉仕の爲に存立するといふ協同組合の特殊目的に求めらるべきである。勿論、之はまた協同組合が私的商人及び資本家的政府の攻撃を受ける眞の理由でもある。其故に今こそ明かに、協同組合の理論家及び政治家が互助なる從來の用語を拋棄し、且つ近代の經濟的巨人との鬭争に於て無爲無力となる弱小無害の地方的團體の理想主義化を斷念して、協同組合運動の偉大なる社會的業績を基礎として、協同組合の權利を主張すべき秋がきたのである。

(註一) Fay, Economic Journal, op. cit., p. 421. 参照。

(註二) 英國國會議事録、一九三三年五月廿二日、七七七頁。

(註三) Fay, Economic Journal, op. cit., p. 422. 又 Hall and Watkins, Co-operation, p. 354. 参照。

一、協同組合保險の諸要素

協同組合保險の諸要素を限定し吟味し得んが爲に、我等は先づ協同組合原理の一般的定義より出發し、而して後、保險事業が果して如何なる程度まで協同組合原理と一致するかを研究することにしよう。

協同組合の本質は次の如き定義を以て表現し得よう。——協同組合とは、都市及び地方の貧窮生活者及び小生産者を含み、無制限的組合員及び團體所有的資金を擁する一の任意的組織であり、彼等の家計及び(或は)營業組織の改善、若しくは作業上の便宜の獲得を目的として、協同經營の下に事業を運用せんとするものである。協同組合は平等及び共同利益といふデモクラティックな基礎の上に立ち、その剩餘金は準備金中に繰入れられるか、若しくは組合の具備せる諸機關の利用高に比例して各組合員に分配される。

この定義は法律的、社會的、及び經濟的諸要素を包含してゐるが、之等を保險事業に適用せんとする目的を以て、順次に分析することが出来るであらう。

法律的要素

協同組合制度の主要なる法律的特徴としては、任意的無制限的組合員制、團體的資本、及びその協同組合的組織形態が挙げられる。協同組合保険制度は之等の諸特徴と一致するであらうか？

既述の如く、協同組合保険は任意的組織である。歐洲に於ては、政府、地方官廳、自治體當局の多くは、協同組合保険に先立つて強制保険を制定し、政府若しくは地方自治體の指導の下に、農村では特にそれが著しく發達してゐる。公共保険が獨占的方法を以て行はれてゐる場合には、任意的方法の餘地は残されてゐない。然し唯保険のみが強制的であり、その實行機關が個々の保険契約者の自由選擇に委ねられてゐる場合には、協同組合保険はその地盤を保持し得る。

協同組合保険は、それが個人的組合員であれ、協同組合團體であれ、之等加入者の利益の爲に作られた任意的組織である。それは、保険契約者と保險會社との間に人格的紐帶の全然缺如する場合の多い私的會社よりも遙かに有利である。個々の保険契約者の忠實及び責任感の如き要素は、保險事業に於ては一般に頗る重要な役割を果すものである。不忠實といふ最大の危険は、業務の甚しき擴張と關係者の増大の結果として、加入者の共通利益といふ紐帶や同一保險團體の加入者としての共同責任感の崩壊を招來するが如き保險會社に見出さるべきである。協同保險組合は、斯かる良心的協力の價值と重要性とを理解せしむべく、その加入者を教育しなければならぬ。諸協同取引組合に依る協同保險組合の忠實なる支持も亦、同様に缺くべからざるものである。

協同組合保険に於ける人的要素及び協同保險組合の加入者間に存する人格的紐帶の重要性は、それが「道德的危険」

を可成り輕減し、屢々殆んど絶滅さへしてゐるといふ事實に依つて、最もよく表示されてゐる。大規模の會社では、火災保險證券の交付を申込む各個人の個人的性質を調査することが出来ない。然るに、「各人が他の各人を知り合つてゐる」一地方の業務を扱ふ單位協同保險組合の場合には、「實際の『有害人物』若しくはその恐れあるものと看做される個人が加入を拒否されるのみならず、又或者の犯さんとする非行を見露はすことは、その隣人にとつても（さもなくばその損害の負擔が彼等自身に負はされる譯であるから）全般の利益となるであらう。」^(註一)

(註一) Pratt, Small Holders, Pp. 192-3.

協同保險組合の組合員間に於ける人格的結合は、又危險豫防の増進となつて現れるが、之は能率増進を齎し保險經費を輕減する主要條件である。危險豫防は、主として責任感及び社會組織の發達となつて現れる。斯かる特色は、他の何れに於てよりも、協同組合組織に於て最もよく發揮され得るのである。其故、協同組合員同志の密接なる結合は、十分高く評價さるべき一種の資産である。ストリックランドが、保險はその組織の安定性と加入者の正直への信頼から生れると論じてゐるのは、よく肯綮に中つてゐる。^(註一)「正直の資本化」とも言ふべき協同組合が、保險事業の組織として最良の形態たる事は明白である。

(註一) Strickland, Studies in European Co-operation, P. 165.

協同組合保険は組合員制の原則に立つのみならず、又無制限的組合員制に基いてゐる。とは言へ、個人保険の場合には凡て個々にそれに伴ふ危険率に應じて「^{ザリユット}値踏み」されることを忘れてはならない。新組合員は規則に照して適格者であり、組合の保険する平均率よりも特に大なる危険を伴ふ者でさへなければ、協同保険組合に加入を許される。組合員数は無制限であり、申込適格者や組合未加入のまゝ組合機關を一時的に利用せる者は誰でも、規則の遵守と組合員義務の履行を承諾しきへすれば、組合員となり得る。

然乍ら、危険率の選定に關しては、民間保険と協同組合保険との間には方法上の差異が存する。生命並に其他の保険形態に於ては、危険率の選定に當つて若干の制限が設けられてゐる。協同組合保険の場合を考察して見よう。^(註一)私的保険に依つて先づ採用されてゐる二種の方針は、或種の職業の排除及び特定地域居住者に對する拒絶である。協同組合保険は、之等の差別待遇方針を採らない。何故なら組合は凡ての申込者に開放されてゐるからである。

(註一) Hardy, Risk and Risk-bearing, pp. 253-9.

第三の制限は、その通常必要額を明白に超過せる保険金額を申込まんとする者に對する拒絶であり、保険金受取人が被保険者の生命に對して何等の被保険利益をも有せざる場合も亦、この中に包含される。協同組合保険制度は、自己の組合員の保険のみを扱ひ、組合員に奉仕し組合員の利益の擁護の爲に存立するものであるが故に、斯かる困難に當面することはない。

最後の方法、即ち道德的危険性の測定に資すべく設けられる監督及び調査は、協同組合保険、殊に單位組合に於て最もよく効果を發揮してゐる。組合員間の人格的結合及び彼等相互間の知識は、監督を過度ならしめる事さへ稀ではない。他方では、個人保険には醫師の診断と家族經歷が用ゐられるが、之は團體保険には適用されない。

營利保険と協同組合保険との危険選定方法の相違は、兩者の目的の相違の然らしむる所である。私的保險會社は、その収益の増加を齎すやうに危険を選定する。協同保險組合はその組合員への奉仕の爲に存立し、たとへその選定方法を可減することがあるとしても、過大なる損害を避け組合員全體の利益を擁護せんとする目的を以て事に當るのである。協同組合保険に於ては、人的要素が信用組合を除く他の如何なる協同組合組織に於てよりも以上に重大なる役割を果してゐる。然し保険により補償さるべき損害は、物質的、金錢的事項に屬し、之を支辨せんが爲には資本が必要となる。この資本は、普通、組合員出資者及び保證人に依つて提供される。

今日に於ては、保險業務の創業の爲の多額の資本の重要性は、協同保險組合の設立を困難ならしめてゐる。^(註二)茲に特に「今日に於ては」を強調するのは、現在では新保險團體は何れも、巨額の資金を蓄積し、安全確實を看板に未加入者の勧誘に努めつゝある既設の有力會社と競争しなければならぬからである。多額の創業資本を必要とするが故に、保險は特に有力大規模の協同組合及び協同組合聯合會の活動に適合する分野となつてゐる。これが、協同組合保險が多くの場合個々の組合員の組織する單獨的事業とはならず「消費組合主體の一分枝として發達し始めつゝある」ことの理由である。「組合員のあらゆる經濟的欲求を充さんとする消費組合が、組合員の安全を顧慮し、

危険に對する保険を設けることは、極めて當然の事である。」^(註11)

(註1) Gide, Consumers' Co-operative Societies, P. 120. には正當にも、屢々協同組合保険に取つて代つた相互保險の

大成功の原因は、相互保險が定資本なくして經營されてゐるといふ事實でありと指示してゐる。

(註2) Gide, Political Economy, P. 747. 〇ト註及々 Consumers' Co-operative Societies, P. 119.

協同組合保險は、協同組合生産と同様に屢々、協同組合中央團體、即ち卸賣組合或は労働組合に所屬する一事業として取扱はれる。然し、協同組合保險の今一つの類型、即ち協同組合的原则の下に被保險組合員に依つて造られた組合が存在する。この後者の型は前者に對しては、宛かも労働者生産組合がC.W.S.(英國協同卸賣組合)所有の通常の協同組合工場に對すると同様の關係にある。協同組合保險事業の眞の目的は、この第二の型の出来る限り多くのものを協同組合保險事業の第一の型に誘導せんとするに在る。

資本金の問題は姑く措くとして、準備金が保險事業に於て受持つ役割も亦頗る重要である。保險組合は、その現在組合員の利益の爲に借出した債務の現在高と等しく、組合員の拂込豫定保險料の現在價值よりも少き金額を準備金として保持し、之を大抵は投資してゐる。^(註1) 其故、保險に於ては準備金は事實上、被保險者の團體的保證の役割を果すものであつて、或著述家の如きは、保險業務に於ては資本は第二次的重要性を有するに過ぎず、「科學的保險は、健全なる銀行業と同様、十分なる準備金の存在にのみ依存する。」とまで主張してゐる。^(註2)

(註1) Paish and Schwartz, Insurance Funds and their Investment, Pp. 22-6. と比較せよ。

(註2) Patterson and scholz, Economic Problems of Modern Life, P. 75.

社會的要素

協同組合保險は團體的事業ではあるが、被保險者の個人的利害を出發點とする。他の協同組合事業の諸形態と同様に協同保險組合も、自己の必要の満足が協同組合組織に依つて、その他の方法に依るよりも一層合理的に、安價に、安全に實施され得ることを認識せる組合員の利益を中心として經營される企業體である。他の協同組合諸形態の如くに協同組合保險も亦、その特殊の經營方法に依てではなく、組合員の一定の社會層及び組合活動の目的に依つて資本主義的企業から區別される。

協同組合に於ける社會的要素は頗る重要であつて、幾多の論争を惹起してゐる。この社會的要素としては、組合員の社會層及び協同組合組織に於けるデモクラシー、平等、共同管理、相互奉仕等の諸原則が擧げられる。保險の方法及び目的は之等の諸原則と一致するや否や? 協同組合は労働階級、例へば貸銀労働者、都市及び農村の小生産者を對象とする。協同組合保險の社會的方向は、個々の保險契約者の重大なる關心の的となる。ワグナー・ロールベック其他の學究的著述家は、保險契約者は各自めい^(註1)の利益及び好みに應じて、斯かる危険協同體(Gefahrge-meinschaft)を選択し得ると平氣で言つてゐるが、實際生活に於ては、労働階級はその保險會社に關して殆んど選擇の自由を有しない。一群の代理店及びあらゆる近代的廣告勸誘戰術に依つて、結局は有力會社が彼等に押付けら

れるのである。斯かる事態に直面して、しかも労働階級が自己の利益の爲に戦ふに十分なる精力と決断力とを發揮し、又都市及び農村に、協同組合保険を自己の保険上の必要を満足せしめる重要機關として認識する多數の賃銀労働者及び小農民があるとなれば、それは實に驚嘆すべき事である。協同組合保険の経費は通常保険よりも僅少であるが、事務費の低廉なることは、その組合員の社會層と密接なる關係がある。従つてその契約條件は營利保険よりも一層有利であり、「弱小市民」にも保険の恩恵を十分利用せしめ得るのである。

(註1) Rohrbeck, Festgabe fuer A. Manes, P. 59.

協同組合保険が社會事業家及び社會改造論者の大なる關心を贏ち得たのは、その社會的性質に因るものである。(註1)

事實、近代の信用組合及び協同組合保険は、その創業當時、社會事業家達の斡旋に負ふ所極めて大であつたが、兩者は最も獨立の協同組合的經營に良く適合するものであつたので、その結果として今日では信用組合及び協同組合保険は各々自立し、その組合員及び協同組合運動全般に對して多大なる貢獻を爲し得るに至つてゐる。

(註1) Smith Gordon and O'Brien, Co-operation in Many Lands, P. 121.

協同組合保険はデモクラシーを基礎とし、各組合員は組合總會に一票を有し、組合の理事及び役員の選舉により全般的經營に參與する。之は半相互的・資本主義的保險會社と比較する時、協同組合機構の主要特徴と見るべきも

のである。資本主義的保險會社の中には、被保險者に収益の相當部分を返還するものもあるが、被保險者に業務の經營管理の完全なる權限を賦與するものは皆無である。産業保險報告書を繕けば、「營利的」相互保險の或るものには、於ては、保險契約者の地位が如何に無視されつゝあるかを十分了解し得るであらう。之等の報告書及び其他の調査は株主及び支配人が如何に汲々として全支配權を掌中に收めんと努力しつゝあるかを示してゐる。(註1)

(註1) Chhen Report (1933), PP. 24, 47, 48.

協同保險組合はデモクラシーに基くのみならず、又共同管理の基礎の上に築かれてゐる。之は協同組合保險の經費を如何なる他の保險形態よりも僅少ならしめてゐる。何故なら役員は多くは、殊に農村協同組合に於ては、名譽職であるからである。この特色は久しく小農民の注意と好感とを惹起してゐるものであつて、農業家の間で保險が疾くより協同組合的經營に適合せる分野として指示されたのは、驚くに足りない。(註1)

(註1) Wolf, The Future of Our Agriculture, PP. 191-2.

最後に、平等といふ要素があるが、之は協同組合諸原則中でも最も貴重なるものの一である。デフアードも論じてゐるやうに、「一般保險は個人よりも寧ろ個人々のグループを相手とすること、及びその實際經營に際しては個人的公平の吟味は行はれ得ないことを忘れてはならない。協同組合組織に於ては、何人も、市場の恩恵に依り

決定されるやうな個人的ボロ儲けを得ようと望む譯にはゆかない。(註一)

(註一) Gephardt, Principles of Insurance Vol. II, P. 217.

協同組合は斯くして、相互の援助に依り自己の經濟的地位の向上に向つて努力しつゝある經濟的弱者の運動として組織されたものであり、従つてプロカーの活動餘地は残されてゐない。生存競争に於て自己の力に信頼し得、且つ獨力で進み得るやうな經濟的或は肉體的特に強力なる人物は、通常、資本主義組織の方を歓迎し、協同組合に参加しない場合が多い。彼等は時折は團結して、自己の特殊の必要、團體的慾求の便宜の爲に私的相互組織を造ることある。(註一)然し一方、協同組合は協力と相互奉仕の上に築かれ、組合員は皆自己の利益を共同組織に依つて擁護せんとして協同組合に加入するのである。被保險物(人體及び財産)に自然的或は經濟的平等は無いにしても、被保險者は保險の各部門に於て被保險物件に關する特別の注意を拂ふことに依つて、保險組合をして或程度まで危険率を平均化せしめ得るのである。(註二)

(註一) Wagner, op. cit., P. 425.

(註二) ロールベツグの指摘する所に従へば、被保險者(被保險者)は保險組合への直接的服従の關係に置かれてゐるのでなく、間接には彼自身が被保險者なのである。何故なら、彼自身の行動に於ける注意或は不注意が、保險により與へらるゝ保護を増大若しくは減縮し得るからである。(Festgabe fuer A. Manes, P. 51.)

經濟的要素

協同組合保險の經濟的要素は、協同組合保險制度の目的、その商業的性質、及び新事業の創業並びに収益分配の方法に具體化されてゐる。協同組合が如何に容易に保險業務に適應するかは、茲に改めて指摘するには及ぶまい。保險の據つて立つ基礎そのものが既に多數者の協力であり、被保險者の數が多ければ多いほど、それだけ保險料も低廉となる。従つて、協同組合は明瞭に保險事業に最適の方法と言ひ得るであらう。協同組合保險には、二つの主要なる經濟的目的がある。即ち組合員の個人的必要の保險と協同組合事業の取引利害の保險とがそれである。個々の組合員を扱ふ限りに於ては、協同組合保險は保險の一般的法則に従つて經營するを以て有利とする。他方、その活動が協同組合事業を相手とする場合には、資本主義的保險の活動とは可成り事情を異にする。

協同組合經濟は資本主義經濟とは根本的相違をもつ。資本主義世界の只中に行はれ、著しくその影響を蒙つてはゐるけれども、協同組合の活動はそれとは異なる原則の下に、異なる目的を以て行はれる。この事は保險に於ては特に明瞭に現はれる。協同組合保險は、協同組合經濟の鏡として、又協同組合理論の明白なる表現として役立つであらう。資本家的企業から考へられる一般保險理論の主要問題——例へば資本主義的市場の危険性及び不安定性、企業家的危険、金融及び産業資本の分離等——は、可成りの程度に測定可能な組織化された市場を取扱ふ消費組合組織に在つては、全然異なる意義を有するに至つた。消費組合の經驗する市場的危険には自ら限界がある。協同組合企業に於ては、組合の全資産は組合運動の全般的必要に従屬するが故に、産業及び金融資本の分離を來たすこと

決定されるやうな個人的ポロ儲けを得ようと望む譯にはゆかない。(註一)

(註一) Gephard, Principles of Insurance Vol. II, P. 217.

協同組合は斯くして、相互の援助に依り自己の經濟的地位の向上に向つて努力しつゝある經濟的弱者の運動として組織されたものであり、従つてプロカーの活動餘地は残されてゐない。生存競争に於て自己の力に信賴し得、且つ獨力で進み得るやうな經濟的或は肉體的特に強力なる人物は、通常、資本主義組織の方を歓迎し、協同組合に参加しない場合が多い。彼等は時折は團結して、自己の特殊の必要、團體的慾求の便宜の爲に私的相互組織を造ることもある。(註一) 然し一方、協同組合は協力と相互奉仕の上に築かれ、組合員は皆自己の利益を共同組織に依つて擁護せんとして協同組合に加入するのである。被保險物(人體及び財産)に自然的或は經濟的平等は無いにしても、被保險者は保險の各部門に於て被保險物件に關する特別の注意を拂ふことに依つて、保險組合をして或程度まで危険率を平均化せしめ得るのである。(註二)

(註一) Wagner, op. cit., P. 425

(註二) ロールベツグの指摘する所に従へば、被保險者(被保險者)は保險組合への直接的服従の關係に置かれてゐるのでなく、間接には彼自身が被保險者なのである。何故なら、彼自身の行動に於ける注意或は不注意が、保險により與へらるゝ保護を増大若しくは減縮し得るからである。(Festgabe fuer A. Manes, P. 51.)

經濟的要素

協同組合保險の經濟的要素は、協同組合保險制度の目的、その商業的性質、及び新事業の創業並びに収益分配の方法に具體化されてゐる。協同組合が如何に容易に保險業務に適應するかは、茲に改めて指摘するには及ぶまい。保險の據つて立つ基礎そのものが既に多數者の協力であり、被保險者の數が多ければ多いほど、それだけ保險料も低廉となる。従つて、協同組合は明瞭に保險事業に最適の方法と言ひ得るであらう。協同組合保險には、二つの主要なる經濟的目的がある。即ち組合員の個人的必要の保險と協同組合事業の取引利害の保險とがそれである。個々の組合員を扱ふ限りに於ては、協同組合保險は保險の一般的法則に従つて經營するを以て有利とする。他方、その活動が協同組合事業を相手とする場合には、資本主義的保險の活動とは可成り事情を異にする。

協同組合經濟は資本主義經濟とは根本的相違をもつ。資本主義世界の只中に行はれ、著しくその影響を蒙つてはゐるけれども、協同組合の活動はそれとは異なる原則の下に、異なる目的を以て行はれる。この事は保險に於ては特に明瞭に現はれる。協同組合保險は、協同組合經濟の鏡として、又協同組合理論の明白なる表現として役立つであらう。資本家的企業の角度から考へられる一般保險理論の主要問題——例へば資本主義的市場の危険性及び不安定性、企業家的危険、金融及び産業資本の分離等——は、可成りの程度に測定可能な組織化された市場を取扱ふ消費組合組織に在つては、全然異なる意義を有するに至つた。消費組合の經驗する市場的危険には自ら限界がある。協同組合企業に於ては、組合の全資産は組合運動の全般的必要に従屬するが故に、産業及び金融資本の分離を來たすこと

もない。但し農業協同販賣組合の地位は事情を異にしてゐる。何故なら、それは主として公開市場（屢々、國際市場）を顧客とし、資本家的取引と共通の幾多の危険に曝されてゐるからである。

協同組合、殊に消費組合に於ては、市場不安と収益との關係は、資本家的企業の場合と全然異つてゐる。若し消費組合が協同組合的生産と結合されるならば、それは消費者と生産者の眞の聯合となり得るであらう（既にそれは或程度まで實現してゐる）。ヒックスは現代の利潤説を論じ利潤と市場不安との關係を分析して、將來の發展に關して相當面白い假定的描寫を示してゐる。

（註1） Hicks, op. cit. Pp. 171-2. 曰く、「將來世界の歩みを豫見するに、市場に於ては最早利潤は存し得ない。あらゆる奉仕に對しては、その限界的製品の價値に應じて豫め規定された割合で報酬が與へられる。「殘餘なるものがなく、會社は一部類の者が他部類の者に賃銀を拂ふといふ形式を廢して、協同組合的團體となり、凡ての資本家も労働者も等しくその組合員となり、各組合員は同一の公平な方法で報酬を受けるであらう。」

協同組合保險は、組合員の個々の努力以上の何ものかを齎す新しい力、新しい事業を創造する。それは多くの箇々の危険を結合して一の連帶的危険たらしめ、保險組合員が避けようとする箇々の危険とは質的に異なる何ものかへと轉化する。ギールケも述べてゐるやうに、「或種の事故に對する協同組合員の抵抗力は、算術級數的ではなく幾何級數的である。」個人的努力を、その總體よりも遙に強力な新しい質的勢力へと轉換せしめることは、特にそれが社會的に必要な經濟活動と不可避的に隨伴する諸危険をもカヴァする場合の如きは、極めて價値あるものである。

収益分配の方法は、屢々、協同組合的組織の究極的標準として役立つてゐる。協同保險組合では、組合員はその出資金に對して制限附利息を受取り、その剩餘金は保險加入組合員の利用高に應じて、組合員の間で分配される。

この収益分配方法は協同組合事業の著しい特徴を爲すものであるが故に、非協同組合團體に依つて之に似た方法が採用される場合にも、「協同組合」と呼ばれてゐる。

以上に於て、我等は現存組織に表れた協同組合保險の社會的、法律的、經濟的特徴を考察した。殘された仕事は、吾等の題目にとつて重要な之等の諸特徴を一の定義に纏め上げることである。この定義を次の如く定式化し得るであらう。——協同組合保險とは都市及び地方の個々人、賃銀生活者及び小生産者を含み、無制限的組合員及び團體所有的資金を擁する一の任意的組織である。協同組合保險事業は平等、共同利益及び共同經營といふデモクラティックな基礎の上に立ち、組合員の將來起り得べき必要に應じ、且つ組合員の相當額の臨時資金需要を支辨し得んが爲に團結し、その當面せる危険を相殺せんことを目的とする。出資金に對する配當は嚴格に制限され、保險料及び投資の剩餘金は、準備金中に繰入れられるか、若しくは、協同保險組合の具備せる諸保險機關の利用高に比例して各組合員に分配される。

三、協同組合保險とその他の保險との相違

既述の如く、保險に關する一般文獻中には、あらゆる種類の保險が悉く協同組合的であると主張が屢々行は

れてゐる。然し、若し凡ての形式の保険が協同組合的であるとすれば、一種獨特の保険形式としての協同組合保険には、如何なる意義を附せられるべきであらうか、事實、協同組合保険は、獨自のものであり、營利（資本家的）保険、相互保険、及び社會保險の三主要形式とは類を異にするものである。

（註一）Gephard, Principles of Insurance, Pp. 1-2. に曰く、「あらゆる形態の保険は……多少とも確實に豫測され得る危険に當面せる團體成員間の協同組合的方法である。」又 Fetter, Modern Economic Problems, Pp. 187-8. に曰く、「保保はその本質及び主としてその起源より言へば、一團體の各員が死亡者の家族に給與すべく一定額を據出し、之を該遺族に提供せんとする一の協同組合的方法である。」Talmaki, Co-operation in India and Abroad, Pp. 277-8. に曰く、「保險の基本的要素は用心と協同である。」

ジードも述べてゐるやうに、保險に關しては、協同組合保險と相互保險の二方法の相違は、一見したところ他の分野に於ての如くに明白ではなく、兩者の名稱は時折り全く無差別に用ゐられてゐるけれども、協同組合保險と相互保險とを區別する幾多の特色が存するのである。（相互保險の章参照、本書一〇二頁）協同組合保險は他の凡ての協同組合團體と同じく、商業業務の常設機關である。協同組合とは、「臨時的なる金錢的結合關係を越ゆる一の協同結合體である。」（フェイ）協同保險組合の組合員は、共同的商業的目的の爲に團結する。組合と組合員との間の契約は、永續的ではあるが永久不變のものではなく、組合員は豫告を以て脱退し得る。然し各組合員は、自己と協同保險組合との關係を全體の利益の爲に調整する責任がある。

（註一）Gide, Consumers' Co-operative Societies, P. 4. に曰く、「保險組合、例へば火災保險、家畜保險が問題となる時、或は信用組合が問題になる時にすらも、相互扶助なる語と「協同」組合なる語とが殆んど無差別に用ゐられてゐる。」又 Fay, Co-operation at Home and Abroad, P. 9. に曰く、「協同保險組合（即ちミュチオリテイ）は、それが例へば家畜保險の如くに特に生産方面の利用保險を顧慮する場合には、生産に對して信用組合と甚だよく似た援助を與へる。」

協同組合保險事業は、如何なる點で資本家的保險及び社會保險と異つてゐるであらうか。協同組合保險は自己の利益の爲に組合員の組織する商業業務である。正式に組織された協同保險組合では出資者とは、別箇に顧客があるといふ事はない。即ち各組合員は、出資者たると同時に保險契約者でもあり、組合資本を分擔すると共にそれに依つて保險されるのである。協同組合保險は、資本家的保險の場合の如くに營利事業ではなく、その經營に依り生じた剩餘金はその組合員に歸する。法律的には、協同保險組合は相互組合よりも、寧ろ定額保險料を取る普通保險會社に遙によく似てゐる。協同組合保險と資本家的保險會社との基本的相違は、協同保險組合に於ては剩餘金が、持株數に應じて株主に分配される代りに、組合員の支拂ふ保險料に比例して被保險者に拂戻される點に在る。とは言へこの定則には多少の訂正が必要な場合がある。即ち或種の協同保險組合では出資金なるものがなく、（例へばライフアイゼン信用組合の如くに）、組合は、擔保及び蓄積された剩餘金より繰入れられ、團體資本の役割を果す準備金を基礎としてゐる。

（註一）Gide, Consumers' Co-operative Societies, P. 120. と比較せよ。